

令和2年度外務省 ODA 評価

ルワンダ国別評価
(第三者評価)

別冊

令和3年3月

評価主任：専修大学経済学部教授 稲田 十一

アドバイザー：東京外国語大学総合国際学研究院
教授/現代アフリカ地域研究センター・センター長
武内 進一

NTC インターナショナル株式会社

令和2年度外務省 ODA 評価 ルワンダ国別評価 別冊 目次

目次

略語表

評価の枠組み

開発の視点からの評価 レーティング基準表

第 1 章 ルワンダの概況と対ルワンダ ODA 動向の補足情報	1
1-1 経済・社会状況.....	1
1-1-1 人口.....	1
1-1-2 経済状況・産業構造.....	1
1-1-3 雇用.....	2
1-1-4 国民総所得.....	2
1-1-5 国家財政.....	2
1-1-6 貿易.....	3
1-1-7 海外直接投資.....	3
1-2 貧困・社会開発状況.....	4
1-3 ルワンダの開発政策.....	5
1-3-1 長期開発政策:ビジョン 2020.....	5
1-3-2 中期開発政策.....	6
1-3-3 セクター別開発戦略.....	7
1-4 対ルワンダ ODA 動向.....	10
1-4-1 二国間支援の動向.....	10
1-4-2 多国間支援の動向.....	12
第 2 章 評価結果の補足情報	16
2-1 開発の視点からの評価.....	16
2-1-1 政策の妥当性.....	16
2-1-2 結果の有効性.....	22
2-1-3 プロセスの適切性.....	28
補論(評価主任:稲田 十一)	40
1. 現地調査なしでの国別評価の制約.....	40
2. 援助協調のモデル国としてのルワンダ.....	40
3. 「開発ガバナンス」「民主的ガバナンス」と経済発展・国の安定との関係.....	42
補論(アドバイザー:武内 進一)	50
1. ルワンダの市場化政策(提言 1 に関連して).....	50
2. 日本の対ルワンダ ODA 政策の「平和の定着」の観点からの明確化(提言 5 に関連して)	
.....	50

添付資料

添付資料 1 参考文献リスト

添付資料 2 インタビュー先リスト

添付資料 3 本評価対象案件リスト

略語表

略語	英語/仏語/独語	日本語
ACFA	Accelerated Co-Financing Facility for Africa	アフリカ向け協調融資促進ファシリティ
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
AFDL	Alliance des forces démocratiques pour la libération du Congo	コンゴ・ザイール解放民主勢力連合
AU	African Union	アフリカ連合
BEGIN	Basic Education for Growth Initiative	成長のための基礎教育イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CAS	Country Assistance Strategy	国別援助戦略(世界銀行)
CIA	Central Intelligence Agency	中央情報局(米国)
CNDD-FDD	Conseil National Pour la Défense de la Démocratie– Forces pour la Défense de la Démocratie	民主主義防衛国民会議・民主主義防衛
COSOP	Country Strategic Opportunities Programme	国別戦略的機会プログラム(国際農業開発基金)
C/P	Counterpart	カウンターパート
CPF	Country Partnership Framework	国別パートナーシップフレームワーク(世界銀行)
CPI	Corruption Perceptions Index	汚職認識度
CPIA	Country Policy and Institutional Assessment	国別政策制度評価
CSP	Country Strategic Paper	国別戦略文書(アフリカ開発銀行)
DDR	Disarmament, Demobilisation, Rehabilitation	武装解除・動員解除・再統合
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DoL	Division of Labour	役割分担
DP	Development Partners	開発パートナー(ドナー)
DPCG	Development Partners Coordination Group	開発パートナー調整グループ
DPR	Development Partners Retreat	開発パートナーリトリート
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
EDPRS	Economic Development and Poverty Reduction Strategy	経済開発貧困削減戦略
E/N	Exchange of Notes	交換公文
EPSA for Africa	Enhanced Private Sector Assistance for Africa	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ
EU	European Union	欧州連合
FSI	Fragile States Index	脆弱国家指標

略語	英語/仏語/独語	日本語
G/C	Grant Contract	贈与契約(草の根・人間の安全保障無償)
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIS	Geographic Information System	地理情報システム
GIZ	Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HIV	Human Immunodeficiency Virus	ヒト免疫不全ウイルス
HP	Homepage	ホームページ
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System	商品の名称及び分類についての統一システム
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IFAD	Internationa Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IT	Information Technology	情報技術
IRPWD	Integrated Rehabilitation and Production Workshop Development	リハビリ・生産総合センター
JAAR	JICA Alumni Association of Rwanda	ルワンダ JICA 帰国研修員同窓会
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NAPSA	New Approach for Peace and Stability in Africa	アフリカの平和と安定のための新しいアプローチ
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NRM	National Resistance Movement	国民抵抗運動
NST	National Strategy for Transformation	国家変革戦略
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee	経済協力開発機構 開発援助委員会
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries	石油輸出国機構
OSBP	One Stop Border Post	ワンストップ・ボーダーポスト
PFM	Public Financial Management	公共財政管理
PoC	Proof of Concept	概念実証
PPP	Purchasing Power Parity	購買力平価

略語	英語/仏語/独語	日本語
PRSP	Poverty Reduction Strategy. Paper	貧困削減戦略文書
PSTA	Strategic Plan for Agriculture Transformation	農業改革戦略計画
RDRC	Rwanda Demobilization and Reintegration Commission	ルワンダ動員解除・社会復帰委員会
RPF	Rwandan Patriotic Front	ルワンダ愛国戦線
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SFI	State Fragility Index	国の脆弱度指標
SWs	Sector Working Groups	セクター・ワーキング・グループ
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
ToT	Training of Trainers	講師養成研修
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術教育・職業訓練
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金
UNHCR	The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees	国際連合難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
UNOPS	United Nations Office for Project Services	国際連合プロジェクト・サービス機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WASABI	Water and Sanitation Broad Partnership Initiative	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ
WFP	World Food Programme	国際連合世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

評価の枠組み

評価対象: 日本の対ルワンダ政府開発援助(ODA)政策、評価対象期間: 2010 年度～2019 年度				
評価の視点	評価基準	検証項目	検証内容	情報収集先・情報源
開発の視点からの評価	政策の妥当性	1.ルワンダの開発ニーズとの整合性	1.1 中・長期的な開発政策及びセクター別開発計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・Vision2020(2000-2020)、経済開発貧困削減戦略(EDPRS)(2008-2012、2013-2018)、第一次国家変革戦略(NST1)(2017-2024)、各セクターの開発計画など ・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、独立行政法人国際協力機構(JICA)本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、日本の非政府組織(NGO)・大学、日系企業など
		2.日本の開発上位政策との整合性・一貫性	2.1 ODA 大綱(2003 年)、開発協力大綱(2015 年)、ODA 中期政策(2005 年)との整合性 2.2 日本の対アフリカ支援政策との整合性 2.3 日本の分野別開発政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA 大綱、開発協力大綱、ODA 中期政策 ・日本の対アフリカ支援政策文書(開発協力/ODA 白書、アフリカ開発会議(TICAD)4・5・7 横浜宣言・行動計画及び同 6 ナイロビ宣言・実施計画など) ・日本の分野別開発政策文書(①インフラ:質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(2016 年)、②農業開発:アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)イニシアティブ(2008 年)、グローバル・フードバリューチェーン戦略(2014 年)、③水・衛生:水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)(2006 年)、④教育:成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)(2002 年)、低所得国への教育分野支援(2002 年)、日本の教育協力政策(2011-2015)、平和と成長のための学びの戦略(2015 年)、⑤情報通信技術(ICT):国際的な情報格差問題に対する日本の包括的協力策について(2000 年)、⑥平和構築:我が国の対アフリカ平和の定着支援(2006 年)、アフリカの平和と安定のための新しいアプローチ(NAPSA)(2019 年)など) ・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部など
		3.国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性	3.1 ミレニアム開発目標(MDGs)及び持続可能な開発目標(SDGs)との整合性 3.2 他ドナーの対ルワンダ支援の方向性(方針、優先分野など)との相互関連・補完性 3.3 日本の対ルワンダ支援分野(運輸交通、国境管理、電力、農業開発、水・衛生、教育、職業訓練・産業技術教育、ICT など)や手法・スキームなどの比較優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・MDGs/SDGs 関連文書など ・他ドナー資料(対ルワンダ支援方針・実績など) ・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業、他ドナーなど

結果の有効性	1. 日本のODAの実績と貢献（インプット）	1.1 日本の対ルワンダ ODA 実績と貢献（日本の対ルワンダ ODA 金額と、二国間・多国間ドナーによる対ルワンダ ODA 金額・ルワンダ国内総生産(GDP)・政府歳出との比較、日本の ODA 供与国における順位・割合など）（インプット）	・経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）、世界銀行などの統計資料
	2. 開発課題ごとの日本のODA実績と貢献（アウトプット、アウトカム）	2.1 日本の対ルワンダ ODA 政策の各開発課題（小目標）に対する日本の対ルワンダ ODA の実績と貢献（支援内容・貢献内容、個別案件の当初目的の達成状況、各分野における日本の対ルワンダ ODA 金額と二国間・多国間ドナーによる対ルワンダ ODA 金額との比較、関連する開発指標の推移など）（アウトプット、アウトカム）	・外務省・JICA 関連資料（ODA 国別データ集、開発協力/ODA 白書、個別事業評価書・報告書など） ・ルワンダ政府、OECD-DAC、国連機関、世界銀行、アフリカ開発銀行などの報告書・統計資料（ルワンダ政府：External Development Finance Report, ODA Report など） ・外務省・在ルワンダ日本国大使館・JICA ホームページなど ・インタビュー：外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業、他ドナーなど
	3. 重点分野への支援の有効性（インパクト）	3.1 日本の対ルワンダ ODA 政策における各重点分野（中目標）に対する日本の対ルワンダ ODA の実績と貢献（貢献内容、個別案件の当初目的の達成状況、関連する開発指標の推移、アウトカムとインパクトとの関連性など）（インパクト）	・外務省・JICA 関連資料（ODA 国別データ集、開発協力/ODA 白書、個別事業評価書・報告書など） ・ルワンダ政府、OECD-DAC、国連機関、世界銀行、アフリカ開発銀行などの報告書・統計資料（ルワンダ政府：External Development Finance Report, ODA Report など） ・外務省・在ルワンダ日本国大使館・JICA ホームページなど ・インタビュー：外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業、他ドナーなど
プロセスの適切性	1. 日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性	1.1 国別開発協力方針策定の根拠の適切性 1.2 国別開発協力方針策定にあたっての日本側・ルワンダ側関係者による協議・意見交換の状況 1.3 国別開発協力方針策定にあたっての他ドナー・NGO などの関係機関との調整・意見交換の状況 1.4 国別開発協力方針の公表状況	・対ルワンダ国別開発協力方針、同策定プロセスに係る記録など ・外務省・在ルワンダ日本国大使館ホームページなど（パブリックコメント：意見募集結果等） ・インタビュー：外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所など
	2. 日本の対ルワンダ ODA 実施プロセスの適切性	2.1 現地及び日本国内の対ルワンダ ODA 実施体制（現地 ODA タスクフォース、ルワンダ側受入れ体制、外務省・JICA 本部・関係省庁・協力機関など）の整備・運営状況 2.2 支援先ニーズの継続的な把握状況（政策協議、セクター別会合など） 2.3 国別開発協力方針に示された重点分野への取組やアプローチの実施状況（案件形成・選定プロセス、案件間調整・連携、人道・復	・ルワンダ政府の報告書（External Development Finance Report, ODA Report 等）、個別事業評価書・報告書、対ルワンダ JICA 国別分析ペーパー、広報資料など ・外務省・在ルワンダ日本国大使館・JICA ホームページなど ・インタビュー：外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業など

		<p>旧復興・開発支援の継続性/関連性など)</p> <p>2.4 政策の実施状況の定期的なモニタリング・評価・フィードバックの状況</p> <p>2.5 広報(国内、現地)の実施状況(内容、方法など)</p>	
		<p>3.日本の対ルワンダ ODA の実施における協調・連携、配慮</p> <p>3.1 他ドナー(二国間・多国間)・国際/現地 NGO や日本側関係機関(NGO、地方自治体、大学、企業、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)など)等との協調・連携の状況</p> <p>3.2 社会性・民族性(ジェンダーなど)及び環境への配慮</p>	<p>・個別事業評価書・報告書など</p> <p>・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業、JETRO、他ドナー、日本のルワンダ地域研究者、在ルワンダ研究者など</p>
外交の視点からの評価	外交的な重要性	<p>1.1 日本が掲げる外交政策(国家安全保障戦略などを踏まえた対ルワンダ ODA の重要性(国際社会の平和・安定・繁栄の強化(①開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現、②開発途上国の人材育成に対する協力)など)</p> <p>1.2 ルワンダの二国間外交関係上の重要性(国際社会における二国間関係の強化、基本的な価値観や戦略的利益の共有、地政学的位置付けの重要性、他ドナーとの関係など)</p> <p>1.3 その他対ルワンダ ODA の重要性(日本の平和・安全・繁栄への貢献(日ルワンダ間の経済関係の強化)、ルワンダにおける平和の定着、アフリカ大湖地域の平和・安定など)</p>	<p>・外務省・JICA・国家安全保障会議関連文書(開発協力大綱、国家安全保障戦略、外交青書、開発協力/ODA 白書、日本とルワンダの友好・外交関係の変遷(要人往来など)、両国の外交関係者会談要旨、政策評価書、対ルワンダ国別開発協力方針、個別事業評価書・報告書など)</p> <p>・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関、日本のルワンダ地域研究者、在ルワンダ研究者など</p>
	外交的な波及効果	<p>2.1 国際社会における日本の位置付け/アフリカ地域への波及効果(日本の立場への理解増進・プレゼンス強化、ルワンダにおける平和の定着、アフリカ大湖地域の平和・安定への寄与など)</p> <p>2.2 二国間関係及び日本/日本国民への波及効果(経済・外交・友好関係の促進、親日家/知日派人材の醸成、日系企業の対ルワンダ・ビジネス進出や日本の対ルワンダ民間投資の促進など)</p>	<p>・外交青書、開発協力/ODA 白書、両国の外交関係者会談要旨、政策評価書など</p> <p>・二国間外交関係に関わる資料(両国の外交関係者会談要旨など)</p> <p>・二国間経済関係に関する統計資料など(貿易額・量の推移、日本企業による対ルワンダ投資や在ルワンダ日系企業数の推移など)</p> <p>・二国間友好関係に関わる資料(在ルワンダ邦人の推移、在日ルワンダ人・訪日ルワンダ人の推移、現地での ODA 事業の報道、一般文化・草の根文化無償の報告書・記事など)</p> <p>・ルワンダの平和の定着/アフリカ大湖地域の安定に関わる資料(ルワンダの平和の定着に資する事業の報告書等)</p> <p>・インタビュー:外務省、在ルワンダ日本国大使館、JICA 本部・ルワンダ事務所、ルワンダ政府関係機関・実施機関、JICA 専門家/海外協力隊、本邦 NGO、日本の大学、日系企業、JETRO、他ドナー、日本のルワンダ地域研究者、在ルワンダ研究者など</p>

(出所)評価チーム作成。

開発の視点からの評価 レーティング基準表

評価基準	検証項目	レーティング基準
政策の妥当性	1.ルワンダの開発ニーズとの整合性 2.日本の開発上位政策との整合性・一貫性 3.国際的な優先課題との整合性/他ドナーの支援との関連性・日本の比較優位性	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目で低い評価結果であった。
結果の有効性	1.日本の ODA の実績と貢献(インプット) 2.開発課題ごとの日本の ODA 実績と貢献(アウトプット、アウトカム) 3.重点分野への支援の有効性(インパクト)	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて大きな効果が確認された。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目で効果が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目において効果が確認されなかった。
プロセスの適切性	1.日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性 2.日本の対ルワンダ ODA 実施プロセスの適切性 3.日本の対ルワンダ ODA の実施における協調・連携、配慮	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて適切な実施が確認された。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目において適切な実施が確認された。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目において適切な実施が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目において適切な実施が確認されなかった。

(出所) 評価チーム作成。

第1章 ルワンダの概況と対ルワンダ ODA 動向の補足情報

本章では、本評価報告書の第2章の補足情報を以下に示す。

1-1 経済・社会状況

1-1-1 人口¹

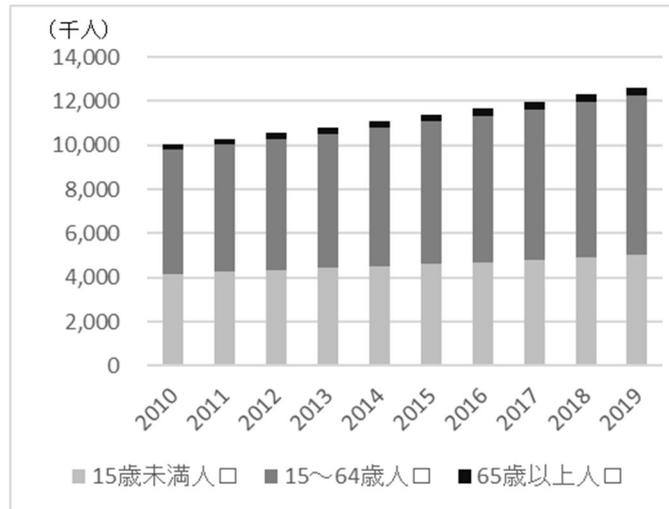
ルワンダの2019年時点の人口は12,627千人であり、2010年以降は年平均2.6%のスピードで人口が増加している(図1)。ルワンダの人口はサブサハラ・アフリカ諸国の中で25位だが、その狭小な国土のためサブサハラ・アフリカ地域で2番目に人口密度が高い国(512/km²:2019年)。

また、ルワンダは15歳未満人口と生産年齢人口(15~64歳)が全人口の97%を占めており、人口の多くは農村に居住している(83%)(2019年)。

1-1-2 経済状況・産業構造

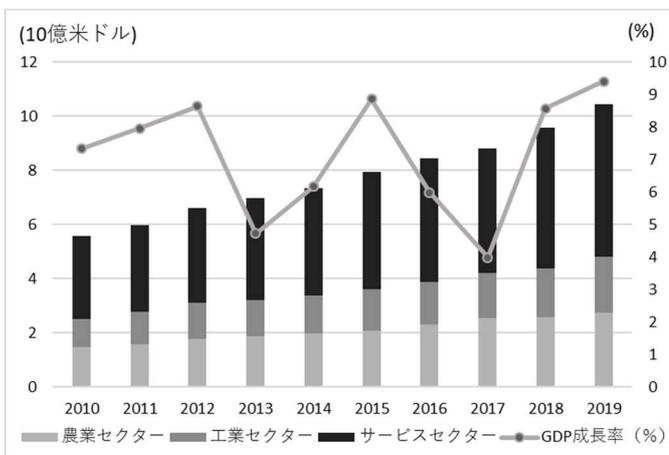
ルワンダは1994年のジェノサイド以降、急速な発展を続けており、2000年代には年率平均8.3%、2010年代は同7.2%と安定して高い実質国内総生産(GDP)成長率を維持している²(図2)。2019年時点のGDPは約101億米ドル(名目値)である³。経済成長に伴い、一人あたり名目GDPも2010年の612米ドルから2019年には802米ドルに増加した⁴。

2017年における産業別GDPの構成比は、サービス業が最も大きく(51.5%)、次いで農業(30.9%)、工業(17.6%)となっている⁵。



(出所)World Bank (2020) World Development Indicators より評価チーム作成

図1 ルワンダの人口推移



(出所)World Bank (2020) World Development Indicators より評価チーム作成

図2 ルワンダの産業別名目GDP(左軸)と実質GDP成長率(右軸)の推移

¹ 1-1-1の出所は、World Bank (2020) "World Development Indicators", URL: <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#>, 2021年2月10日最終閲覧

² 同上

³ 同上

⁴ 同上

⁵ 中央情報局(米国)(CIA) (2021) The World Factbook: Rwanda (<https://www.cia.gov/the-world-factbook/countries/rwanda>) 2021年2月8日

1-1-3 雇用⁶

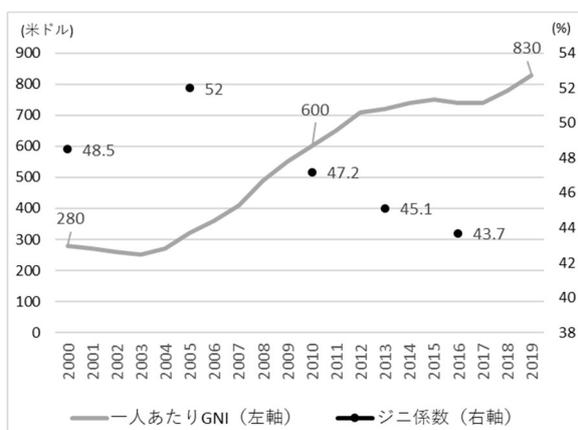
ルワンダ国立統計研究所によると、2019年時点のルワンダの労働力人口は約386万人であり、このうち約327万人が就業状態にある。最大の雇用セクターは農業(37%)であり、これに卸売・小売業等(15%)や建設業(10%)が続く。なお、就業者の大部分はインフォーマル・セクターで雇用されている(約293万人、全体の約90%)。一方、労働力の約15.2%にあたる約59万人が失業状態にある。若年層(16~30歳)に限ると失業率は19.4%であり、特に後期中等教育や高等教育を受けた層の30%前後が失業状態にある。

1-1-4 国民総所得

図3のとおり、一人あたり国民総所得(GNI)は増加傾向にあり、2019年時点で830米ドルとなっている⁷。ただし、ルワンダの長期開発計画『Rwanda Vision 2020(以下、ビジョン2020)』が掲げた2020年までに1,240米ドルを達成するという目標には届いていない。なお、社会全体の所得の不平等を表すジニ係数は低下傾向にあり、2016年時点で43.7%となっている(図3)。

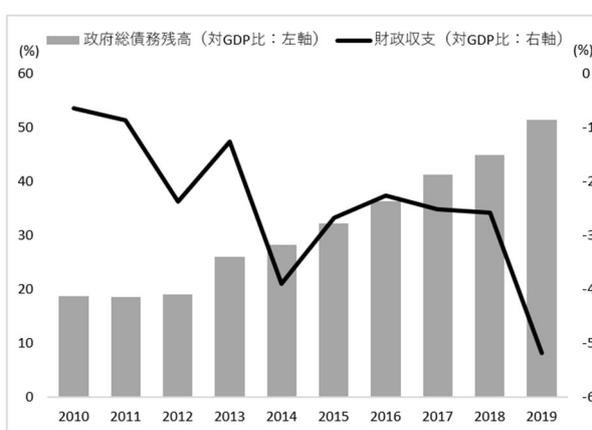
1-1-5 国家財政

ルワンダ政府の財政は、2010年以降財政赤字が続いており、2019年には対GDP比6.3%の財政赤字、総債務残高は51.4%(対GDP比)を記録した(図4)⁸。特に2018/19会計年度は、国外資金による投資支出の拡大や、想定を下回る予算交付金等により、財政赤字が拡大した⁹。



(出所)World Bank (2020) World Bank Data より評価チーム作成

図3 一人あたりGNIとジニ係数の推移(ルワンダ)



(出所)IMF (2020) World Economic Outlook より評価チーム作成

図4 財政収支及び政府総債務残高の推移(ルワンダ)

⁶ 1-1-3 の出所は、National Institute of Statistics of Rwanda (2020) “Labour Force Survey Annual Report 2019”, URL: <https://www.statistics.gov.rw/publication/labour-force-survey-annual-report-2019>, accessed 2nd Oct. 2020.

⁷ World Bank Data, GNI per capita (Atlas method (current US\$)) (World Bank, 2020)

⁸ 国際通貨基金(IMF) (2020) World Economic Outlook: Rwanda (<https://www.imf.org/external/datamapper/profile/RWA>, 2021年2月8日最終閲覧)

⁹ IMF (2020) Rwanda First Review under the Policy Coordination Instrument and Monetary Policy Consultation – Press Release: and Staff Report (IMF Country Report No. 20/9)

1-1-6 貿易

表 1 のとおり、ルワンダは 2010 年以降、徐々に輸出が拡大しているものの、輸入額がそれを上回るスピードで増加しており、貿易収支は赤字傾向にある。さらに、経常収支も赤字が続いており、対外債務残高の対 GNI 比は拡大の一途をたどっている。

表 1 国際収支に係る主な指標(ルワンダ)

指標/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
輸出額(百万米ドル)	654.6	861.4	906.1	1,040.4	1,131.4	1,121.6	1,343.9	1,899.5	2,037.2	2,259.2
輸入額(百万米ドル)	-1,625.3	-1,862.9	-2,185.2	-2,283.5	-2,476.6	-2,731.5	-2,961.9	-3,067.1	-3,341.7	-3,740.8
貿易収支(百万米ドル)	-970.6	-1,001.5	-1,279.1	-1,243.1	-1,345.2	-1,609.9	-1,618.0	-1,167.6	-1,304.5	-1,481.6
経常収支(百万米ドル)	-426.8	-485.6	-733.1	-556.7	-945.8	-1267.3	-1349.5	-689.7	-745.8	na
対外債務残高(対GNI比:%)	20.2	21.3	23.9	30.0	35.9	41.2	50.7	54.0	58.2	63.4
外貨準備高(百万米ドル)	806.4	717.6	474.7	654.2	945.1	917.5	1,013.4	1,178.8	1,355.1	1,464.9

(出所) World Bank (2020) World Development Indicators より、評価チーム作成

ルワンダの最大の輸出国は、輸出額全体の 32%を占めるコンゴ民主共和国であり、これにアラブ首長国連邦が続く。一方、最大の輸入元は中国であり全体の 20%を占めている。日本は輸出・輸入ともに規模が小さい(表 2)。ルワンダの主な輸出品は金、紅茶、コーヒー、鉱石(スズ鉱石等)であり、主な輸入品は石油製品、金、通信機器、医薬品、パーム油である¹⁰。

表 2 ルワンダの貿易相手国上位 5 カ国と日本の輸出入額(2019 年)(単位:百万米ドル)

順位	国名	輸出額	割合	順位	国名	輸入額	割合
1	コンゴ民主共和国	372.6	32.1%	1	中国	635.3	19.9%
2	アラブ首長国連邦	344.3	29.6%	2	インド	280.5	8.8%
3	ウガンダ	61.2	5.3%	3	ケニア	278.5	8.7%
4	スイス	53.7	4.6%	4	タンザニア	269.7	8.4%
5	パキスタン	39.1	3.4%	5	アラブ首長国連邦	244.1	7.6%
32	日本	2.2	0.2%	20	日本	29.7	0.9%
合計		1,161.8	100.0%	合計		3,195.2	100.0%

(出所) United Nations (2020) UN Comtrade Database より、評価チーム作成

1-1-7 海外直接投資

世界銀行が毎年発表する、世界 190 カ国における「ビジネスのしやすさ指数」でルワンダは世界で 38 位、サブサハラ・アフリカ地域では 2 位となっている¹¹。一方、外国からルワンダへの海外直接投資額は、年々増加しており 2018 年には 3 億米ドルを突破したものの、サブサハラ・アフリカ地域(高所得国を除く)の 100 分の 1 に過ぎず¹²、外資導入政策が成功しているとはいえない。

¹⁰ United Nations (2020) UN Comtrade Database (<https://comtrade.un.org/data/>、2021 年 2 月 9 日最終閲覧)

¹¹ World Bank (2019) Doing Business 2020

¹² World Bank (2020) "World Development Indicators", URL: <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators#>、2021 年 2 月 9 日最終閲覧)

1-2 貧困・社会開発状況

人間開発指数(HDI)及び関連する指標については、表 3 に示すとおり、2000 年以降大幅な改善が見られるものの、依然として人間開発の低位グループ(HDI が 0.550 未満)に位置している。なお、サブサハラ・アフリカ諸国の平均と比較すると HDI は同程度であるものの、平均余命や就学予測年数が平均より高い一方で、就学年数や 1 人あたり GNI は平均を下回っている。

表 3 人間開発指数及び構成指数の推移(ルワンダ)

HDI及び構成指数	1990年	2000年	2010年	2018年	サブサハラ・アフリカ平均
人間開発指数	0.245	0.337	0.488	0.536	0.541
人間開発指数の順位	141(144)	163(174)	158(188)	157(189)	—
出生時平均余命(歳)	33.4	48.6	63.4	68.7	61.2
就学予測年数(年)	5.7	7.2	11.1	11.2	10
平均就学年数(年)	1.8	2.3	3.8	4.4	5.7
1人あたりGNI(米ドル建てPPP)	865	796	1,386	1,959	3,443

(注)サブサハラ・アフリカ地域平均は、2018 年の数値。人間開発指数の順位のカッコ内の数字は、当該年のリストに掲載された国・地域の数。PPP:購買力平価

(出所)国際連合開発計画(UNDP) (2020) Human Development Reports (<http://hdr.undp.org/en>) より、評価チーム作成

ミレニアム開発目標(MDGs)の各目標とルワンダにおけるその指標の達成状況を表 4 に示す¹³。8つの目標に関連するほとんどの指標が達成済みであり、未達成の指標はわずかに4つのみである(うち 1 つは期限までに達成見込み)。なお、サブサハラ・アフリカ地域全体では MDGs の進捗が遅れており、2014 年時点で達成済みなのは HIV/エイズの蔓延防止のみである¹⁴。

表 4 ルワンダにおける MDGs の達成状況

MDGs の目標	達成した指標	未達成の指標
目標 1: 極度の貧困及び飢餓の撲滅	5 歳未満児の栄養失調(低体重、衰弱)の割合、栄養不良人口の割合	貧困率、5 歳未満児の栄養失調(発育阻害)の割合
目標 2: 普遍的な初等教育の達成	15~24 歳の識字率、初等教育の純就学率・修了率、初等教育における男女格差	(なし)
目標 3: ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	男女間の識字率の格差、国会における女性議員の割合	非農業部門における女性賃金労働者の割合
目標 4: 幼児死亡率の削減	はしかの予防接種を受けた 2 歳未満児の割合、5 歳未満児の死亡率、乳幼児死亡率	(なし)
目標 5: 妊産婦の健康の改善	妊産婦の死亡率、医療従事者の立ち会いによる出産の割合	(なし)
目標 6: ヒト免疫不全ウイルス(HIV)/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	HIV 感染率、マラリアによる死亡率、殺虫処理された蚊帳を使用して睡眠する 5 歳未満児の割合	(なし)
目標 7: 環境の持続可能性の確保	生物多様性の維持を目的とした保護区域の面積の割合、改善された飲料用水源を利用する人口の割合、適切な衛生施設を利用できる人口の割合	(なし)

¹³ データが確認できた最新(2014 年時点)の達成状況。なお、ルワンダ政府は、ビジョン 2020 で掲げる開発目標を踏まえて MDGs の指標を改訂・追加しており、国連が定める 21 のターゲットと 60 の指標とは異なる点がある。

¹⁴ United Nations (2015) Millennium Development Goals: 2015 Progress Chart

目標 8: 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進	基礎的社会サービスに対する政府開発援助 (ODA) の割合 (教育、基礎医療、栄養、安全な水と衛生)、1,000 人あたりのインターネット利用者数・携帯電話利用者数	1,000 人あたりの電話回線利用者数 (※達成の可能性が高い)
-------------------------------	--	----------------------------------

(出所) アフリカ開発銀行 (AfDB) (2016) Country Strategy Paper 2017-2021 より、評価チーム作成

ルワンダ政府は、2030 年までの達成を目指す持続可能な開発目標 (SDGs) の各目標と、中期開発政策である第一次国家変革戦略 (NST 1) で掲げている経済・社会・ガバナンス分野の各優先課題とを統合させ、SDGs と NST 1 双方の達成に向けて両立を目指している¹⁵。しかし、表 5 に示すとおり、2020 年時点において SDGs の各目標の達成状況は「多くの課題が残っている (D)」または「重大な課題が残っている (C)」がほとんどを占め、また、目標達成に向けた進捗状況も半数が「停滞 (△)」傾向にあるなど引き続き課題が残っている。

表 5 ルワンダにおける SDGs の目標達成度と達成に向けた進捗状況

目標	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
達成度	D	D	D	C	C	D	D	C	D	D	D	C	A	-	C	D	C
進捗状況	△	△	○	△	○	○	△	◎	○	-	△	-	◎	-	△	△	△

(出所) Sachs et al. (2020) The Sustainable Development Goals and COVID-19. Sustainable Development Report 2020 より、評価チーム作成

(注) 17 の目標の達成状況は、「達成した (A)」、「課題が残っている (B)」、「重大な課題が残っている (C)」、「多くの課題が残っている (D)」の 4 段階で評価されている。また、各目標の指標の進捗状況は、「順調に改善／達成した (◎)」、「緩やかに改善 (○)」、「停滞 (△)」、「悪化」の 4 段階で示される。なお、一部の目標の達成度・進捗状況は情報不足などの理由で記載されていない (例えば、目標 14 は海洋資源の保護・持続可能な利用に関する目標であり、内陸国であるルワンダは評価が行われていない)。

1-3 ルワンダの開発政策

1-3-1 長期開発政策: ビジョン 2020¹⁶

ルワンダ政府は 2000 年に長期国家開発政策である「ビジョン 2020」を策定し、2020 年までの中所得国入りを国家目標に掲げている¹⁷。具体的には、1 人あたり GNI を 1,240 米ドルへ引き上げ、貧困率を 20% へ減少させ、そして平均余命を 66 歳に引き上げることを指標として設定している。ビジョン 2020 ではその目標を達成するための 6 つの柱、すなわち 1) グッドガバナンスと有能な国家、2) 人的資源開発と知識集約型経済、3) 民間部門主導経済、4) インフラ開発、5) 高生産性かつ市場志向農業、6) 地域・国際経済統合と、3 つの分野横断的課題として、1) ジェンダー平等、2) 環境保全と自然資源の持続的管理、3) 科学・技術・情報通信技術 (ICT) を掲げている。

表 6 ルワンダ国家長期開発政策「ビジョン 2020」の概要

項目	内容
対象期間	2000～2020 年
主要な目標	1. 援助依存からの脱却にむけたマクロ経済安定化と富の創出 2. 経済構造の転換 3. 生産性の高い中間層の創出と起業家精神の育成
6 つの柱	1. グッドガバナンスと有能な国家 2. 人的資源開発と知識集約型経済 3. 民間部門主導経済

¹⁵ United Nations (2019) 2019 Rwanda Voluntary National Review (VNR) Report

¹⁶ Republic of Rwanda (2012) RWANDA Vision 2020 Revised 2012

¹⁷ 2012 年にそれまでの進捗を踏まえて指標の改訂が行われた。

	4. インフラ開発 5. 高生産性かつ市場志向農業 6. 地域経済及び国際経済の統合
分野横断的課題	1. ジェンダー平等 2. 自然資源、環境及び気候変動 3. 科学、技術及び ICT
48 の指標	主な指標: 経済成長率、民間部門に対する国内貸付率、国際収支の対 GDP 比率、一人あたり GDP、貿易開放度、一人あたり農業生産性、生物多様性、道路整備率、電力アクセス、インターネット利用者数、携帯電話登録者数、貧困率、ジニ係数、平均余命、乳児死亡率、栄養失調、識字率、就学率、公共サービスに対する満足度、腐敗認識指数、法の支配指数ほか

(出所) Republic of Rwanda (2012) Rwanda Vision 2000 (Revised in 2012) をもとに評価チーム作成。

(注) 2012 年に開発の進捗状況を踏まえ、指標の一部が変更・追加された(気候変動、ガバナンス、ICT、地域経済統合等)。また、すでに達成済みの指標あるいは達成の見通しにある指標は、目標値が上方修正された。

1-3-2 中期開発政策

ルワンダ政府はビジョン 2020 の円滑な実施のため、中期開発政策として「貧困削減戦略文書(PRSP)」(2002～2006 年)、「第一次経済開発貧困削減戦略(EDPRS1) (2008-2012)」、 「第二次経済開発貧困削減戦略(EDPRS2) (2013-2018)」を策定した。EDPRS1 はその実施にあたり、セクター別戦略及び地方開発計画において詳細化され、また、3 年間の中期財政計画である「中期支出枠組み」のもとで実施されることになっている。2018 年には新たな中期開発政策として「第一次国家変革戦略(NST1) (2017-2024)」が策定され、EDPRS2 で未達成だった指標の実現と、ビジョン 2020 から高所得国を目標に掲げる「Vision 2050(以下、ビジョン 2050)」への架け橋として位置づけられている。

表 7 ルワンダ国家中期開発政策の概要

中期開発政策	概要
第一次経済開発貧困削減戦略(EDPRS 1) 策定: 2007 年 対象期間: 2008～2012 年	経済成長の加速と雇用創出、輸出拡大を優先課題とし、経済成長と人的資源開発を加速させるための 3 つの柱(フラッグシッププログラム)が掲げられている。 1. 雇用と輸出のための持続可能な成長 質の高い公共投資プログラムにより、ビジネスコストの削減、金融セクターの拡大・強化等を行い、民間セクターによる投資の拡大を目指す。短期的優先事項として、農業セクターの生産及び輸出ポテンシャルの強化、長期では非農業セクター振興による経済多角化を掲げる。 2. Vision 2020 Umurenge Programme (VUP) 極度の貧困削減を目的とする統合農村開発プログラムであり、参加型手法による村レベルでの公共事業、協同組合振興、信用パッケージ供与、直接的経済支援が含まれる。 3. ガバナンス 貧困削減と開発の前提条件であり、上記 2 プログラムを補完する。ガバナンス改善の重点分野は次の通り: 安全と協力、更生、統一と和解、市民参加と政治的透明性・説明責任、公共部門の人的資源、卓越したソフトインフラ
第二次経済開発貧困削減戦略(EDPRS 2) 策定: 2013 年 対象期間: 2013～2018 年	持続的な経済成長(年率平均 11.5%の GDP 成長)と貧困削減の加速(貧困率 30%以下)を実現することにより、中所得国入りと質の高い生活の達成を包括的目標に掲げている。さらに主要な目標として、①急速な経済成長による中所得国入り、②貧困削減の加速、③農外雇用の増加と都市化、④対外依存度の減少、⑤民間セクター主導の成長を挙げている。以上の目標の達成のため、EDPRS 2 は 4 つの優先的課題分野を設定している。 1. 経済構造の転換 インフラ開発や開発優先分野に対する公共財・資源の供給、運輸・物流部門の改善と輸出振興、外国投資の誘致や金融セクター改革による民間セクター開発、都市化の促進、グリーン・エコノミー・アプローチに基づく経済開発 2. 農村開発

	<p>農村地域におけるすべてのセクターに渡る広範な成長を通じて持続可能な貧困削減を達成する。優先分野は、1) 土地利用と農村居住に対する統合的アプローチ、2) 農業生産性の向上、3) 極度の貧困からの卒業の実現、4) インフラの改善を通じた農村コミュニティと経済機会の接続。</p> <p>3.生産性と若年層雇用 適切な技術と生産的な労働者によって成長と農村開発を実現する。このために以下の4つの優先分野を設定した。1) 雇用に関わる技術と態度の育成、2) 情報通信インフラ及び技術の促進、3) 起業家精神の醸成と金融、ビジネス開発の機会拡大、4) 労働市場への介入</p> <p>4.説明責任あるガバナンス 政府によるサービス・デリバリーや市民の満足度の改善、効率性と持続性をもたらす市民参加の拡大を目指す。優先分野は、1) 市民参加と説明責任への要求の強化、2) サービス・デリバリーの改善を挙げている。</p>
<p>第一次国家変革戦略(NST 1) 策定:2017年 対象期間:2017～2024年</p>	<p>ビジョン 2020 からビジョン 2050 に至る中期開発政策。従来個別に策定されていた中期開発戦略と7カ年政府プログラムを統合した。NST 1 が掲げる3つの柱は次の通り。</p> <p>1.経済の変革 民間主導の経済成長及び生産性の向上を目指し、150万人分の雇用創出、持続的な都市開発、知識基盤型経済への移行、産業化と高付加価値商品の輸出、金融ハブ国、農業セクターの生産性向上を優先的に実施する。</p> <p>2.社会の変革 人々の生活をあらゆる面において質的に改善するため、優先事項として、レジリエンスの強化と貧困からの卒業、栄養失調の撲滅、保健及び教育分野の改善による人口ボーナスの強化、現代版ルワンダ世帯への移行を掲げている。</p> <p>3.変革的ガバナンス 強固なガバナンス構造をもとに、公平で変革的な開発及び持続可能な国家開発の基礎を構築する。このために、平和と団結のためのルワンダの文化と価値観の強化、市民及び財産の安全確保、ルワンダ及びアフリカの開発のための国際協力、正義及び法と秩序の強化、公的機関の能力、サービス・デリバリー、説明責任の強化を優先事項に設定する。</p> <p>さらに、7つの横断的分野を設定:能力開発、HIV/エイズ及び非伝染性疾患、障がいと社会的包摂、ジェンダーと家族、地域統合と国際的地位、災害管理、環境及び気候変動</p>

1-3-3 セクター別開発戦略

ルワンダ政府は、セクターごとに国家開発戦略を策定し、同戦略に沿って、各セクターの事業を実施している。本評価の対象期間である2010年から2019年を対象期間に含む、主なセクター別開発戦略の一覧について、日本の対ルワンダ国別開発協力方針に示された開発課題ごとに表8に示す。

表 8 主なセクター別開発戦略(ルワンダ)

日本の対ルワンダ開発課題	セクター別開発戦略	対象期間	内容・目標
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	公共交通政策及び戦略 ¹⁸ 策定:2012年	2012年-	ルワンダの都市間、農村、国家間、都市における公共交通システムの現状、戦略、優先事項、行動計画を示した文書。重要戦略として、主要都市間道路網の新規建設・既存道路の整備、都市を結ぶより迅速かつ利便性の高い公共バスサービスの提供、地方道路の舗装化(今後20年間で16億米ドル規模)、官民連携による地方バスサービスの提供、交通需給の統合的管理アプローチに基づく首都キガリの公共交通システムの構築、などが挙げられている。
	ルワンダ国戦略的運輸交通マスタープラン ¹⁹ 策定:2012年	2012年-	ビジョン2020やEDPRSなどの国家開発目標・計画に準拠した、今後10年間の統合的な陸上交通計画の指針となるマスタープラン。大陸間、国家間、州内、キガリー主要都市間の交通システム開発(陸上・鉄道・航空輸送等)に係る戦略を取り扱っている。

¹⁸ MININFRA (2012) *Public Transport Policy and Strategy for Rwanda*

¹⁹ MININFRA (2012) *Rwanda Strategic Transport Master Plan*

日本の対ルワンダ開発課題	セクター別開発戦略	対象期間	内容・目標
	運輸交通セクター戦略計画 ²⁰ 策定:2013年	2013/14-2017/18 会計年	中期開発計画 EDPRS 2 に対応するセクター戦略文書。同セクターの優先分野として、統合的な公共交通システムの構築、運輸交通セクターの制度・人材育成、域内貨物流通ハブ国への転換などが挙げられている。
	国家エネルギー政策・戦略 ²¹ 策定:2011年	2011年	エネルギーセクターにおける分析をもとに、バイオマス・石油・電力の各サブセクターにおける政策提言及び戦略計画を定めている。電力サブセクターでは、2017年までに最小費用発電により1,000 MWの発電能力向上を主要目標に掲げている。
	電力セクター戦略計画 ²² 策定:2013年	2013/14-2017/18 会計年	EDPRS 2 で掲げられた目標の達成を目指すとともに国家エネルギー政策の実施指針となる戦略文書。発電システムの増強、世帯の電力アクセスの向上、エネルギー効率の改善などを上位目標として掲げている。
	電力セクター戦略計画 ²³ 策定:2018年	2018/19-2023/24 会計年	本計画は中期開発計画 NST1 に対応するセクター戦略文書であり、上位目標として、以下などが挙げられている。 1.電力需要を満たすとともに15%の供給予備力が確保可能な発電能力の向上 2.確実性の高い電力供給による産業競争力の強化 3.家庭用電力のアクセス向上 4.生産的利用者の電力アクセス改善
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	第二次農業改革戦略計画 (PSTA II) ²⁴ 策定:2009年	2009-2012年	持続可能な生産手段システムのもと、あらゆる種類の農産物(特に輸出作物)の生産量増加と農業生産者の所得向上を目指し、4つの相互に関連したプログラムを実施。 1.持続可能な生産システムの強化と開発 2.農家の職業化に対する支援 3.商品チェーンとアグリビジネス開発の促進 4.制度開発
	第三次農業改革戦略計画 (PSTA III) ²⁵ 策定:2013年	2013-2017年	中期計画である EDPRS 2 に対応するセクター戦略計画。本計画では特に農家の市場志向型農業への転換、民間セクターの振興、輸出促進が強調されている。 【戦略プログラム(及びサブ・プログラム)】 1.農業及び畜産の強化(灌漑・水管理、農業機械化、農業投入材、種子開発、栄養改善など) 2.研究・技術移転、普及、農家の職業化(研究・技術移転、普及・近隣サービス、農協・農家組織) 3.バリューチェーン開発と民間セクター投資(民間投資、起業家育成、バリューチェーン開発など) 4.制度開発と農業分野の横断的課題(農業セクターの機能強化、ジェンダー・若年層、環境配慮など)
	国家農業政策 ²⁶ 策定:2017年	2017年	農業政策の指針や行動計画が依拠すべき4つの戦略的柱を定めている。 1.食料の安全保障、栄養、所得のための生産性向上と商業化 2.レジリエンス強化と持続的な強化 3.包括的な雇用とアグロフードシステムのスキル・知識の向上 4.効果的な農業環境と対応可能な機関
	農業セクター変革戦略計画 (PSTA 4) ²⁷ 策定:2018年	2018-2024年	国家変革戦略(NST-1)の実現に向けた農業セクターの実行計画文書。PSTA 4 では民間投資が牽引する農業セクターの成長の重要性が強調されている。優先分野として、1) イノベーションと普及、2) 生産性とレジリエンス、3) 包括的な市場と付加価値、4) 市場環境の整備と迅速に対応する機関を挙げている。
	安全な水・衛生の供給	給水・衛生政策戦略 ²⁸ 策定:2010年	2010-2016年

²⁰ MININFRA (2013) *Transport Sector Strategic Plan for EDPRS2*

²¹ MININFRA (2011) *National Energy Policy and Strategy*

²² MININFRA (2015) *Energy Sector Strategic Plan 2013/14 – 2017/18*

²³ MININFRA (2015) *Energy Sector Strategic Plan 2018/19 - 2023/24*

²⁴ MINAGRI (2009) *Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda Phase II*

²⁵ MINAGRI (2013) *Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda Phase III*

²⁶ MINAGRI (2017) *National Agriculture Policy*

²⁷ MINAGRI (2018) *Strategic Plan for Agriculture Transformation 2018-24*

²⁸ MININFRA (2010) *National Policy & Strategy for Water Supply and Sanitation Services*

日本の対ルワンダ開発課題	セクター別開発戦略	対象期間	内容・目標
			継続的な活用、都市部全世帯に対する安全で信頼できる給水サービスの提供を目標としている。
	国家給水政策 ²⁹ 策定:2016年	2016年-	上記『給水・衛生政策戦略』の改訂版。給水セクターの政策目標として、農村部の給水カバー率 100%、給水サービス及びインフラの整備、都市部の給水カバー率 100%、学校・保健センター等の公共施設における安全な給水サービスの提供、制度及び能力強化が掲げられている。都市給水に関しては、水生産力及び配水システム強化のための投資、無収水削減のための技術的・商業的水損失の改善等の対策を実施する。
	国家給水政策実施戦略 ³⁰ 策定:2016年	2016年-	上記『国家給水政策』を実施するための活動・指標が定められている。都市給水に関しては今後5年間で85億円相当の投資を実施し水生産能力を約2.5倍に高めることなどが目標に含まれる。また、都市計画との協調が重要であるとの認識のもと、キガリ市や各地方都市の給水マスタープランの策定が不可欠であるとされている。
	水・衛生セクター戦略計画 ³¹ 策定:2018年	2018-2024年	NST1におけるセクター開発計画。給水分野の戦略目標として、安全な飲料水へのアクセスの確保、家庭内で利用可能な質の高い飲料水へのアクセスの確保、教育・保健施設などにおける給水サービス提供が掲げられている。また、都市給水の主要な課題として漏水や不正利用による無収水を挙げており、キガリ市の給水網の改修・更新、漏水検知技術の導入などを実施することとしている。
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	教育セクター戦略計画 ³² 策定:2013年	2013-2018年	社会経済開発のための人的資本開発の促進に向けた目標として、①あらゆる教育レベルにおける教育機会の拡大、②教育と技術教育・職業訓練(TVET)の質の向上、③労働市場の需要に即した教育と職業訓練の提供を掲げている。優先課題は次の通り。1) すべての子どもたちに9年間の基礎教育への公平なアクセスを提供し、さらに3年間の基礎教育(後期中等教育)へのアクセスを拡大する、2) 初等・中等教育における質の向上と学習成果の向上、3) 労働市場に対してより適切な教育・訓練(中等教育、需要に基づくTVET、高等教育)の提供。
	技術教育・職業訓練政策 ³³ 策定:2015年	2015-2020年	ビジョン2020やEDPRSと関連する政策文書であり、TVETセクターにおける5年間の政策目標や課題を示している。雇用主や労働市場の変化に対応できる労働スキルを備えた人材を輩出できるTVETシステムの構築を目標に掲げている。優先セクターにおけるスキルのニーズの把握や、TVETシステムにおける人材の能力育成、TVET機関及び資金の改善などが政策目標に定められている。
	教育セクター戦略計画 策定:2018年	2018-2024年	経済・社会の変革を推進するための十分に適切な能力をルワンダ国民が獲得することを目標に、9つの戦略的優先事項が定められている。主なものとして、継続的専門能力開発と教員マネジメントの強化、指導・学習のためのICT活用、初等・中等・TVET・高等教育へのアクセス拡大などがある。また、TVET機関への入学者数増加や卒業生のスキル・能力向上のための活動が計画されている。
	第三期国家ICT戦略計画 ³⁴ 策定:2011年	2011-2015年	ビジョン2020における政策目標に合致したICTセクターの戦略文書である。第三期ではICTの利活用に注力しており、フォーカスエリアとして1)ICTを利用した高度なスキル・知識の開発、2)競争力のある革新的なICTセクター及びICTに対応した民間セクターの開発、3)情報サービスへのアクセス改善によるコミュニティ開発、4)官公庁業務の効率化とサービス提供改善のためのE-ガバメント、5)サイバー・セキュリティの強化を挙げている。
	第四期国家ICT戦略計画 ³⁵ 策定:2015年	2015-2020年	知識基盤型経済の促進と同国の開発課題解決を目的としている。10のコア目標を定めており、主なものは1)教育分野の指導・学習ツールとしてのICT活用、2)金融サービスへのアクセス向上のための金融インフラ拡大、3)財・サービスの価値向上による起業・ビジネス開発の促進、4)ICTスキルとイノベーション能力へのアクセス改善・拡大。

(出所)ルワンダ政府各セクター開発計画及びJICA事業評価表より、評価チーム作成

²⁹ MININFRA (2016) *National Water Supply Policy*

³⁰ MININFRA (2016) *National Water Supply Policy Implementation Strategy*

³¹ MININFRA (2018) *Water and Sanitation Sector Strategic Plan 2018 – 2024*

³² Ministry of Education (2013) *Education Sector Strategic Plan 2013/14 – 2017/18*

³³ Ministry of Education (2015) *Technical and Vocational Education and Training (TVET) Policy*

³⁴ MINICT (2011) *National ICT Strategy and Plan NICI - 2015*

³⁵ MYICT (2015) *SMART Rwanda Master Plan 2015 - 2020*

1-4 対ルワンダ ODA 動向

ルワンダ政府は、援助の効果向上のため、2006年7月に援助政策を策定³⁶、2010年からドナーの役割分担(DoL)を導入し、それに基づいた援助協調を推進している³⁷。2020年6月時点のDoLを表13に示す。

1-4-1 二国間支援の動向

2010年から2018年までの9年間の二国間ドナーによる対ルワンダ ODA の年平均供与額(総額)は526百万米ドルである。うち、最大の援助国は米国であり同期間の平均援助額は約180.6百万米ドルである。これに英国(同100.6百万米ドル)、旧宗主国ベルギー(同48.5)、オランダ(同46.3百万米ドル)、ドイツ(同41.4百万米ドル)が続ぎ、日本は6番目に大きな援助国として平均して約28.4百万米ドルを支援している(表9)。

表9 二国間ドナーの ODA 供与額(上位6カ国、支出総額、単位:百万米ドル)

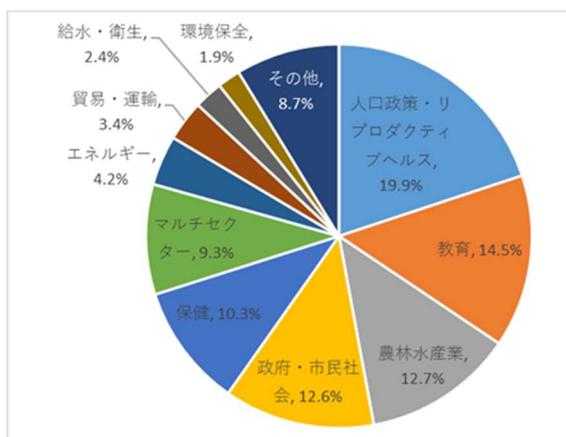
国/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均
1 米国	161.9	200.4	176.4	169.3	170.5	209.3	185.7	181.7	170.0	180.6
2 英国	105.3	128.0	60.3	150.6	68.4	143.3	95.3	80.8	73.1	100.6
3 ベルギー	71.0	72.3	53.5	45.5	40.0	40.1	29.0	43.2	41.9	48.5
4 オランダ	38.0	43.5	36.2	46.3	47.2	45.2	61.7	51.4	47.1	46.3
5 ドイツ	48.8	45.1	32.7	26.9	33.6	39.1	52.4	48.1	45.6	41.4
6 日本	18.3	18.1	24.5	45.8	22.1	18.0	26.9	44.0	37.8	28.4
DAC諸国計	558.8	580.7	445.4	553.7	461.8	575.3	528.3	531.1	500.3	526.1

(出所)経済協力開発機構(OECD)(2020) Creditor Reporting System より、評価チーム作成。(注)実質値(2018年基準)、DAC:開発援助委員会

二国間ドナーによる援助を分野別に見ると、人口政策・リプロダクティブヘルスの割合が最も大きく、援助全体の19.9%を占めている。次いで教育(全体の14.5%)、農林水産業(同12.7%)、政府・市民社会(同12.6%)、保健(同10.3%)となっている(図5)。

(1) 米国

米国は対ルワンダ ODA の最大の援助国である。その主な重点支援分野は人口政策・リプロダクティブヘルス(2010~2018年援助額全体の55%)、農業(同12.6%)、保健(同12.5%)、教育(同7.6%)である。



(出所) OECD (2020) Creditor Reporting System より評価チーム作成。
(注) 支出総額、実質値(2018年基準)

図5 二国間ドナーによる対ルワンダ援助(分野別)

³⁶ Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2006) Aid Policy

³⁷ Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda (2010) Division of Labour in Rwanda Sep 2010

主たる実施機関である米国国際開発庁(USAID)は2003年以降、ルワンダの長期開発政策であるビジョン2020及びEDPRSの達成に向けた協力関係を強化している。USAIDが策定した対ルワンダ『開発協力戦略2015-2019³⁸⁾』では、「持続的な成長と貧困削減を通じた中所得国への成長と生活の質の向上の加速」を上位目標とし、これを達成するための4つの開発目標(重点支援分野)として、経済機会の増加・持続、民主的プロセスの強化を通じた強固な平和と開発、健康・栄養状態の改善、子供や若年層のためのより良い機会の創出を掲げている。

(2) 英国

英国による対ルワンダ ODA のほとんどは国際開発省(DFID)³⁹⁾を通じて実施されている。DFID はルワンダが2020年までに中所得国に成長し、地域の貿易・投資ハブへ移行することを支援するために、1) 農業経済から民間主導型経済、2) 基礎的サービスの大幅な改善、3) 国民に対する政治的透明性の向上、4) 国内経済機会の創出と援助依存の低下をルワンダが急速な開発をすすめる上で必要な4つの重要な転換としている。

(3) ベルギー

ルワンダの旧宗主国であるベルギーは、ルワンダにとって3番目に大きな援助国である。ベルギーの二国間援助の実施を担うベルギー開発庁(Enabel)は、ルワンダ政府及びほかの開発パートナーとの援助分野のDoLに基づき、2011年以降、保健、エネルギー、地方分権化の3セクターを支援分野に設定し、技術協力プロジェクトやセクター財政支援を実施している⁴⁰⁾。また、オランダ(正義と和解、法と秩序)や英国(教育)など、他の開発ドナーが得意とする分野において、援助資金を拠出するかたちでの協力も行っている(援助委任)。

(4) オランダ

オランダは援助国に対する『複数年戦略計画』を数年ごとに策定しており、その中で支援重点分野及び援助手法(モダリティ)を定めている。2012年に策定された『複数年戦略計画2012-2015』⁴¹⁾では、DoLに基づいて安全保障及び法と秩序、食料と栄養の安全保障、水資源管理の3分野を支援分野に設定した。2019年からはこれに民間セクター開発が加わった⁴²⁾。

(5) ドイツ

ドイツによる対ルワンダ援助は、ドイツ国際協力公社(GIZ)が担っている。GIZは支援重点分野として、1) 経済開発と雇用、2) 統治と民主主義、3) デジタル化を挙げている。これらの重点分野に加えて、エネルギーや水管理など持続可能なインフラ整備、平和構築に対する支援を実施している⁴³⁾。

³⁸⁾ USAID/Rwanda “Country Development Cooperation Strategy 2015-2019”.

³⁹⁾ DFID は2020年9月に外務・英連邦省と統合し、外務・英連邦・開発省(Foreign, Commonwealth and Development Office)に改組された。

⁴⁰⁾ Government of Belgium (2011) Indicative Cooperation Program (ICP) 2011-2014

⁴¹⁾ Embassy of the Kingdom of the Netherlands (2011) Multi-Annual Strategic Plan 2012-2015

⁴²⁾ Government of the Netherlands (2019) Factsheet Multiannual Country Strategy Rwanda

⁴³⁾ GIZ (2020) “Rwanda” (2020年12月6日最終閲覧)

(6) 新興ドナー

以上の伝統的なドナーに加えて、近年はいわゆる新興ドナーと呼ばれる国々による開発援助も実施されている。表 10 の通り、新興ドナーの実施機関による開発資金は毎年変動があり、またこれらはすべて有償資金協力(借款)であることが特徴である。なかでも中国は比較的多くの資金提供を行っている。特に輸送セクターに注力しており、キガリ市道路改良事業や、国道 17 号(Kibuye – Ntendezi 間)舗装事業等に対して資金を拠出している。

表 10 新興ドナーによる開発資金供与額(支出総額、単位:百万米ドル)

機関/会計年度	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18	合計
1 中国輸出入銀行	5.6	26.4	6.7	36.5	25.9	25.5	22.0	148.6
2 インド輸出入銀行	11.2	20.0	14.4	5.2	1.5	4.7	6.2	63.1
3 OPEC国際開発基金	2.3	19.3	10.1	6.2	9.3	5.6	6.8	59.5
4 アフリカ経済開発アラブ銀行	1.5	18.0	3.3	7.7	6.1	3.2	7.0	46.7
5 アラブ経済開発クウェート基金	1.3	11.1	2.5	5.1	4.1	3.7	4.5	32.3
6 サウジ開発基金	-	9.2	0.5	0.7	5.2	5.4	6.5	27.5
合計	21.8	104.0	37.4	61.4	52.2	48.0	53.0	377.8

(出所) Ministry of Finance and Economic Planning, Rwanda(各年)“Official Development Assistance Report”より、評価チーム作成。

(注)OPEC:石油輸出国機構

1-4-2 多国間支援の動向

2010年から2018年の多国間ドナーによる対ルワンダ ODA の年平均 ODA 支出額は 589.1 百万米ドルであった。うち、最大の援助国は世界銀行であり、同期間に年平均 219.3 百万米ドルを拠出した(多国間ドナーによる援助額全体の約 37%)。これにグローバルファンド、欧州連合(EU)、AfDB 等が続く(表 11)。

表 11 多国間ドナーの ODA 供与額(支出総額、単位:百万米ドル)

機関/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均	割合
1 世界銀行	145.3	273.2	94.1	149.3	193.9	312.6	243.3	308.6	253.2	219.3	37%
2 グローバルファンド	142.2	119.4	141.0	105.8	129.6	111.3	74.9	88.3	69.4	109.1	19%
3 EU	101.7	86.0	89.4	113.2	87.7	26.4	121.0	158.3	93.6	97.5	17%
4 AfDB	44.1	81.4	48.0	47.3	59.7	46.6	99.6	49.3	119.8	66.2	11%
5 IMF	106.2	78.1	25.5	23.3	4%
6 IFAD	14.4	15.9	19.8	17.0	22.4	16.5	18.3	21.8	10.7	17.4	3%
多国間ドナー合計	489.2	636.4	450.6	504.9	545.1	576.7	714.1	763.8	620.9	589.1	100%

(注 1)2010~2018年の ODA 供与額の総額上位 6 機関を掲載。「年平均」は、2010年~2018年までの平均 ODA 供与額、「割合」は多国間ドナーによる ODA 供与額全体に対する各ドナーが占める割合。実質値(2018年基準)。

(注 2)IMF:国際通貨基金、IFAD:国際農業開発基金

(出所)OECD(2020) Creditor Reporting System より、評価チーム作成。

多国間ドナーによる対ルワンダ ODA 供与額をセクター別に見ると、「人口政策・リプロダクティブヘルス」が年平均 84.8 百万米ドルと最も多く、2010年から2018年の期間の援助額全体の 14.7%を占めている。また、「エネルギー」分野への援助が 2010年代後半から急増している(全体の 14.6%)。これに「農林水産業」(9.0%)、「一般財政支援」(8.7%)、「保健」(8.6%)等が続いている(表 12)。

表 12 多国間ドナーのセクター別 ODA 供与額(支出総額、単位:百万米ドル)

セクター/年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均	割合
1 人口政策・リプロダクティブヘルス	107.8	100.4	111.9	78.3	107.2	90.7	48.2	62.4	56.8	84.8	14.7%
2 エネルギー	24.4	56.4	15.4	21.1	32.5	59.3	87.7	247.8	216.6	84.6	14.6%
3 農林水産業	53.1	58.3	27.0	20.8	36.4	32.1	57.4	116.0	66.8	52.0	9.0%
4 一般財政支援	50.8	94.1	54.7	44.5	106.4	78.3	25.6	50.5	8.7%
5 保健	42.6	45.2	57.2	61.5	71.5	40.2	48.1	48.1	34.2	49.8	8.6%
6 政府・市民社会	46.1	95.6	22.6	66.3	38.7	45.9	103.0	12.0	14.7	49.4	8.5%
7 その他社会インフラ・サービス	11.1	16.7	50.9	51.2	75.1	170.3	8.1	6.8	15.8	45.1	7.8%
8 運輸	18.7	25.7	35.0	47.6	48.6	38.2	53.8	44.3	65.1	41.9	7.2%
9 マルチセクター	27.3	8.2	11.5	48.9	55.7	17.2	95.3	12.3	71.5	38.6	6.7%
10 教育	39.3	46.3	3.8	5.0	16.2	15.5	6.7	51.3	20.8	22.8	3.9%
11 給水・衛生	28.5	15.4	16.9	24.1	13.9	12.4	25.6	14.9	6.3	17.6	3.0%
12 その他	20.1	58.3	24.1	18.6	26.9	54.8	73.9	69.7	26.7	41.4	7.2%
合計	469.8	620.5	430.9	487.9	522.7	576.7	714.1	763.8	620.9	578.6	100.0%

(注)「その他」には金融、ビジネス、人道支援等が含まれる。「年平均」は、2010年～2018年までの平均 ODA 供与額、「割合」は多国間ドナーによる ODA 供与額全体に対する各セクターが占める割合。実質値(2018年基準)。

(出所)OECD (2020) Creditor Reporting System より、評価チーム作成。

(1) 世界銀行

世界銀行は、年平均 219.3 百万米ドルを拠出する最大のドナーである。世界銀行は 2008 年に策定した『国別援助戦略(CAS)2009-2012』⁴⁴において、「持続的な成長のための経済転換の促進」及び「社会的脆弱性の低減」を戦略目標に掲げ、農業生産性の向上、インフラのアクセス・質の改善、民間セクター開発、公的財政管理能力の強化を支援分野として挙げている。その後、2014 年に策定された『国別パートナーシップフレームワーク(CPF)2014-2018』⁴⁵では、戦略的課題として「民間セクター主導かつ雇用を創出する経済成長の加速」、「農村開発及び社会保障を通じた貧困層の生産性及び所得の向上」、「公的財政管理及び地方分権化を通じた政府の説明責任能力の支援」を掲げられた。2010 年以降の世界銀行による対ルワンダ援助実績を見ると、エネルギー分野が全体の 23%と最も多く、次いで政府・市民社会分野(17%)、社会インフラ・サービス分野(17%)、農業分野(12%)となっている。

(2) グローバルファンド

グローバルファンドは、HIV/エイズ、結核、マラリアの撲滅に向けた支援を 2003 年からルワンダで実施している。2018～2020 年の援助供与額を見ると、HIV/エイズが 106.5 百万米ドル、マラリアが 61.8 百万米ドル、保健のための強靱で持続可能なシステム支援が 41.8 百万米ドル、結核が 11.3 百万米ドル、そして新型コロナウイルス対策が 11.9 百万米ドルであった⁴⁶。

(3) 欧州連合(EU)

EU は対ルワンダ援助計画として『国家プログラム指針』⁴⁷ を策定し、2008～2013 年の同指針では「持続可能な開発を通じた貧困削減」を主要な開発目標に定め、重点支援分野として「農村開発」と「地域内の接続性強化のためのインフラ」を挙げている。2014 年からは同国の貧困削減、MDGs の達成、2020 年までの中所得国入りを戦略目標とし、特に「持続可能なエネルギー

⁴⁴ Country Assistance Strategy. 2008 年に策定され、2009 年から 2013 年まで本戦略に基づいて支援が実施された。

⁴⁵ World Bank (2014) *Country Partnership Strategy for Rwanda FY2014-2018*

⁴⁶ Global Fund, Rwanda (2020 年 12 月 10 日最終閲覧)

⁴⁷ EU (2007) "Country Strategy Paper and National Indicative Programme 2008-2013", EU (2014) "National Indicative Programme 2014-2020"

一)「再生可能エネルギーを用いた電力供給、電力アクセス等」、「持続可能な農業及び食料安全保障」(食料・栄養の安全保障、包括的なバリューチェーン開発等)、「説明責任のあるガバナンス」(説明責任及び民主的ガバナンス強化、公的資源の効率的・効果的利用等)を重点分野として支援を実施している。EU の援助の大部分(80%以上)はセクター財政支援を通じて拠出しており、2014~2020 年までに 460 百万ユーロ(約 580 億円)の支援を計画している。

(4) アフリカ開発銀行(AfDB)

AfDB は対ルワンダ援助計画として、『国別戦略文書(CSP)』を 2008 年、2011 年、2016 年に策定している。これらはいずれも AfDB の比較優位や組織戦略と、ルワンダ政府の中長期開発目標に合致する分野の支援に重点を置いている。2008 年以降の各 CSP では、貿易を促進する輸送網の構築、高コストが課題の電力供給の改善、給水・衛生セクター支援、農村インフラ整備、また、民間セクター開発の支援を継続して実施している。2016 年に策定された CSP では、低炭素型グリーン経済の促進や技能開発への支援も取り上げている。

2010 年~2018 年の AfDB による対ルワンダ ODA 供与額について、セクター別ではマルチセクターが最も多く(全体の 38%)、ほかに輸送(19%)、エネルギー(15%)、農業(5%)、教育(4%)、給水・衛生(3%)が主な支援対象となっている。

(5) 国際通貨基金(IMF)

IMF は開発援助機関とは異なり社会・経済インフラ等への援助を行っていないが、2016 年から 2018 年にかけてルワンダに対する一般財政支援を実施した(2010~2015 年は ODA 拠出なし)。これは、鉱物資源価格の低下や旱魃によって同国の輸出収入が減少し、急激に経常収支が悪化したことに対する支援である⁴⁸。

(6) 国際農業開発基金(IFAD)

IFAD は複数年にわたる開発援助計画として『国別戦略的機会プログラム(COSOP)』を策定している⁴⁹。2013 年に策定された COSOP 2013-2018 では「農村貧困層のエンパワーメントを通じた農村開発への巻き込みと、気候変動に対する脆弱性の低減による貧困削減」を開発目標に掲げ、これを達成するための戦略目標として「自然資源管理や資本投資を通じた農業生産性の向上」と「気候変動に適応可能な輸出バリューチェーン・収穫後処理・アグリビジネスの振興や農産物の高付加価値化と雇用創出」、「貧困層・脆弱層の栄養改善」を掲げている。

⁴⁸ IMF (2020) "The Development Path Less Traveled: The Experience of Rwanda"

⁴⁹ IFAD (2007) "Country strategic opportunities programme 2008-2012", IFAD (2013) "Country strategic opportunities programme 2013-2018"

表 13 ルワンダにおける主要ドナーの支援分野の役割分担(2020年6月)

NST 1の柱		経済の変革							社会の変革				変革するガバナンス				
ドナー		農業	エネルギー	環境・自然資源	運輸	民間セクター開発・若年層雇用	金融セクター開発	都市化・農村定住	ICT	保健	水・衛生	教育	社会的保護	正義と和解、法と秩序	分権化・ガバナンス	経済統治・公共財政管理	スポーツ・文化
二国間ドナー	米国	□	P			P				▲	P	□		P			
	英国	T		□			□					▲	▲			P	
	ベルギー	P						□		T						▲	
	オランダ	P		P	P	□								□	□		
	ドイツ			▲		□			P			□			▲		
	日本	□	□		▲				▲		P	T					
多国間ドナー	世界銀行	▲	□		T		P	▲	P	T		T	□			P	
	グローバルファンド									□							
	EU	T	T			▲							□		□	P	
	AfDB		▲		□	□	P				▲/T	T					
	IMF						□									□	
	国際連合													▲			

(出所)ルワンダにおけるドナー間の支援分野の役割分担表(外務省提供「New Division of Labour for NST1 FINAL Version」(2020年6月))をもとに、評価チーム作成。

(注)▲は当該分野におけるリード・パートナー、□はアクティブ・パートナー、Tは財政支援等で貢献しているパートナー、Pは国際機関と連携した支援で貢献しているパートナーを表す。なお、本表では、日本は、水・衛生がP、教育がTとなっているが、2021年2月時点でアクティブ・パートナーとしてルワンダ政府及びドナー間で合意されており、次回の開発パートナーリトリート会合などの機会に、本表を更新予定である。

第2章 評価結果の補足情報

本章では、本評価報告書の第3章の補足情報として、検証内容の詳細を以下に示す。

2-1 開発の視点からの評価

本節では、本評価報告書 3-1 の補足情報を以下に示す。

2-1-1 政策の妥当性

本評価報告書 3-1-1(1)の詳細を以下(1)～(3)に、3-1-1(2)の詳細を以下(4)に、3-1-1(3)(ア)の詳細を以下(5)に示す。

(1) ビジョン 2020 との整合性⁵⁰

図 6 に示すとおり、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の重点分野は、ビジョン 2020 の 6 つの柱のうち 4 つに対応しており、整合性は高い。

対ルワンダ国別開発協力方針(2017年)	ビジョン2020(2000年)
経済基盤整備(運輸交通・貿易円滑化・電力)	左に関連する重点課題
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	4. インフラ開発 6. 地域経済及び国際経済の統合
農業開発(高付加価値化・ビジネス化)	左に関連する重点課題
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	5. 高生産性かつ市場志向の農業
社会サービスの向上 (安全な水・衛生サービスの持続的な提供)	左に関連する重点課題
安全な水・衛生の供給	4. インフラ開発
成長と雇用創出を支える人材育成 (科学技術教育・訓練)	左に関連する重点課題
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	2. 人的資源開発と知識集約型経済

(出所)日本の対ルワンダ ODA 政策、ビジョン 2020 を基に、評価チーム作成

図 6 日本の対ルワンダ ODA 政策とビジョン 2020 との整合性

(2) ルワンダの中期開発政策との整合性

図 7 に示すとおり、日本の対ルワンダ政府開発援助(ODA)政策のいずれの重点分野においても、ルワンダ国の中期開発政策である経済開発貧困削減戦略(EDPRS 1⁵¹:2008-2012年、EDPRS 2⁵²:2013-2018年)、第一次国家変革戦略(NST 1⁵³:2017-2024年)の重点課題

⁵⁰ Government of Rwanda (2000) Rwanda Vision 2020 (Revised in 2012)

⁵¹ Government of Rwanda (2007) Economic Development and Poverty Reduction Strategy

⁵² Government of Rwanda (2013) Economic Development and Poverty Reduction Strategy

⁵³ Government of Rwanda (2017) National Strategy for Transformation

に対応している。また、日本の対ルワンダ支援実績(分野)としても、各重点課題に幅広く対応しており、整合性は高い。

対ルワンダ国別開発協力方針 (2017年)	EDPRS 1(2008-2012年)	EDPRS 2(2013-2018年)	NST 1(2017-2024年)
経済基盤整備 (運輸交通・貿易円滑化・電力)	雇用と輸出のための持続可能な成長	経済構造の転換	経済の変革
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	経済インフラ改善	ハード及びソフトインフラへの投資を通じたルワンダ経済の国内相互接続性の向上	工業化の促進と高付加価値の財・サービス輸出国への構造転換
農業開発(高付加価値化・ビジネス化)	雇用と輸出のための持続可能な成長	農村開発	経済の変革
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	農業生産性の向上と食料安全保障の確保	農業生産性の向上	農業及び畜産セクターの近代化及び生産性向上
社会サービスの向上 (安全な水・衛生サービスの持続的な提供)	(補完的なセクター介入策)	農村開発	社会の変革
安全な水・衛生の供給	水資源管理と安全な飲料水・衛生へのアクセスの改善	インフラの改善を通じた農村コミュニティと経済機会の接続	現代的ルワンダ世帯への移行
成長と雇用創出を支える人材育成 (科学技術教育・訓練)	雇用と輸出のための持続可能な成長	生産性と若年層雇用	社会の変革
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	生産的雇用のためのスキル及び能力の開発	サービス部門・工業部門のための技能と意識 ICT技術	質の高い教育へのアクセスを改善することによる人口ボーナスの強化

(出所)日本の対ルワンダ ODA 政策、ルワンダ政府の中期開発政策を基に評価チーム作成、(注)ICT:情報通信技術

図 7 日本の対ルワンダ ODA 政策とルワンダ国中期開発政策との整合性

(3) セクター別開発戦略との整合性

表 14 に示すとおり、日本の対ルワンダ国別開発協力方針(2017 年)における開発課題はルワンダの各セクター別開発戦略に対応しており、ルワンダ政府が目指す開発目標とその内容は一致している。また、日本の対ルワンダ支援実績(分野)も、ルワンダのセクター別開発戦略の方針と合致している。

表 14 日本の対ルワンダ ODA 政策とルワンダのセクター別開発計画との整合性

国別開発協力方針における開発課題	支援実績分野	ルワンダのセクター別開発戦略	
		セクター別開発戦略	内容・目標
運輸交通・貿易円滑化・電力の整備	運輸交通	公共交通政策及び戦略(2012-)	主な重要戦略は、主要都市間道路網の新規建設・既存道路の整備、都市間の迅速かつ利便性の高い公共バスサービスの提供、地方道路の舗装化、首都キガリの公共交通システムの構築など。
		ルワンダ国戦略的運輸交通マスタープラン(2012-)	今後 10 年間の統合的な陸上交通計画の指針となるマスタープラン。大陸間、国家間、州内、キガリー主要都市間の交通システム開発に係る戦略を定めている。
		運輸交通セクター戦略計画(2013-2018)	運輸交通セクターの主な優先分野は、統合的な公共交通システムの構築、運輸交通セクターの制度・人材育成、域内貨物流通ハブ国への転換など。
	電力	国家エネルギー政策・戦略(2011-)	電力サブセクターにおいて、2017 年までに最小費用発電により 1,000 MW の発電能力向上を主要目標に掲げている。
電力セクター戦略計画(2013-2018)		国家エネルギー政策の実施指針であり、発電システムの増強、世帯の電力アクセスの向上、エネルギー効率の改善などを上位目標として設定。	

		電力セクター戦略計画 (2013-2024)	主要な目標は、電力需要を満たすとともに 15%の供給予備力が確保可能な発電能力の向上、確実性の高い電力供給による産業競争力の強化、家庭用電力のアクセス向上、生産的利用者の電力アクセス改善。
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	農業	第二次農業改革戦略計画(PSTA II) (2009-2012)	あらゆる種類の農産物(特に輸出作物)の生産量増加と農業生産者の所得向上を目指し、1) 持続可能な生産システムの強化と開発、2) 農家の職業化に対する支援、3) 商品チェーンとアグリビジネス開発の促進、4) 制度開発のためのプログラムを実施する。
		第三次農業改革戦略計画(PSTA III) (2013-2017)	農家の市場志向型農業への転換、民間セクターの振興、輸出促進に向けて、農業及び畜産の強化(灌漑・水管理、農業機械化、栄養改善など)、研究・技術移転、普及、農家の職業化、バリューチェーン開発と民間セクター投資(民間投資、起業家育成、バリューチェーン開発など)、制度開発と農業分野の横断的課題に取り組む。
		国家農業政策(2017-)	農業セクターにおける戦略的柱として、1) 食料の安全保障、栄養、所得のための生産性向上と商業化、2) レジリエンス強化と持続的な強化、3) 包括的な雇用とアグロフードシステムのスキル・知識の向上、4) 効果的な農業環境と対応可能な機関を定めている。
		農業セクター変革戦略計画(PSTA 4) (2018-2024)	民間投資が牽引する農業セクターの成長に注力し、優先事項として、1) イノベーションと普及、2) 生産性とレジリエンス、3) 包括的な市場と付加価値、4) 市場環境の整備と迅速に対応する機関を挙げている。
安全な水・衛生の供給	給水	給水・衛生政策戦略 (2010-2016)	農村地域における給水率改善(2020 年までに 100%)や給水インフラの持続的な活用、都市部全世帯に対する安全で信頼できる給水サービスの提供を目標としている。
		国家給水政策(2016-)	農村部の給水カバー率 100%、給水サービス及びインフラの整備、都市部の給水カバー率 100%等に取り組む。特に都市給水に関しては、水生産力及び配水システム強化のための投資、無収水削減のための技術的・商業的水損失の改善等の対策を実施する。
		国家給水政策実施戦略(2016-)	都市給水に関して 5 年間で 85 億円相当の投資を実施し水生産能力を約 2.5 倍に高めることなどを目標とする。また、キガリ市や各地方都市の給水マスタープランの策定が不可欠であるとされている。
		水・衛生セクター戦略計画(2018-2024)	戦略目標として、安全な飲料水へのアクセスの確保、家庭内で利用可能な質の高い飲料水へのアクセスの確保などが定められている。都市給水の主要な課題である漏水や不正利用による無収水に対して、キガリ市の給水網の改修・更新、漏水検知技術の導入などを実施する。
人材育成及び科学技術イノベーション(STI)の促進	教育	教育セクター戦略計画 (2013-2018)	①あらゆる教育レベルにおける教育機会の拡大、②教育と技術教育・職業訓練(TVET)の質の向上、③労働市場の需要に即した教育と職業訓練の提供を目標に掲げる。主な優先事項は、初等・中等教育における質の向上と学習成果の向上、労働市場に対してより適切な教育・訓練の提供。
		技術教育・職業訓練政策(2015-2020)	雇用主や労働市場の変化する需要に対応できる労働スキルを備えた人材を輩出できる TVET システムの構築を目標に掲げる。優先セクターにおけるスキルのニーズの把握、TVET システムにおける人材の能力育成、TVET 機関及び資金の改善などが政策目標に定められている。
		教育セクター戦略計画 (2018-2024)	主な戦略的優先事項は、継続的専門能力開発と教員マネジメントの強化、指導・学習のための ICT 活用、初等・中等・TVET・高等教育へのアクセス拡大。また、TVET 機関への入学人数増加や卒業生のスキル・能力向上のための活動が計画されている。
	ICT	第三期国家 ICT 戦略計画(2011-2015)	ICT の利活用に注力し、フォーカスエリアとして 1) ICT を利用した高度なスキル・知識の開発、2) 競争力のある革新的な ICT セクター及び ICT に対応した民間セクターの開発などが挙げられている。
		第四期国家 ICT 戦略計画(2015-2020)	知識基盤型経済の促進と同国の開発課題解決を目的に、1) 金融サービスへのアクセス向上のための金融インフラ拡大、2) 財・サービスの価値向上による起業・ビジネス開発の促進、3) ICT スキルと革新的能力へのアクセス改善・拡大などがコア目標として定められている。

(出所)日本の対ルワンダ ODA 政策、ルワンダの各セクター別開発計画を基に、評価チーム作成。

(4) 日本の開発上位政策との整合性・一貫性

日本政府は、2015年2月末までは「ODA大綱(2003年8月閣議決定)」及び「ODA中期政策(2005年2月閣議決定)」をODAに関する上位政策としており、現在は「開発協力大綱(2015年2月閣議決定)」をODAの上位政策としている。図8に示したとおり、対ルワンダODA政策のいずれの重点分野においても、日本の開発上位政策の重点課題に対応している。日本の対ルワンダ支援実績(分野)も、各重点課題の下の協力分野に幅広く対応しており、整合性は高い。

対ルワンダ国別援助方針 (2012年)	ODA大綱(2003年) ODA中期政策(2005年)	対ルワンダ国別開発協力方針 (2017年)	開発協力大綱(2015年)
経済基盤整備	左に関連する重点課題	経済基盤整備 (運輸交通・貿易円滑化・電力)	左に関連する重点課題
経済基盤整備	(2)持続的成長 経済社会基盤の整備、 政策立案、制度整備 や人づくり (3)地球的規模の問題 への取組 エネルギー	運輸交通・貿易円滑化プログラム 電力プログラム	ア。「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 インフラ、貿易・投資環境整備等の産業基 盤整備及び産業育成 ウ。地球規模課題への取組を通じた持続可 能で強靱な国際社会の構築 持続可能な資源・エネルギーへのアクセス
農業開発 (高付加価値化・ビジネス化)	左に関連する重点課題	農業開発 (高付加価値化・ビジネス化)	左に関連する重点課題
農業開発	(1)貧困削減 農業 (3)地球的規模の問題 への取組 食料	付加価値農業・ビジネス 振興プログラム	ア。「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 フードバリューチェーン構築 ウ。地球規模課題への取組を通じた持続可 能で強靱な国際社会の構築 農地・海洋資源の持続可能な利用
社会サービスの向上(安全な水 の供給)	左に関連する重点課題	社会サービスの向上 (安全な水・衛生サービスの持続 的な提供)	左に関連する重点課題
安全な水の供給	(1)貧困削減 水と衛生	水衛生改善プログラム	ア。「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 安全な水・衛生
成長を支える人材育成(科学技 術教育・訓練)	左に関連する重点課題	成長と雇用創出を支える人材育成 (科学技術教育・訓練)	左に関連する重点課題
科学技術教育 ・訓練の強化	(2)持続的成長 人づくり、情報通信技 術(ICT)	教育・産業人材育成 プログラム 科学技術イノベーション促 進支援プログラム	ア。「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 ICTや先端技術の導入、科学技術・イノー ベーション促進、研究開発、職業訓練・産業人材 育成、雇用創出 イ。普遍的価値の共有、平和で安全な社会 の実現 公務員の人材育成

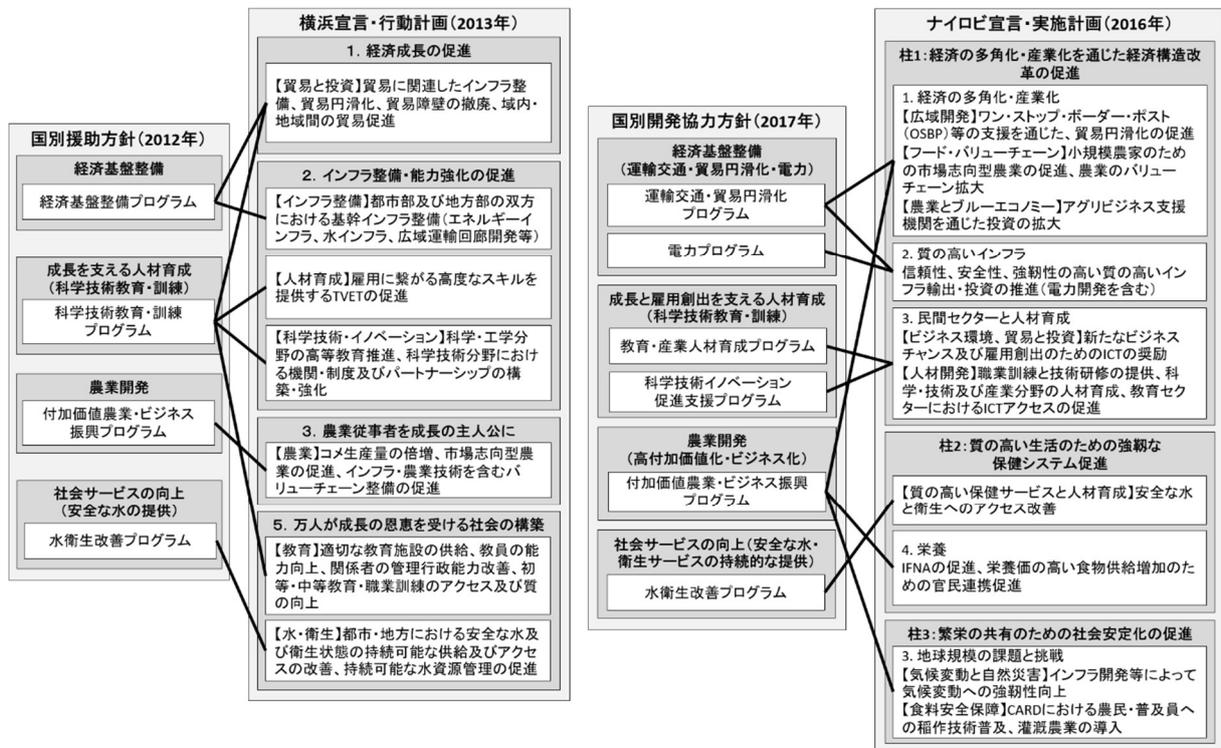
(出所)日本の開発上位政策、対ルワンダODA政策を基に、評価チーム作成

図8 日本の対ルワンダODA政策と日本のODA上位政策との整合性

また、日本の対アフリカ開発支援政策は、アフリカ開発会議(TICAD)を主軸として展開されており、1993年以降定期的に開催されている。同会議では対アフリカ支援・協力の中期方針を定めた宣言及び行動計画・実施計画が採択されており、本稿では2013年のTICAD Vで採択された横浜宣言2013とその行動計画、また、2016年のTICAD VIにおいて採択されたナイロビ宣言とその実施計画を取り上げる⁵⁴。なお、対ルワンダ国別援助方針(2012年)と横浜宣言2013を、また、対ルワンダ国別開発協力方針(2017年)とナイロビ宣言をそれぞれ比較した。

⁵⁴ 前者は2013年から2017年を、後者は2016年から2018年を実施対象期間としている。

図 9 に示すとおり、対ルワンダ支援政策のいずれの重点分野も、日本の対アフリカ開発支援の方針に広く対応しており、特に、国別開発協力方針における農業開発分野は、ナイロビ宣言の3つの優先分野(柱)すべてに関連している。以上より、対ルワンダ ODA 政策と対アフリカ開発支援政策の整合性は高い。



(出所) TICAD V 横浜宣言及び横浜行動計画、TICAD VI ナイロビ宣言及びナイロビ実施計画、対ルワンダ ODA 政策を基に評価チーム作成

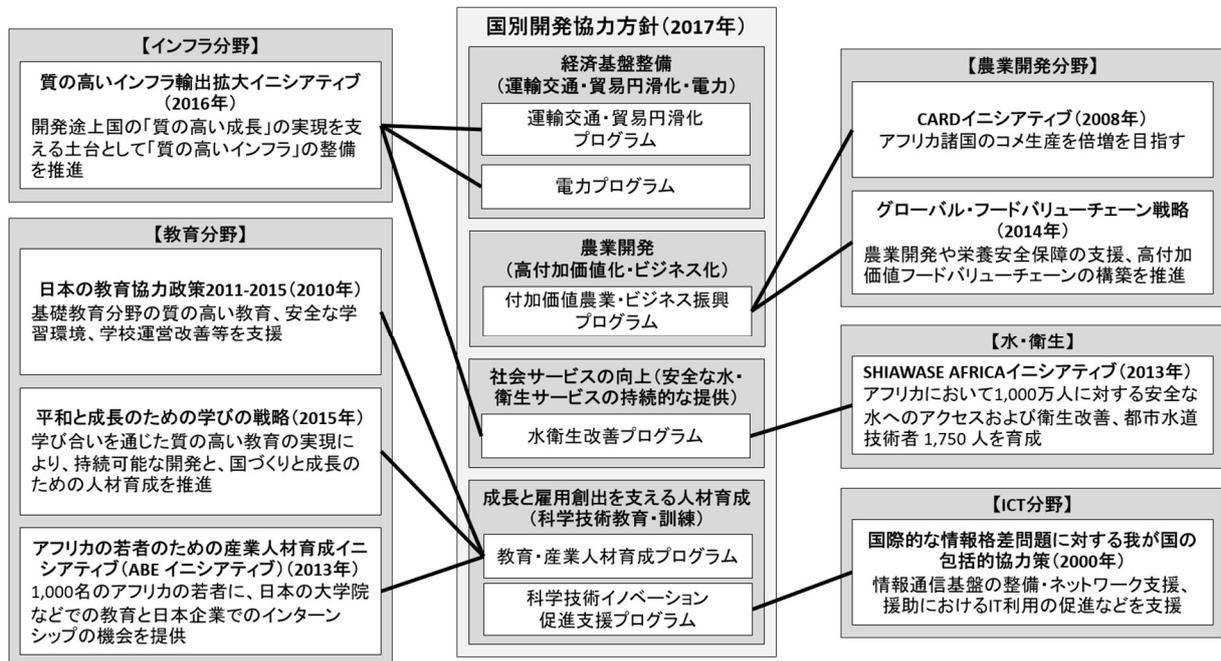
(注) IFNA: 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ、CARD: アフリカ稲作振興のための共同体

図 9 日本の対ルワンダ ODA 政策と TICAD における宣言及び行動計画・実施計画との整合性

次に、日本の分野別開発政策と対ルワンダ国別開発協力方針の整合性を確認する。日本は開発援助の現況や国際的な取組を踏まえた上で、各分野における日本の開発政策・イニシアティブを策定することにより、戦略的な開発協力を実施している。ここでは、2010 年以降に策定、あるいは実施されてきた分野別開発政策を取り上げ、国別開発協力方針(開発課題及びプログラム)との整合性を確認した。

図 10 に示すとおり、各分野の開発課題と分野別開発政策は相互に関連している。2016 年に策定された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」では、開発途上国の「質の高い成長」に資するインフラ整備を推進しているが、日本の対ルワンダ ODA ではルスモの国際橋及びワンストップ・ボーダー・ポスト(OSBP)施設や給水施設の整備が実施されている。また、農業開発分野では、CARD の対象国にルワンダが含まれており、稲作分野を含む農業普及教材作成・研修等に関わる技術協力が実施されてきた。また、これ以外にも対ルワンダ ODA では国際機関拠出金を通じたブルンジ難民支援など、地域の平和と安定に寄与する取組も実施されている。平和構築分野の開発政策は主として TICAD プロセスを通じて議論されてきており、2019 年の

TICAD 7 では「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)」の実施が発表された。以上より、対ルワンダ ODA 政策と分野別開発政策の整合性は高い。



(出所)外務省(2020)ODA:分野別開発政策(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunyabetsu/index.html>, 2021年2月10日最終閲覧)、対ルワンダ ODA 政策を基に評価チーム作成

(注)IT:情報技術

図 10 日本の対ルワンダ ODA 政策と分野別開発政策との整合性

(5) 国際的な優先課題との整合性

(ア) ミレニアム開発目標との整合性

ミレニアム開発目標(MDGs)は、2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基に2001年に策定され、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げている。

表 15 日本の対ルワンダ ODA 政策と MDGs との整合性

対ルワンダ国別援助方針における重点分野と開発課題	MDGs
1. <u>経済基盤整備</u> : 経済基盤整備	目標 8
2. <u>農業開発(高付加価値化・ビジネス化)</u> : 農業開発	目標 1
3. <u>社会サービス向上(安全な水の供給)</u> : 安全な水の供給	目標 7
4. <u>成長を支える人材育成(科学技術教育・訓練)</u> : 科学技術教育・訓練の強化	目標 1、目標 2、目標 8:

(出所)対ルワンダ国別援助方針(2012年)をもとに評価チーム作成

表 15 に示すとおり、いずれの重点開発課題も、いずれかの MDGs の開発目標に対応している。特に重点分野「成長を支える人材育成(科学技術教育・訓練)」は、職業訓練校強化支援⁵⁵や、ICT 政策アドバイザー⁵⁶など、「極度の貧困と飢餓の撲滅」(目標 1)、「開発のためのグロ

⁵⁵ トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ 2(2013-2018年)

⁵⁶ IT 人材育成アドバイザー(2010-2011年)、ICT 政策及び民間セクター開発アドバイザー(2013-2016年)など

ーバル・パートナーシップの推進」(目標 8)と、MDGs の複数の目標に対して貢献していると言える。

(イ) 持続可能な開発目標との整合性

持続可能な開発目標(SDGs)は、MDGs の後続として国連で定められた 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択され、17 の目標・169 のターゲットから構成される。

表 16 日本の対ルワンダ ODA 政策と SDGs との整合性

対ルワンダ国別開発協力方針(2017 年)			SDGs
重点分野	開発課題	プログラム	
経済基盤整備	経済基盤整備	運輸交通・貿易円滑化	目標 4、目標 8、目標 9、目標 11、目標 17
		電力	目標 7、目標 9
農業開発(高付加価値化・ビジネス化)	農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	付加価値農業・ビジネス振興	目標 1、目標 2、目標 5、目標 13
社会サービスの向上(安全な水・衛生サービスの持続的な供給)	安全な水・衛生の供給	水衛生改善	目標 3、目標 6、目標 13、(間接:目標 4)
成長と雇用創出を支える人材育成(科学技術教育・訓練)	人材育成及び科学技術イノベーションの促進	教育・産業人材育成	目標 4、目標 5、目標 8、目標 9、目標 10
		科学技術イノベーション促進支援	目標 4、目標 5、目標 8、目標 17

(出所)評価チーム作成

表 16 に示すように、日本の対ルワンダ開発協力方針のいずれの開発課題も、いずれかの SDGs の開発目標に対応し、援助実績を有していることから、SDGs との整合性は高い。

特に「経済基盤整備」のうち「運輸交通・貿易円滑化プログラム」は SDGs の幅広い目標に寄与していると考えられる。ルワンダ東部の道路改良事業⁵⁷によって目標 9 及び 11、また、貿易円滑化を目的とした技術協力プロジェクト⁵⁸によって目標 8 や 17、さらに若者の雇用創出のための道路整備事業⁵⁹を通じて目標 4 に貢献している。

2-1-2 結果の有効性⁶⁰

本節では、本評価報告書 3-1-2(2)内表 7 及び 3-1-2(3)内表 9 の詳細として、日本の対ルワンダ国別開発協力方針の各開発課題に対する日本の主な対ルワンダ ODA の実績と貢献を以下に示す。個別の ODA 案件としては、2010 年度から 2019 年度に開始した案件を対象としている⁶¹。

⁵⁷ ルスモーカーヨンザ区間道路改良計画(2016-2020 年)、ンゴマーマミロ区間道路改良計画(2018-2023 年)など

⁵⁸ 東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト(2017-2021 年)など

⁵⁹ 若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(2017 年-)

⁶⁰ 外務省/在ルワンダ日本国大使館/独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ(HP)(2021 年 1 月 20 日最終閲覧)、本評価対象案件の案件概要表・事業事前評価表・完了報告書・終了時評価調査結果要約表・外部事後評価報告書・事後状況調査シートや JICA 専門家へのインタビュー等

⁶¹ 技術協力のうち、JICA ナレッジサイト等に案件概要等の情報が公開されていない研修員受入事業は、本評価の分析対象外とした。有償・無償は外務省 HP 等に記載の交換公文(E/N)署名年度もしくは実施年度が 2010~2019 年度の案件。技術協力

(1) 運輸交通・貿易円滑化・電力の整備

(ア) 運輸交通

無償「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」によって、ルスモの国際橋・OSBP施設の整備が行われ、ルスモ国境における車両の通行規制の緩和と通関・越境手続きの円滑化が図られ、中央回廊利用車両の相対的増加に貢献した。

日本 NGO 連携無償「若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業」において、若者グループ 368 名への土のう技術を使用した道路補修訓練、道路 2,247m の補修及び道路整備組合登録(15 グループ:登録完了)が行われ、若者グループによる道路舗装技術の習得とともに、道路の通行性の向上が図られ、若者グループ(道路整備組合)による道路補修事業受注等を通じた収入創出に貢献した。

(イ) 貿易円滑化

技術協力プロジェクト「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」において、ルスモ OSBP マニュアルの整備、国境関連省庁職員等への国境管理(OSBP、セキュリティ)研修、ルスモ・ガトゥナ/カトゥナ国境会議開催、税関職員マスタートレーナー(関税評価・商品の名称及び分類についての統一システム(HS)⁶²分類、情報分析)育成、税関職員・通関業者への関税評価・HS 分類等研修が行われ、国境関連省庁職員等のルスモ OSBP マニュアルに沿った国境管理能力強化とともに、税関職員・通関業者の税関・通関に係る能力向上が図られた。これによって、ルスモ国境における効率的な国境手続きのための能力が改善し、通関・越境手続きの円滑化に貢献した。

(ウ) 電力

無償「変電及び配電網整備計画」及び「第二次変電及び配電網整備計画」によって、変電所 6 カ所(キガリ市:ジャバナ、ギコンド、ビレンボ、ンデラ、東部県:ムシャ、ルインクワブ)の設備の改修・更新・追加、開閉所 2 カ所(キガリ市:ムリンディ、カブカ)の設備整備、送電網 1 箇所(キガリ市)の設備整備、配電網(キガリ市、南部県フイエ郡)2カ所の設備の改修・拡張が行われた。これを通じ、電力供給の安定化とともに電化率の向上が図られ、大規模停電リスクの回避や電化がなされたことで、生活の改善(情報アクセスの向上等)や行政サービスの効率化、医療サービスの向上、教育の質向上、経済活動の活性化に貢献した。

技術協力プロジェクト「効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト」において、電力設備の運営・維持管理の技術研修マニュアル・教材の整備、技術研修を実施する主任トレーナー・主任エンジニアへの研修、配電網の地理情報システム(GIS)データベースの構築が行われ、電力設備(送配電網等)の運営・維持管理の改善に貢献した。

は JICA HP 等に記載の協力期間が 2010～2019 年度に開始した案件。国際機関拠出金は、外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019 年度)」に記載の案件。補正予算による国際機関拠出金の案件は、文書保存期間の関係で、2015 年度以前の案件数・内容が不明であり、分析対象に含まれていない。

⁶² 「HS に関する国際条約」は、1988 年 1 月発効。同付属書は、通称 HS 品目表と呼ばれ、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表(財務省関税局 HP(2021 年 1 月 6 日アクセス)より)。

開発調査型技術協力「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」において、電力開発計画の見直しが行われた。

(2) 農業の高付加価値化・ビジネス化の促進

無償「ンゴマ郡灌漑開発計画」「ルワマガナ郡灌漑施設改修計画」によって、灌漑施設の整備・改修(東部県ンゴマ郡、ルワマガナ郡)が行われた。

無償「貧困農民支援」によって、肥料 2,101MT が供与された。

技術協力プロジェクト「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」において、市場志向型農業普及パッケージ教材(①園芸:園芸栽培、マーケティング、稲作栽培、組織強化・ジェンダー、②稲作:栽培、灌漑)の改訂、ルワンダ農業局職員への講師養成研修(ToT)・ワークショップの実施(累計 332 名)、組合への研修・ワークショップ(①園芸:直接 30 組合・累計 3,763 名、間接 202 組合、②水稲:直接 6 組合・累計 6,574 名、間接 16 組合・累計 6,263 名)が行われ、事業対象組合員による市場志向型農業普及パッケージ技術の実践が図られ、事業対象組合の農業収入の向上に貢献した。これを通じ、園芸・稲作組合員の生活改善(栄養改善、医療保険加入、貯蓄、組合内ローン等)や生計向上(小規模家畜の飼育、移動式ポンプの購入、農地購入等)とともに、稲作組合の活動推進(土地購入→組合事務所や不動産ビジネス用の家の建設、融資システムの構築、事務機器調達、組合職員の雇用)に貢献した。

(3) 安全な水・衛生の供給

無償「第三次地方給水計画」によって、湧水取水施設 4 基、深井戸施設 3 基、送配水施設、給水施設(公共水栓)75 基の建設(東部県カヨンザ郡、ンゴマ郡、ガツィボ郡)が行われた。

草の根人間の安全保障無償「ブゲセラ郡安全な水へのアクセス改善計画」「ムバレ給水施設整備計画」「カモニ郡ルンダ地区安全な水・衛生へのアクセス改善計画」によって、東部県ブゲセラ郡及び南部県ムハンガ郡・カモニ郡において、給水場 25 箇所、公共給水ポイント 1 基、雨水貯留タンク 30 箇所、集水室 1 室、バルブ室 6 室、ろ過施設 1 箇所、貯水槽 4 箇所、圧力調整槽 1 槽、配水管 14.6km が整備された。

技術協力プロジェクト「地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」において、地方給水施設維持管理フレームワークを包括する技術文書・11 文書(ガイドライン、標準文書、研修モジュール等)の開発・改訂、研修(水衛生公社地方給水衛生局:累計 240 名、郡・民間事業者:累計 494 名、水利用者組合:累計 321 名)、全国 27 郡の給水システム台帳・GIS マップの整備、給水システム毎の運営維持管理マニュアル整備(63 システム)、委託契約管理のポータルサイト・データ共有プラットフォームの整備、水道メータ・塩素消毒施設設置(8 カ所)が行われ、水衛生公社地方給水衛生局・民間事業者・水利用者組合の能力向上とともに、地方給水の委託契約管理システムの改善が図られ、委託契約管理に基づく地方給水の運営維持管理体制の改善に貢献した。

(4) 人材育成及び科学技術イノベーションの促進

(ア) 人材育成全般

ABE イニシアティブによって、ルワンダ人 43 名が日本の大学へ留学し、ルワンダにおける人材育成に貢献した。

(イ) 基礎教育

草の根・人間の安全保障無償「サマリタン国際小学校校舎建設計画」を通じ、小学校 1 校の増築を行った。

技術協力プロジェクト「教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト」において、前期中等教育における校内現職教員研修導入ワークショップ教材・資料が作成・改訂され、同ワークショップが実施されるほか、同研修ニューズレターが作成された。

技術協力プロジェクト「学校ベースの現職教員研修の制度化・質の改善支援プロジェクト」において、初中等学校教員・地方教育行政官向け新カリキュラム研修の教材開発及び研修実施（国家・地区研修講師候補者：241 名）、同オンラインアセスメントコースの開発・試行、モデル校 6 校における授業研究（教師 86 名参加）・同経験共有ワークショップ・Open Day の実施、郡継続的職能開発委員会のオリエンテーション・問題分析ワークショップマニュアル開発・実施（15 郡）及び同全国大会開催、郡/地区継続的職能開発委員会統一オンラインモニタリングシステムの開発・運用が行われた。これを通じ、新カリキュラム研修講師・初中等学校教員の同カリキュラムに基づく授業実践の理解度向上とともに、教員の継続的職能開発への参加率増加や、モデル校における新カリキュラムに基づく授業の実施強化（授業案の改善、自由回答式質問の多用等）が図られ、モデル校生徒の学習プロセス・学力の改善に貢献した。

(ウ) 技術教育・職業訓練

日本 NGO 連携無償「高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト」において、ガチュリロ職業訓練センター（キガリ）における洋裁訓練コースの新設、工業用電動ミシン 13 台供与、洋裁テキストブックの制作、ミシンメンテナンス講習、現地洋裁専門家への ToT、洋裁技術習得訓練（修了生：120 名）が行われた。これらを通じ、現地洋裁専門家が育成され、ガチュリロ職業訓練センターにおける継続的な訓練コース提供が図られるほか、訓練生が技術を習得し、洋裁組合も結成されるなどして、訓練修了生の雇用創出・収入創出に貢献した⁶³。

草の根・人間の安全保障無償「カブガイ技術学校校舎拡張計画」「ガケンケ郡におけるキリスト教青年労働会の職業訓練校の建設計画」「ンズキ職業訓練センター寄宿舍建設計画」を通じ、北部県ガケンケ郡及び南部県ムハンガ郡・ルハンゴ郡において、技術学校校舎 1 箇所（10 教室）、職業訓練校 1 箇所（5 教室）、職業訓練センターの寄宿舍 1 箇所の建設を行った。

技術協力プロジェクト「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ 2」において、トゥンバ高等技術専門学校における機材整備、教職員への研修（ルワンダ国内：累計 181 名、本邦：6 名、第 3 国：7 名、長期：1 名）、研究・開発・生産ユニットの設立・ガイドライン策定・活動

⁶³ 訓練修了生は、縫製工場等に就職したりしている。

実施、年間活動計画の策定・実施・レビュー、学校運営有効性調査・卒業生追跡・雇用満足度調査実施、資機材管理マニュアル作成・ソフトウェア開発・研修実施、インキュベーション・キャリアサポートセンター設置/ガイドライン策定、起業家育成コース開始、国立起業家育成教材開発・パイロット授業実施、企業内研修ガイドライン改訂、グッドプラクティス文書作成が行われた。これらを通じ、同校における実践的技術教育・起業及びキャリア支援の実施体制整備、学校運営の改善、実践的技術能力を有する人材の育成が図られ、訓練修了生の雇用創出・収入創出のほか、事業導入コンポーネント(研究・開発・生産、キャリア支援)に関わる部署の技術教育・職業訓練機関：ルワンダ・ポリテクニクへの設置に貢献した。同校卒業生のうち、進路のある卒業生率(就職・起業・進学含む)は、表 17 の通り。

表 17 トウンバ高等技術専門学校卒業生の進路のある卒業生率(就職・起業・進学含む)

調査年月		2011年 6月	2012年 3月	2013年 9月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月
回答者数/対象者数		240名 /299名	471名 /586名	563名 /675名	292名 /354名	406名 /493名	430名 /483名
対象者	卒業生数	—	—	—	—	—	—
第1期生(2009年11月修了)	142	81.5%	86.7%	94.5%	—	—	—
第2期生(2010年11月修了)	155	68.2%	69.1%	85.5%	—	—	—
第3期生(2011年8月修了)	149	—	53.2%	76.5%	—	—	—
第4期生(2011年12月修了)	129	—	26.6%	67.3%	—	—	—
第5期生(2012年9月修了)	100	—	—	43.6%	71.1%	—	—
第6期生(2013年9月修了)	249	—	—	—	48.8%	60.0%	—
第7期生(2014年9月修了)	244	—	—	—	—	44.2%	63.3%
第8期生(2015年9月修了)	277	—	—	—	—	—	48.5%

(出所)JICA(2017)トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ2・終了時評価調査報告書より、評価チーム作成。

技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」において、技能訓練センター11箇所の訓練環境の整備(バリアフリー化10箇所、校長・講師へのコンサルテーション会議・研修会)、障害者(元戦闘員含む)への技能訓練の実施(1,545名)、スターターキット⁶⁴の配布、技能訓練用マニュアル(訓練前・中・後の活動、バリアフリー化活動、障害者に対する意識向上活動等)作成が行われ、訓練修了生の収入創出⁶⁵とともに、障害を持つ訓練修了生の家族・コミュニティとの関係改善、事業対象の技能訓練センターを活用した障害者への技能訓練の実施に貢献した。

(エ) ICT

技術協力専門家派遣「IT人材育成アドバイザー」「国家ICT戦略・計画 実施支援アドバイザー」「ICT政策及び民間セクター開発アドバイザー」を通じ、第3期国家ICT戦略・計画(2011-2015)が策定されるほか、ICT商工会議所及びKラボ・Fabラボが設立された。

⁶⁴ 訓練中または訓練修了後に修了生個人または組合単位に提供される機材で、訓練修了生が仕事を開始できるように供与する消耗品としての道具類。

⁶⁵ 2011年度から2013年度まで計3回訓練が実施されたうち、プロジェクトによる2011年度及び2012年度の修了生1,246人のフォローアップ調査によると、91%(回答者数900人のうち818人)が「訓練で得た技術を使って収入を創出している」と回答。

草の根技術協力事業「キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業」において、ICT 技術者養成コース 3 回実施(受講者 48 名)された。

技術協カプロジェクト「ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト」において、起業家支援プログラム:250 スタートアップが実施された。

上記の取組を通じ、ICT 技術者・起業家の育成が図られ ICT・起業・ビジネスの推進に貢献した。

(5) その他

(ア) 保健

草の根・人間の安全保障無償「ニャチヨンガ・ヘルスセンター産科棟建設計画」を通じ、産科棟 1 棟の建設、医療機材・備品(1 インファントウォーマー、2 医療品保管棚、2 分娩台、5 ファウラーベッド、10 フラットベッド)の供与が行われた。

国際機関拠出金「エボラウイルス及びその他の優先的公衆衛生緊急事態への準備の強化」(世界保健機関(WHO))を通じ、エボラウイルス等感染症対応:国家公衆衛生緊急運営センターの運営、エボラ監視・国境スクリーニングの標準運用手順書の配布、ルワンダ・コンゴ民主共和国間の国境を越えたエボラ監視等のためのロードマップ策定・会議実施、医療従事者 45 名へのエボラ監視 ToT 研修実施、入国地点 6 箇所におけるサーモグラフィ・手洗い設備付シェルター建設、検査施設の専門家 160 名へのエボラ検体の取り扱い研修・認定、検査施設の資機材整備、3 病院の隔離ユニットの改修、迅速対応チームの訓練(8 病院 416 名参加)、医療従事者 117 名への心理社会的支援研修、テレビ・ラジオ等を通じた啓発活動、保健ロジスティック研修(156 名参加)等が行われた。これによって、エボラウイルス等の感染症の監視・検査・予防管理等の対応能力強化に貢献した。

(イ) 難民

国際機関拠出金を通じ、ルワンダ国内のマハマ難民キャンプのブルンジ難民に対し、表 18 の支援を実施した。

表 18 日本の対ルワンダ ODA を通じた難民支援の主な内容

分野	支援内容
食糧	食糧供与(2016 年度案件:56,142 名)
保護	法的支援
子供の保護	子供・若者向けスペースの改善・運営(月平均 12,476 名利用)、子供の保護ボランティア 66 名への研修及びボランティアによる個別事例のフォローアップ、虐待・搾取リスクのある子供の保護
保健	健康メッセージブックの配布・健康増進キャンペーンの実施(計 50,000 名以上)、救急車の供与
乳幼児期の子どもの発達	乳幼児期の子どもの発達センター(常設)の拡張、多目的プレイパークの建設、子供のケアをする家庭ベースグループ(60)の設立・研修
教育	難民を受け入れる地元学校への ICT 教材供与
セクシャル・リプロダクティブヘルス	母子保健医療機材の供与、保健スタッフ等へのセクシャル・リプロダクティブヘルス研修、ジェンダーに基づく暴力に係る安全ルームの建設、セクシャル・リプロダクティブヘルス担当の助産師の配置、ジェンダーに基づく暴力の予防・対応
生計	ビジネススキル研修

(出所)国際機関拠出金案件(ルワンダ、2016~2018 年度)の完了報告より、評価チーム作成。

(ウ) スポーツ

草の根文化無償「空手器材整備計画」を通じ、空手練習用畳 400 枚、審判旗 30 本、得点板 3 台の供与が行われ、空手環境の改善に貢献した。

2-1-3 プロセスの適切性

本節では、本評価報告書 3-1-3 の詳細として、検証内容の詳細を以下に示す。

(1) 検証項目 1: 日本の対ルワンダ国別開発協力方針策定プロセスの適切性⁶⁶

日本の対ルワンダ国別開発協力方針の策定プロセスについて、①策定根拠の適切性、②日本側・ルワンダ側関係者による協議・意見交換状況、③他ドナー・非政府組織(NGO)などの関係機関との調整・意見交換の状況、④公表状況の観点から検証する。

日本の対ルワンダ国別開発協力方針は、前回の対ルワンダ ODA 政策策定(2012 年 4 月)から約 5 年が経過した時期である⁶⁷ 2017 年 7 月に策定された。同策定プロセスは、右のとおり。

ルワンダ政府の開発計画(ビジョン 2020、NST1、EDPRS2 等)、援助国間の役割分担及び在ルワンダ日本国大使館が日頃把握する開発ニーズ・ルワンダ政府の意見などを踏まえた上で策定された。

現地において、他ドナー・NGO・企業など関係アクターとの

意見交換の機会は設定されていなかったものの、ルワンダ政府からのコメント聴取並びに日本国内でのパブリックコメントを経て策定された⁶⁸。

同方針の日本語版・英語版は、外務省及び在ルワンダ日本国大使館 HP に掲載されている。

以上を踏まえ、おおむね適切なプロセスが取られていたと言える。

1. 現地 ODA タスクフォース(在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所)が同当初案策定。
2. ルワンダ外務・国際協力省及び財務・経済計画省にコメント依頼を行い、同タスクフォースが修正案を策定。
3. 2017 年 3 月に、日本-ルワンダ間の政策協議を開催し、在ルワンダ日本国大使館から再度、ルワンダ外務・国際協力省及び財務・経済計画省に対し同案の説明を行い、コメントを聴取。
4. 同タスクフォースで外務省提出用骨子案を策定し、外務省に提出。
5. 外務省国際協力局国別開発協力第三課が検討。
6. 外務省国際協力局政策課、開発協力総括課、地球規模課題総括課、文化交流・海外広報課及び JICA に合議。
7. 外務省アフリカ部に合議、省内承認。
8. 各省協議、各省承認。
9. パブリックコメント(意見募集)、聴取意見への対応を決定し、策定(改定)。

⁶⁶ 外務省・在ルワンダ日本国大使館 HP(2021 年 1 月 29 日アクセス)、外務省国際協力局国別開発協力第三課、在ルワンダ日本国大使館へのインタビューより。

⁶⁷ 国別開発協力方針(本文)は、5 年を目処に改定することとなっている(外務省提供「国別開発協力方針策定・改定マニュアル(2019 年度版)(在外公館担当者向け)」より)。

⁶⁸ パブリックコメントを受けて、文章が修正されている(2017 年度のパブリックコメント:いただいた御意見の概要と回答(外務省)より)。

(2) 検証項目 2: 日本の対ルワンダ ODA 実施プロセスの適切性

(ア) 現地及び日本国内の対ルワンダ ODA 実施体制の整備・運営状況⁶⁹

日本の対ルワンダ ODA の実施体制としては、2005 年 7 月に JICA ルワンダ支所(現事務所)、2010 年 1 月に在ルワンダ日本国大使館が開設された。

現在、現地 ODA タスクフォース(在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所)が設置され、基本的に四半期に 1 回の会合を開催している。在ルワンダ日本国大使館からは、大使、次席、書記官(開発協力班長)、経済協力調整員、JICA ルワンダ事務所からは、所長、次長、所員全員のほか、議題に応じて関係する企画調査員が参加する。情報共有のみならず、幅広い議題について議論する場である。その他、より一般的な情報共有の場として、2019 年末より、在ルワンダ日本国大使館次席及び JICA ルワンダ事務所次長が議長となり、月例会(月 1 回)を開催しており、情報共有体制を強化している。

外務省内では、国際協力局国別開発協力第三課が中心となり、案件形成の過程で、予算や制度担当の開発協力総括課、地域担当であるアフリカ部アフリカ第二課に相談する。また、案件によっては、分野を担当している関係課(例:栄養担当)に合議することもある。また、外務省国際協力局国別開発協力第三課及び JICA アフリカ部間の不定期の定例会(2~3 ヶ月に 1 回)が開催されているほか⁷⁰、両部署は日常的に情報共有・意見交換を行っている。

国内・現地における日本の対ルワンダ ODA に関わる人員数は、表 19 のとおり。

表 19 国内・現地における日本の対ルワンダ ODA に関わる人員数

担当課／機関	人員数
外務省国際協力局国別開発協力第三課	ルワンダ担当:1 名(ブルンジ兼任)
JICA アフリカ部アフリカ第一課	課長、ルワンダ総括、ルワンダ担当 1 名(専任)
在ルワンダ日本国大使館	三等書記官(開発協力班長)1 名、経済協力調整員 1 名、草の根・人間の安全保障無償資金協力委職員 1 名
JICA ルワンダ事務所	・所長 1 名、次長 1 名、正職員 2 名、企画調査員 3 名(インフラ、教育、農業)、ボランティア調整員 3 名、健康管理員 1 名、ナショナルスタッフ 13 名。 ・広域(アフリカ全土:ケニア・南ア・タンザニア除く)担当の企画調査員 1 名(民間連携)、広域(アフリカ全土:ケニア・南ア・タンザニア除く)担当の企画調査員(援助協調)1 名

(出所)外務省国際協力局国別開発協力第三課、在ルワンダ日本国大使館及び JICA ルワンダ事務所へのインタビュー、並びに JICA アフリカ部アフリカ第一課提供情報より、評価チーム作成。

ルワンダにおける援助の受け入れ体制としては、ドナー調整のとりまとめは財務・経済計画省、外交上、国際約束の締結及び要請取付け等の ODA の窓口並びに政策協議はルワンダ外務・国際協力省が中心に行っている。受け入れ体制の課題としては、公務員の数が限定的なため、手続きに時間を要する場合があることである。

在ルワンダ日本国大使館及び JICA ルワンダ事務所は、ルワンダ政府及びドナー等が参加する開発パートナーリトリート会合、開発パートナー調整グループ会合、セクター・ワーキング・グループ等に参加し、協議を行っている(表 20)。また、在ルワンダ日本国大使とルワンダ政

⁶⁹ ODA 国別データブック 2007・2010(外務省)、外務省国際協力局国別開発協力第三課、在ルワンダ日本国大使館、JICA アフリカ部アフリカ第 1 課、JICA ルワンダ事務所へのインタビューより。

⁷⁰ 出席者は、外務省国際協力局国別開発協力第三課は課長及び首席や総括、担当など、JICA アフリカ部は部長及び管理職。

府各省庁大臣レベル間の個別協議を実施するほか、ルワンダ政府及び在ルワンダ日本国大使館の担当官レベルの個別協議を実施し、開発協力に関する情報共有・要望聴取を行っている。さらに、JICA ルワンダ事務所は、ルワンダ省庁の大臣・事務次官レベルから実施機関レベルまで、案件準備の意見交換を行うほか、案件の課題等について協議している。

表 20 在ルワンダ日本国大使館・JICA ルワンダ事務所が参加する主な会合

会合	頻度	参加者等
ドナー(DP: Development Partners)会合	月 1 回	開発協力を実施する各国の外交団(大使館)、二国間援助機関、国際機関が参加し、情報交換のほか、DPR 会合等におけるルワンダ政府への提言・インプット・議題等について協議・決定。ルワンダ政府は参加していない。日本: 在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所が参加。
開発パートナーリトリート(DPR: Development Partners Retreat)会合	年 1 回(2泊3日)	ルワンダの財務・経済計画省大臣が主催し、開発パートナーが参加。出席者は原則各国 1 名(大使館次席)だが、JICA ルワンダ事務所(所長ないし次長)は日本大使館よりも早い時期に設置されたこともあり、特別に JICA としての外交団枠(席)が 1 つ用意されている。日本: 在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所が参加。
開発パートナー調整グループ(DPCG: Development Partners Coordination Group)会合	四半期に 1 回の予定だが、実際は年 2 回ほど	ルワンダの財務・経済計画省事務次官が主催し、ルワンダ政府と開発パートナーが参加。日本: 在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所が参加。
セクター・ワーキング・グループ(SWs: Sector Working Groups)	分野によって異なる	ルワンダ政府と開発パートナーが参加。日本: JICA ルワンダ事務所職員・企画調査員や現地スタッフが ICT・水・インフラ(運輸交通、電力)・農業・教育分野の会合に出席し、JICA 専門家が参加することもある。また、JICA ルワンダ事務所や JICA 専門家が、同グループ傘下の作業部会にも出席。

(出所) 在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所及び地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト・日本人専門家へのインタビュー

(注) ドナー会合: 二国間では、ヨーロッパ、韓国、日本等が参加しており、アラブ諸国や中国は参加していない。

その他、在ルワンダ日本国大使館は、政治・経済・社会状況について、報道の確認のみならず様々なレベルのルワンダ政府関係者との意見交換を行い把握するほか、国際社会の支援状況について、報道の確認のほか、ドナー会合(毎月 1 回)への出席を通じ把握している。

政策協議について、直近では 2017 年 3 月に開催された。その後、何度か開催の調整が行われたものの、関係者の病気や新型コロナウイルスの影響等によって、実施されていない。

このように、日本の対ルワンダ ODA 関係者による情報収集・共有の体制が整備され、ルワンダ政府関係者や他開発パートナーとの協議を行っている。

(イ) 支援先ニーズの継続的な把握状況⁷¹

2-1-3(2)(ア)に示したように、在ルワンダ日本国大使館及び JICA ルワンダ事務所は、ルワンダ政府主催の定期会合に出席するほか、日常的にルワンダ政府との協議・意見交換を行っており、ニーズ把握の取組が行われている。

⁷¹ 在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所へのインタビューより。

(ウ) 国別開発協力方針に示された重点分野への取組やアプローチの実施状況

(a) 個別案件の形成⁷²

要請書は、ルワンダの各実施機関/各分野省庁から財務・経済計画省に提出される。財務・経済計画省の承認の後、ルワンダ外務・国際協力省経由で、在ルワンダ日本国大使館に提出される。要請受付後の主なプロセスは表 21 のとおり。

表 21 日本の対ルワンダ ODA の主な案件形成プロセス

形態	プロセス
円借款	要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁および JICA と協議しつつ、計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府（機関）との協議を経た後、原則として JICA の審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議や現地調査等を行う。JICA による審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が日本政府により決定され、その内容が相手国政府（機関）に事前通知される。
無償資金協力	要請に基づき、外務省は、その要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件のうち、詳細な設計や積算を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの（文化無償および水産無償を含む）については、JICA による事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する（施設・機材等調達方式）。
技術協力（技術協力プロジェクト）	要請に基づき、外務省が、関係各省及び JICA とともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査が JICA によって実施され、案件実施の可否についてさらなる検討が行われる。

（出所）2019 年版開発協力参考資料集（外務省、2020 年）より、評価チーム作成

案件の採択に当たっては、表 21 のように、日本政府、JICA 及びルワンダ政府間の協議を経つつ、日本の対ルワンダ国別開発協力方針（旧：国別援助方針）との整合性や、計画の内容の適切性及び達成の見込み、事業の実現可能性等が確認される。

日本政府が採択案件を決定後、資金協力等については、日本の外務省（又は在ルワンダ日本国大使館）とルワンダ外務・国際協力省（又は財務・経済計画省）との間で、交換公文（E/N）の署名が行われる。技術協力については、日本政府がルワンダ政府に対し、毎年、日本の予算年度の開始時期を目途に、新規案件を含めた当該年度で実施する全案件を包括口上書で通知している。

こうしたプロセスを経て、日本の対ルワンダ国別開発協力方針に示された重点分野に基づき、個別の案件が形成・実施されてきている。

(b) 支援アプローチ

2010 年度から 2015 年度にかけては、無償資金協力、技術協力及び国際機関拠出金を通じた支援が実施されてきた。一方、円借款については、国際通貨基金（IMF）による債務持続可能性分析における債務破綻リスクの評価が「中程度」であったことから、供与を見合わせてきたが、2014 年に同評価が「低い」になったことから、日本政府は、円借款を供与可能と判断した⁷³。これを受け、2016 年度より、ルワンダに対する円借款が再開した。

⁷² 2019 年版開発協力参考資料集（外務省、2020 年）、JICA アフリカ部アフリカ第一課、在ルワンダ日本国大使館、JICA ルワンダ事務所へのインタビュー、在ルワンダ日本国大使館/JICA ルワンダ事務所提供情報より。

⁷³ 外務省国際協力局国別開発協力第三課へのインタビューより。

円借款について、アフリカ開発銀行(AfDB)及び世界銀行との協調融資による道路整備の事業⁷⁴が計2件、栄養改善の政策借款⁷⁵が1件実施されている。円借款が供与可能となったことで、大規模な事業も支援可能となり、円借款を無償資金協力や技術協力と組み合わせつつ供与するなどしており、課題に対するアプローチの幅が広がった。日本は、ルワンダにおいて約30年間、円借款の新規案件形成をしていなかったため、円借款再開に際し、ルワンダにおいて経験とネットワークを持つ他ドナーとの協調融資を通じて、新規案件形成を行った⁷⁶。また、栄養改善の政策借款は、TICAD7(2019年8月)におけるカガメ大統領訪日に間に合わせる形で、約10ヵ月という短期間で案件の構想から借款契約(L/A)締結に至ったものである。同借款では、農業政策アドバイザー(日本人専門家)やJICAルワンダ事務所が、ルワンダ側関係者と協議しながら、栄養を考慮した農業推進のための仕組み・計画づくりのほか、乳幼児ケアや保健分野の栄養活動を促進するためのマルチセクターアプローチの強化を支援している⁷⁷。

また、スキーム間連携として、本評価報告書3-1-1(3)(イ)(a)に記載のとおり、貿易円滑化に関わる連携が行われている。また、地方給水分野では、東部県を対象に、無償による給水施設整備、技術協力プロジェクト及びJICA海外協力隊による運営維持管理体制構築・改善支援が行われている。当該分野のJICA海外協力隊は、グループ型派遣による「水の防衛隊」として計36名⁷⁸派遣され、隊員同士が効果的な活動実施のための学び合いの機会を設けている⁷⁹。

農業分野では、栄養分野の政策借款⁸⁰が供与されており、これに関連して、農協支援の技術協力プロジェクト⁸¹において、対象の農協に対し、栄養価の高い料理を創作する料理教室や栄養価の高い作物の栽培技術研修を行うための研修教材を作成し、実施した。今後はルワンダ側関係者主導で円借款の資金を活用して、研修等を実施していくことから、そうした活動が出来る道筋をつけるための活動を実施したものである。ほか、灌漑水管理の技術協力プロジェクト⁸²において、灌漑施設へのアクセス及び地区で生産した農作物を搬送・出荷するための道路の補修・改修を実施するに際し、ルワンダで日本NGO連携無償を通じ道路補修を実施している本邦NGO⁸³の現地エンジニアを講師として招き、灌漑水利組合の維持管理チームと農民補修チームを対象に研修を行うなどして、協力している。

地域事情の考慮⁸⁴に関し、各国の在外公館が地域情勢(内政、近隣国との関係等)を収集し、外務省に共有するほか、個別案件の検討に際し、これら情勢や政治・外交的な観点が考慮されている。

⁷⁴ ルスモークオンザ区間道路改良計画(AfDB)、ンゴマーラミロ区間道路改良計画(世界銀行)。いずれもアンタイド。

⁷⁵ 農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款。

⁷⁶ JICA アフリカ部アフリカ第一課へのインタビューより。

⁷⁷ JICA アフリカ部アフリカ第一課、農業政策アドバイザーへのインタビューより。

⁷⁸ 2012～2019年度。JICA 提供「2020年度グループ型派遣・各種連携 案件概要表 グループ名:水衛生改善支援(2020年)」【ルワンダ】隊員情報詳細より。

⁷⁹ 井戸の修理方法や水利用料金の徴収方法等に関わる活動状況を共有している。JICA 海外協力隊へのインタビューより。

⁸⁰ 農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款

⁸¹ 小規模農家市場志向型農業プロジェクト

⁸² 灌漑水管理能力向上プロジェクト

⁸³ 特定非営利活動法人道普請人

⁸⁴ 世界銀行では、政策/案件形成の際、地域レベルで考えていく方向にあるとのこと(世界銀行へのインタビューより)。例えば、JICAによる「ンゴマーラミロ区間道路改良計画」は、世界銀行との協調融資(パラレル)であるが、世界銀行は、ルワンダ、タン

具体的に形成された案件としては、東アフリカ共同体(EAC)5 国⁸⁵を対象とした税関・国境管理に関する技術協力プロジェクト⁸⁶が行われている。同プロジェクトでは、関税同盟及び共通関税法を適用することとなっている EAC 各国が税関について共同で学び合うことで、国際標準/地域標準に照らした自国の方法にかかる知識を深めることができるほか、ルスモ国境を接するルワンダ及びタンザニアの国境関係者合同の会議開催等を通じ、両国の国境関係者間の理解を深める取組が行われており⁸⁷、EAC における貿易円滑化への貢献が期待される。加えて、日本は、広域インフラに関わる専門家を EAC 事務局に派遣し(2010-12、2012-13、2014-17、2019-21)、同専門家が EAC 地域の情報収集・分析を行い、個別の案件形成において、同専門家が収集した EAC 地域事情が反映されているほか、同専門家は上記技術協力プロジェクト関係者と情報共有を行っている⁸⁸。

また、アフリカ大湖地域やルワンダ国内の事情を考慮し形成された案件として、国際機関拠出金によるルワンダ国内の難民支援や、元戦闘員を含む障害者に対する技能訓練・就労支援⁸⁹が挙げられる。

ほか、JICA 国別分析ペーパー(ルワンダ)が作成され(最新版:2015 年 5 月版)、表 22 の内容が記載されている。また、協力実施上の留意点として、プログラムアプローチの推進、各スキームの活用による支援分野の「選択と集中」、迅速性の確保、各種情報の発信、ジェンダーの観点、気候変動対策、円借款事業の再開について言及されている⁹⁰。

表 22 JICA 国別分析ペーパー(ルワンダ)の内容

章	内容
1	ルワンダ国の現状
2	ルワンダ国の開発政策・計画
3	主要開発課題、セクター毎の分析及び協力概要
4	他ドナーの協力、援助協調の状況
5	日本及び JICA の協力実績・意義
6	JICA が取り組むべき主要開発課題、セクターの導出
7	協力実施上の留意点

(出所)JICA 国別分析ペーパー(ルワンダ)(JICA、2015 年)より、評価チーム作成

(エ) 政策の実施状況の定期的なモニタリング・評価・フィードバックの状況

日本の対ルワンダ ODA のモニタリング・評価の実施状況を表 23 に示す。同表に示すとおり、JICA や実施機関等による各案件の実施状況に係るモニタリングが行われ、成果の把握や効果検証のための評価が行われている。

表 23 日本の対ルワンダ ODA のモニタリング・評価の主な実施状況

スキーム	モニタリング・評価の実施状況
有償資金協力	【事業開始前】JICA は、2 億円以上の事業を対象に事前評価を行い、事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証している。

ザニア及びウガンダを対象とした Lake Victoria Transport Program の一環として行っている(World Bank(2017)Project Appraisal Document, Lake Victoria Transport Program-SOP1, World Bank(2018)Regional Integration and Development Corridors in East and Southern Africa)。

⁸⁵ ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ。

⁸⁶ 東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト、東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト。

⁸⁷ 東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト・日本人専門家へのインタビューより。

⁸⁸ 外務省国際協力局国別開発協力第三課及び外務省中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課提供情報、東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト・日本人専門家へのインタビューより。

⁸⁹ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト。

⁹⁰ JICA(2015)JICA 国別分析ペーパー

	<p>【事業実施中・終了時】案件計画段階で策定した計画に基づき、JICA と先方実施機関双方が協力成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行うほか、事業終了時点での協力成果の確認を行っている。</p> <p>【事業終了後】JICA は、2 億円以上の事業を対象に、原則として事業終了 3 年後までに事後評価を行っている。10 億円以上又はそのほか有効な教訓が得られる可能性が高いと考えられる事業は外部評価、2 億円以上 10 億円未満の事業は JICA 在外事務所などによる内部評価で実施。</p> <p>【公開状況】評価結果は、JICA の HP 上に公開されている。</p>
無償資金協力 (JICA 実施分)	<p>【事業開始前】JICA は、2 億円以上の事業を対象に事前評価を行い、事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証している。</p> <p>【事業実施中・終了時】案件計画段階で策定した計画に基づき、JICA と先方実施機関双方が協力成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行うほか、事業終了時点での協力成果の確認を行っている。</p> <p>【事業終了後】JICA は、2 億円以上の事業を対象に、原則として事業終了 3 年後までに事後評価を行っている。10 億円以上又はそのほか有効な教訓が得られる可能性が高いと考えられる事業は外部評価、2 億円以上 10 億円未満の事業は JICA 在外事務所などによる内部評価で実施。</p> <p>【公開状況】評価結果は、JICA の HP 上に公開されている。</p>
技術協力	<p>【事業開始前】JICA は、2 億円以上の技術協力プロジェクトを対象に事前評価を行い、事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証している。</p> <p>【事業実施中・終了時】案件計画段階で策定した計画に基づき、JICA と先方実施機関双方が協力成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行うほか、事業終了時点での協力成果の確認を行っている。</p> <p>【事業終了後】JICA は、2 億円以上の技術協力プロジェクトを対象に、原則として事業終了 3 年後までに事後評価を行っている。10 億円以上又はそのほか有効な教訓が得られる可能性が高いと考えられる事業は外部評価、2 億円以上 10 億円未満の事業は JICA 在外事務所などによる内部評価で実施。</p> <p>【公開状況】評価結果は、JICA の HP 上に公開されている。</p>

(出所)JICA HP(2021 年 2 月 4 日アクセス)より、評価チーム作成。

(オ) 広報の実施状況

プレスリリースの発出やソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じた、日本の ODA に関する広報が行われており、現地の新聞記事などに掲載されている。

また、事業展開計画の最新版(2020 年 4 月)について、日本語版は外務省 HP 及び在ルワンダ日本国大使館 HP に公開され、英語版も在ルワンダ日本国大使館 HP に掲載されている⁹¹。

一方、補正予算による国際機関拠出金及び草の根・人間の安全保障無償について、同様の広報が行われているものの、ルワンダに限らず、当該スキームによる日本の ODA 全体に共通する点も多いが、支援内容に関する情報公開が不十分であるなど、広報の充実や説明責任の確保の観点から、改善が望まれる点があった⁹²。

⁹¹ 外務省・在ルワンダ日本国大使館 HP(2021 年 2 月 22 日アクセス)より。在ルワンダ日本国大使館インタビュー時(2020 年 11 月)には、事業展開計画の最新版(2020 年 4 月)(日・英)が同館 HP に掲載されていなかったが、後に掲載された。

⁹² 補正予算による国際機関拠出金について、案件名・実施機関名・金額・支援内容が外務省 HP に掲載されていないほか、在ルワンダ日本国大使館 HP に、引渡式記事などは掲載されているが、案件の基本情報や支援内容を含む一覧の掲載はない。草の根・人間の安全保障無償は、外務省 HP 上に、贈与契約(G/C)締結日、案件名、被供与団体名、金額などの一覧が掲載されているが、支援内容の記載はない。「同無償 見える化リスト」には支援内容の記載があるが、改善すべき点などがある案件は全て掲載されている一方、効果が現れている案件は代表例のみの掲載となっているため、全ての案件の支援内容が掲載されているというわけではない。在ルワンダ日本国大使館 HP についても、同無償の署名式記事などは掲載されているが、案件の基本情報や支援内容を含む一覧の掲載はない。

その他、2-1-3(2)(ウ)(b)に記載のとおり、日本の対ルワンダ ODA の個別案件の検討に際し、EAC やアフリカ大湖地域の事情等に関する政治・外交的観点の考慮が行われ、日本の対ルワンダ国別開発協力方針においては、「開発協力のねらい」として、対ルワンダ支援は「大湖地域の安定」や「平和の定着」の観点からも意義が大きいと言及があるが、そうした地域事情等の考慮が行われていることが必ずしも明確に示されていない⁹³。

(3) 検証項目 3: 日本の対ルワンダ ODA の実施における協調・連携、配慮

(ア) 他ドナー・国際/現地 NGO や日本側関係機関との協調・連携の状況

外務省、在ルワンダ日本国大使館及び JICA と、①他ドナー、②NGO(国際、現地、本邦)及び③日本側関係機関(企業、地方自治体、大学など)との間の協調・連携の状況は以下のとおり。

(a) 協調のための情報共有・意見交換の状況⁹⁴

ルワンダ政府が主導する援助協調の枠組みの下、在ルワンダ日本国大使館/JICA ルワンダ事務所が表 20 の会合に参加するなどして、他ドナーとの情報共有・意見交換・協議を行っている。

日本は、ルワンダの援助協調において、2014 年から 2020 年 4 月まで水・衛生分野、2017 年から現在まで ICT 分野、2020 年から現在まで運輸交通分野のリード・パートナーとして、ルワンダ省庁とともに、セクター・ワーキング・グループの共同議長を務めている。同グループでは、各セクターの次期戦略・計画や予算等について議論しており、日本は、共同議長を務めるセクターにおいて、ルワンダ省庁とともに議論のとりまとめを行っている。

現地 NGO については、在ルワンダ日本国大使館が、草の根・人間の安全保障無償に関し、個別の意見交換を実施している。

本邦 NGO については、在ルワンダ日本国大使館が、日本 NGO 連携無償の申請時や本邦 NGO 職員のルワンダ訪問の際に情報・意見交換を行っている。

日系企業、日本の地方自治体・大学については、在ルワンダ日本国大使館が、これら関係者のルワンダ訪問の際などに、情報・意見交換を行っている。

(b) 連携の状況⁹⁵

① 他ドナー

JICA は、表 24 のとおり、AfDB 及び世界銀行と道路整備事業の協調融資を行っている。そのうち、AfDB との協調融資事業は、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ

⁹³ 日本の対ルワンダ ODA が、アフリカ大湖地域の安定や平和の定着にどのようにアプローチするのかや、日本の対ルワンダ ODA 政策や個別案件の検討に当たって、どのような地域情勢の考慮がなされているか、公開情報や本評価における関係者へのインタビューを通じても不明確であった。

⁹⁴ 在ルワンダ日本国大使館・JICA ルワンダ事務所へのインタビューより。

⁹⁵ ルスモールカヨンザ区間道路改良計画・事業事前評価表(JICA)、Project Appraisal Document, Lake Victoria Transport Program-SOP1(World Bank, 2017)、外務省・在ルワンダ日本国大使館・JICA HP(2021年2月4日アクセス)

(EPSA for Africa)」のもとでの、AfDB との協調融資枠組み(アフリカ向け協調融資促進ファンリティ:ACFA)で実施している。

表 24 JICA と他ドナーによる協調融資事業(ルワンダ)(2010～2019 年度)

案件名	協調融資先	融資形態	調達条件
ルスモーカヨンザ区間道路改良計画	AfDB	ジョイント	一般アンタイド
ンゴマーラミロ区間道路改良計画	世界銀行	パラレル	一般アンタイド

(出所)ルスモーカヨンザ区間道路改良計画・事業事前評価表(JICA)、Project Appraisal Document, Lake Victoria Transport Program-SOP1(World Bank、2017)、JICA HP(2021 年 2 月 4 日アクセス)より、評価チーム作成。

また、表 25 のとおり、ルワンダにおける国際機関を通じた無償資金協力案件が計 4 件、国際機関拠出金案件が計 10 件実施されている。国際機関拠出金案件は、ルワンダ国内の難民支援や保健分野(エボラウイルス対応等)の支援である。

表 25 日本の対ルワンダ ODA における国際機関を通じた援助(2010～2019 年度)

形態	年度	国際機関	案件名	供与限度額(億円)
無償資金協力	2014	国際連合	村落環境整備計画(国際連合連携)(ケニア、ナイジェリア及びブルワンの 3 国 4 サイト対象)	5.47 (3 国対象)
	2014	国際連合	村落環境整備計画(国際連合連携)(ケニア、ナイジェリア及びブルワンの 3 国対象)	5.25 (3 国対象)
	2015	国際連合連携、国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)実施	村落環境整備計画(国際連合連携、UNOPS 実施)(ケニア、ナイジェリア及びブルワン対象)	5.96 (3 国対象)
	2016	国際連合世界食糧計画(WFP)	食糧援助	22.2 (11 国対象)
国際機関拠出金	2016	WFP	難民に対する食糧及び栄養支援	1.75
	2016	国際連合児童基金(UNICEF)	ブルンジ難民の子ども及び女性の保護とエンパワーメント	0.76
	2017	国際連合人口基金(UNFPA)	ブルンジ難民の女性及び若者に対するリプロダクティブ・ヘルスケア及び生計支援を通じた、強靱性構築及び人間の安全保障のための支援及びエンパワーメント	0.33
	2017	国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)	ルワンダ国内のブルンジ難民の保護及び支援	2.2
	2018	WFP	マハマキャンプの難民に対する食料及び栄養支援	1.12
	2018	UNHCR	ブルンジ難民の保護及び支援	0.3
	2018	WHO	エボラウイルス及びその他の優先的公衆衛生緊急事態への準備の強化	1.12
	2019	国際移住機関(IOM)	コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国の国境におけるエボラの予防及び監視対策の改善	0.05
	2019	UNICEF	難民の子供たちの平等なサービスへのアクセスの向上	0.4
	2019	WFP	マハマキャンプにおけるブルンジ難民に対する食糧及び栄養支援	1.1

(出所)外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019 年度)」、外務省 HP(2021 年 2 月 4 日アクセス)より、評価チーム作成。

② NGO(国際、現地、本邦)

表 26 のとおり、ルワンダの地方自治体や国際・現地 NGO が草の根・人間の安全保障無償を通じ、計 34 件の事業を実施しており、草の根レベルの基礎的ニーズ充足に対応している。また、ルワンダ空手連盟が草の根文化無償を通じ、「空手器材整備計画」(2017 年度)を実施している。

表 26 ルワンダの地方自治体や国際・現地 NGO などを通じた支援(2010～2019 年度)

スキーム名／年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
草の根・人間の安全保障無償資金協力	5 件	5 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	34 件
うち、電力	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
うち、農業	1 件	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件
うち、水・衛生	0 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件	2 件	0 件	1 件	0 件	7 件
うち、基礎教育	2 件	0 件	1 件	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件	2 件	2 件	11 件
うち、技術教育・職業訓練	0 件	4 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	2 件	0 件	0 件	8 件
うち、保健	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件	2 件
うち、その他	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件
草の根文化無償資金協力	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件

(出所)外務省・在ルワンダ日本国大使館 HP(2021 年 2 月 4 日アクセス)より、評価チーム作成。

加えて、本邦 NGO が日本 NGO 連携無償資金協力による事業を計 6 件、本邦 NGO、日本の大学及び地方自治体等が、草の根技術協力事業を計 5 件実施している。

③ 日本側関係機関

ICT 分野の技術協力プロジェクト⁹⁶では、関連省庁や商工会議所などの ICT セクター関係者、新たに参入する ICT 企業、投資家、教育機関等の国内外の多様な関係者が効果的・効率的につながりあい、新規ビジネスを立ち上げるための環境基盤となる「ICT イノベーションエコシステム」の強化を支援してきている。その中で、ルワンダ企業と日本企業とのネットワーキングや協働して実証事業を行う機会を設けており、日本企業からの学びの機会や、将来のビジネスパートナーとなりうる日本企業とのネットワーキングの機会について、ルワンダ側からの期待は高い⁹⁷。また、ABE イニシアティブでは、日本の大学に留学するとともに、日本企業でのインターンシップを行っており、ルワンダにおける人材育成に貢献している⁹⁸。

ICT 教育を専門にしている神戸情報大学院大学は、英語で学べる ICT イノベーターコース(修士課程)を設置しており、ABE イニシアティブを通じ、ルワンダから 25 名の留学生を受け入れている⁹⁹。また、同大学は、草の根技術協力事業¹⁰⁰として、ルワンダにおいて ICT 技術者育成コース(6 ヶ月)を 3 回実施し、計 48 名が受講した。同コースでは、同大学の ABE イニシアティブ修了生であり同大学で教育手法を理解するとともに、その後に民間企業等に勤務しておりビジネス現場の経験を有する 5 名がファシリテーターとなっている¹⁰¹。これら取組を通じ、ICT 分野の人材育成に貢献している。

⁹⁶ ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト。

⁹⁷ ルワンダ ICT 商工会議所、K ラボへのインタビューより。

⁹⁸ ルワンダからの ABE イニシアティブ受入れ:43 名(2014 年度～2019 年度)(外務省提供「対ルワンダ開発協力(2020 年 9 月)」)。

⁹⁹ 第 1 バッジ(2014 年度)～第 6 バッジ(2019 年度)。神戸情報大学院大学へのインタビューより。ルワンダからの ABE イニシアティブ留学生のうち約 6 割が同大学に留学。

¹⁰⁰ キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業。

¹⁰¹ JICA、キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業・終了時評価表。

JICA 民間連携事業(2012~2019 年度公示)として、日本企業によるルワンダにおけるビジネスモデル策定のための案件化調査やビジネス活動計画の実証・策定のための普及・実証・ビジネス化事業が計 15 件実施されている。事業内容としては、ICT 立国を掲げるルワンダの特徴を踏まえ、ICT を活用した教育・保健分野等の事業がある。

(c) まとめ

このように、ルワンダにおいては、ルワンダ政府が主導する援助協調の枠組みの下、在ルワンダ日本国大使館/JICA ルワンダ事務所が他ドナーとの情報共有・意見交換・協議を行うほか、他ドナーや NGO、ルワンダ及び日本の地方自治体、日本の大学、日本企業と連携した支援が行われている。

(イ) 社会性・民族性への配慮¹⁰²

個別案件の実施において、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、当該調査が行われるほか、ルワンダ政府が当該対応を行っている。

また、本邦 NGO による道路補修事業¹⁰³では、地方の若者グループに対し、現地資材を活用した道路補修訓練が行われ、当該グループによって道路整備組合が結成され、道路補修事業受注等を通じた収入創出が行われている。訓練参加者の選定に当たっては、地域に将来もとどまる予定でボランティア活動にも積極的に参加しているほか、経済的に困窮していることを主な条件にしていることから、参加者の多くは農地を持っておらず、生活保護の受給者も多い。このように、貧困層における収入創出に貢献している。

障害者支援に関わる技術協力プロジェクトが 1 件、技術協力専門家派遣が 1 件、草の根技術協力事業が 1 件行われている。

そのうち、元戦闘員を含む障害者に対する技能訓練・就労支援の技術協力プロジェクト¹⁰⁴では、可能な限り障害種別で区別することなく訓練生を受け入れる方針とし、全盲、ろう者、精神障害者等も受け入れ、様々な障害を持つ方が参加しやすい工夫を取り入れつつ、職業訓練コースを提供した¹⁰⁵。こうした取組を通じ、元戦闘員を含む障害者の収入創出に貢献するとともに、技能訓練センター職員やカウンターパート(C/P)であるルワンダ動員解除・社会復帰委員会(RDRC)の職員等は、障害者であっても社会・経済活動が出来るとの認識に変化した¹⁰⁶。また、

¹⁰² 外務省・JICA HP(2021 年 1 月 21 日アクセス)、JICA アフリカ部アフリカ第一課、障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト・日本人専門家、小規模農家市場志向型農業プロジェクト・日本人専門家、特定非営利活動法人道普請人へのインタビューより。

¹⁰³ 日本 NGO 連携無償資金協力:若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業。

¹⁰⁴ 障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト。

¹⁰⁵ ①コース開始の際、技能訓練センター・スタッフ全員に対し「コンサルテーションミーティング」を開催し、障害種別やその種別による対応等の基礎知識の講義の場(1 日、実践と論理)を設けた(例:車いすで段差を超える場合の対応、精神障害者への接し方)、②裁縫コース:ルワンダでは当時、足踏みミシンが一般的であったが、車椅子利用者の方は使用が困難であったため、手漕ぎタイプや電動タイプのミシンをプロジェクトで購入費を補助、③視覚障害(盲者)の方は、田舎に住んでいて白杖の使用経験がなかった方がいたため、一部の当該訓練生に対し、職業訓練と平行して、ルワンダ盲連合(現地 NGO)に白杖使用訓練を委託し実施、④ルワンダろう連合に委託し、ろう者のための手話通訳を 6 ヶ月配置して職業訓練コースを実施(2 センター)。

¹⁰⁶ 例えば、従来 RDRC は重度障害者に対し住居・医療支援を行っていたが、生計向上支援は行われていなかった。同事業を通じ、重度障害者でも社会・経済活動が出来ること認識し、重度障害がある元戦闘員の居住区に、重度障害を持つ元戦闘員向けのリハビリ・生産総合センター(IRPWD)を設立した。同建物には、裁縫活動等生計向上活動や会合ができる場所、医務室、雑貨店等が入っている。

訓練生の選考に当たっては、障害に関わる医療スクリーニング・読み書きテストを実施の上、選考基準のボーダーラインにいる応募者を選考する際、女性・青少年などの社会的弱者になりやすい方々のほか、国軍、旧政府軍、民兵のバランスへの配慮が行われた。

農業分野の技術協カプロジェクト¹⁰⁷では、男女間の活動負担の差の理解を促す、ジェンダー研修を行った。

無償による灌漑施設整備及び技術協カプロジェクトによる水利組合の能力向上支援¹⁰⁸は、将来的な気候変動による降水量の変化に伴う農業生産への影響が緩和される可能性があることから、気候変動対策の適応策と位置づけられる。

¹⁰⁷ 小規模農家市場志向型農業プロジェクト。

¹⁰⁸ ンゴマ郡灌漑開発計画、ルワマガナ郡灌漑施設改修計画、灌漑水管理能力向上プロジェクト。

補論(評価主任:稲田 十一)

1. 現地調査なしでの国別評価の制約

今年度の外務省国別政府開発援助(ODA)評価は、コロナ禍の中で現地調査が不可能となり、情報収集作業は、国内も含めてオンラインでのインタビューとなった。国内関係者へのインタビューは、外務省および独立行政法人国際協力機構(JICA)の方々のご支援もあって、きわめて広範囲に深いヒアリングができた。しかし、ルワンダ側の関係者へのインタビューはきわめて限定的となり、関連省庁へのインタビューは、公式の手続きに時間を要したこともあって、財務・経済計画省をはじめ関連省庁の幹部責任者へのヒアリングは実施できず、個別事業の担当者やコンサルタントへのヒアリングが実施できたにとどまった。

オンラインでの評価調査については、これを前向きなチャンスとして捉え、現地調査なしでの新たな評価の方法を模索する一助としようという意見もある。しかし、現地調査ができない状況での評価作業は制約が大きく、情報収集は困難な面があった。ルワンダは情報通信技術(ICT)立国をめざしているとはいえ、担当者の自宅のインターネットのアクセス状況は良いとは言えず、また、対面でしか引き出せない情報もある。先方の本音が聞けず、実態が見えないのは大きな制約である。また、これまでの経験では、対面でのヒアリングで予想外の反応・回答や関連情報がえられることもあり、また事業が実施されている周辺の状況を肌身で感じることは、結構重要である。日本の支援案件の現場の裨益者への聞き取りは、よほど有能な現地協力者を見つけない限り、遠隔では不可能に近い。要するに、古来いわれている格言のとおり、「百聞は一見にしかず」である。

2. 援助協調のモデル国としてのルワンダ

ルワンダは1994年のジェノサイドののち、欧米や国際機関を中心に国際社会が協調しながら国の再建を熱心に支援してきた。

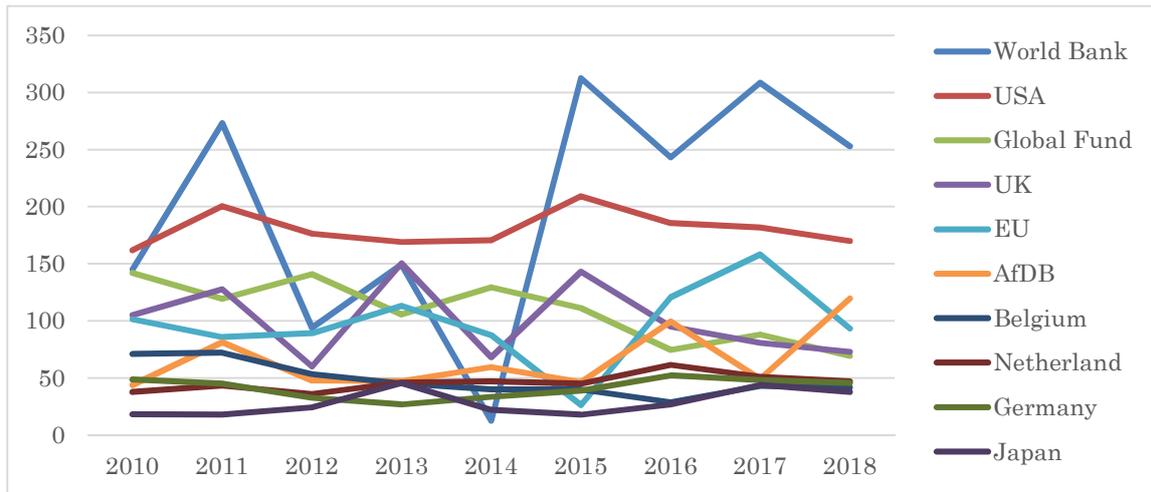
図11は、2010年から2018年までのそれぞれのODA供与額の推移を示したグラフである。ルワンダに対する主要援助国・機関は、2010-2019年度の年平均額でみると、上位から順に、世界銀行、米国、グローバルファンド、英国、欧州連合(EU)、アフリカ開発銀行(AfDB)、の順になっており、日本は、二国間援助国としては、米・英・ベルギー・オランダ・ドイツに次ぐ第6番目のドナーとなっている(表9及び表11参照)。

また、国の規模が小さく効果が出やすいこと、ルワンダ政府も援助協調(分担)に熱心であることなどから、援助協調のモデル国として様々な先進的な取り組みを実施してきた。

2006年にはいわゆる「Rwanda ODA Policy」を発表し、そこでは、援助モダリティとして財政支援を優先(一般財政支援—セクター財政支援—バスケット・ファンド—プロジェクトの順で優先)するとしている。国際社会のドナーでこうした財政支援に熱心であったのは、世界銀行、英国国際開発省(DFID)、AfDB、EUなどである¹⁰⁹。財政支援を供与する前提は、相手国政府の「ガバ

¹⁰⁹ それに対し、日本や米国国際開発庁(USAID)は、二国間の直接支援を重視するそれぞれの援助方式のあり方などの理由により、そうした財政支援型の支援には消極的であった。

ナンスが良い」ことであり、ルワンダは国際社会から「ガバナンスが良い」と評価されてきた。特に世界銀行や英国、EU などは、一般財政支援やセクター財政支援やバスケット・ファンドなどの共通基金をつかって協調して支援するアプローチを重視し、他方で、公共財政管理(PFM)能力の強化を支援してきた。なお、図 11 で、2012-2014 年の世界銀行の支援額が減少しているのは、ルワンダの隣国のコンゴ民主共和国との関係の悪化(ルワンダがコンゴ民主共和国の東部の反政府勢力を支援したとされる)により、世界銀行が中心となって供与していた財政支援が取りやめになったことも影響している。しかし、日本を含め他の二国間ドナーの支援額には大きな変化はない。



(出所) 経済協力開発機構(OECD)/開発援助委員会(DAC)統計より作成。
 (注) 支出純額、単位:百万米ドル

図 11 ルワンダに対する国際社会の ODA 供与額の推移 (2010-2018)

2010年9月に、「Division of Labour in Rwanda」という政府文書が策定され、援助効果・効率向上の観点よりドナーの役割分担が積極的に推進されてきた。2020年には「New Division of Labour」が策定され(別冊:表 13 参照)、開発セクター(2010年時点では13であったが2020年時点では16のセクター)毎に開催されているセクター・ワーキング・グループでは、各セクターの議長(ルワンダ政府省庁)と共同議長(主要ドナー)が存在する。各セクターの共同議長は、セクター毎に形成されているセクター・ワーキング・グループで協議し決定される。

日本の支援の重点分野は、ルワンダ政府の要請と日本政府の国別援助方針や開発協力方針に基づき、農業、水(上水)、運輸・エネルギー(電力)および人材育成・ICTに重点を置いてきた。他方、ルワンダ政府の「援助の役割分担」方針にもとづく「選択と集中」の結果、ドナーが支援に参加するセクターの数が三つまでに制限される方向である。こうした中、日本は2014年から水分野、2017年からICT分野、そして2020年には運輸交通分野の共同議長国として、その分野の支援の調整役を担ってきた。日本が共同議長国を担った分野は、日本の支援の比重が比較的高い分野であるが、共同議長国は必ずしも支援額の大小だけで決められるものではない。その中で、日本は調整役として肯定的な役割を果たしてきたと評価できるのではないかと考えられる。

3. 「開発ガバナンス」「民主的ガバナンス」と経済発展・国の安定との関係

ルワンダは国際援助コミュニティから「ガバナンスが良い」との評価を受けてきた。ただし「ガバナンス」には異なる観点があり、ルワンダの「ガバナンスが良い」とされるのは主として「開発ガバナンス」であり、「民主的ガバナンス」に関しては必ずしもよいという評価ばかりではない。

以下、具体的な数値を見ていきたい。今回の対ルワンダ ODA 国別評価では、2010 年 4 月から 2020 年 3 月までが評価対象であるが、それ以前の時期とも比較することでより正確な理解が可能となると考えられるため、以下では 1994 年以降、可能な限り 2010 年以前の数値を含め最新の時期までの数値を取り上げる。

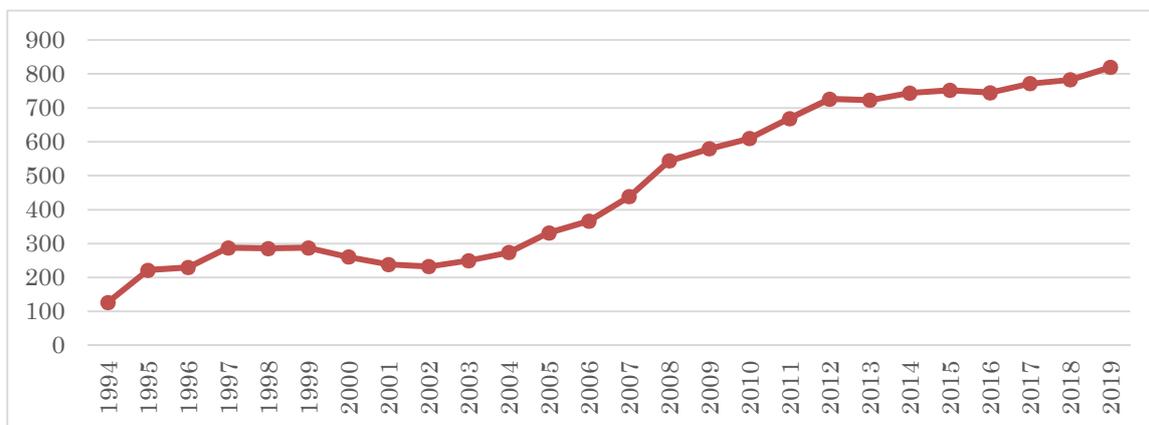
(1) 比較的良好な経済的パフォーマンス

まず、ルワンダの経済開発の全体的なパフォーマンスを見てみよう。

(ア) 一人当たり国内総生産(GDP)

経済発展水準を示す代表的な指標として一人当たり GDP がある。ジェノサイドのあった 1994 年以降 2004 年までは、人口増加の要因もあって一人当たり GDP が 300 米ドルの水準をなかなか超えることができなかったが、2005 年以降、今日にいたるまで、着実に上昇している。しかし、2019 年時点でも 1,000 米ドルに満たず、依然として世界銀行の分類による「低所得国(Low Income Country)」の水準である。

(単位:米ドル)

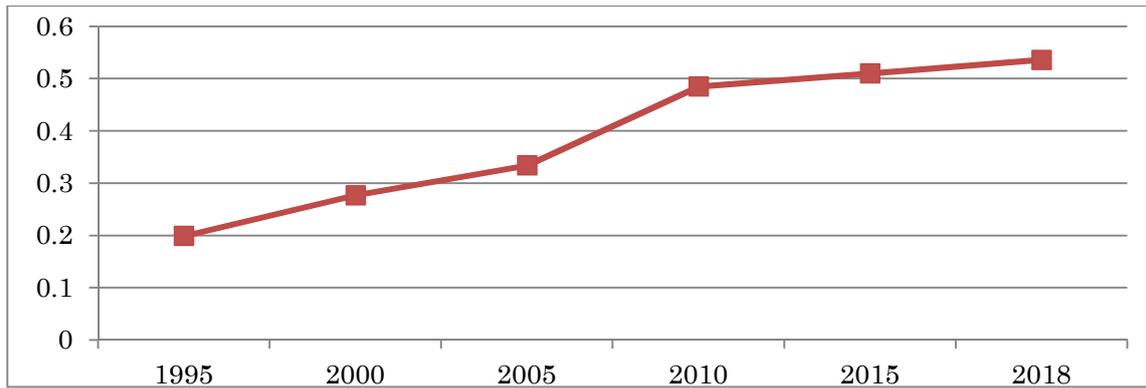


(出所) National Institute of Statistics of Rwanda, Statistical Year Book より作成。

図 12 ルワンダの一人当たり GDP の推移(1994-2019)

(イ) 人間開発指数(HDI)

また、経済社会開発の状況を示す代表的な指標として HDI がある。図 13 に示されるように、ルワンダの HDI は 1995 年から 2010 年にかけて着実に向上し、2010 年代に入っても改善傾向にあるが、その改善度合いはやや停滞気味である。(数値は 0 から 1 まで、高いほど良い)

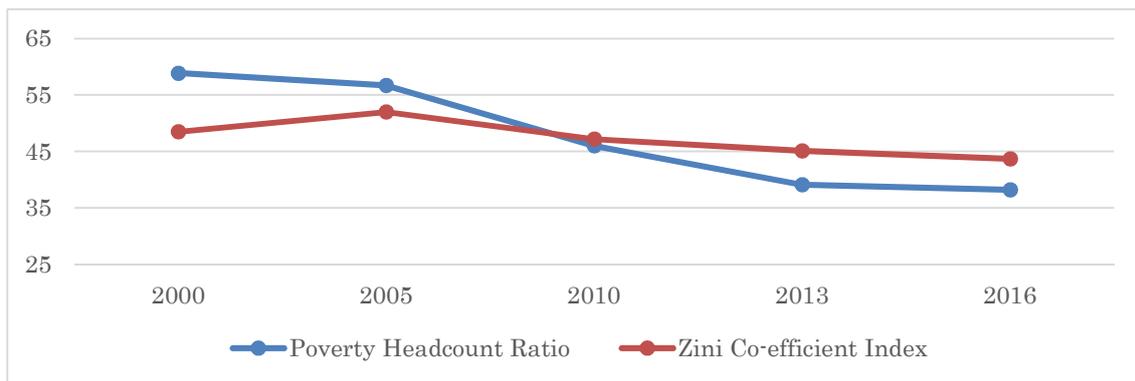


(出所) UNDP, Human Development Report より作成。

図 13 ルワンダの HDI の推移(1995-2018)

(ウ) 貧困人口比率とジニ係数

他方、図 14 に示されるように、貧困人口比率(Poverty Headcount Rate)をみると、2000 年代よりも 2010 年代に入って、かなりの改善をみせているといえるが、2016 年時点で約 38%と、まだまだ貧困層の比率は高い。また、所得の不平等の度合いを示すジニ係数をみても、2005 年以降、次第に改善傾向にあるが、2016 年時点の数値である 0.437 は、低所得国としては比較的高い水準である。



(出所) World Development Indicator より作成。

(注) ジニ係数は 0 から 1 の間であるが、図では 100 倍して 0 から 100 の間として記載。

図 14 ルワンダの貧困人口比率とジニ係数の推移

(2) 良好な「開発ガバナンス」

ガバナンス論において、開発のためには有能で適切な政治的リーダーシップや効率的な経済運営を可能とする政府行政機構の能力が重要であるとして、政府の「開発ガバナンス(ないし行政ガバナンス)」を重視する議論と、民主的制度が国家として安定的に発展していくための前提であるとする「民主的ガバナンス」論を対比することができる¹¹⁰。むしろ両者は対立したり排他的なものではなく、「透明性・説明責任」や「汚職・腐敗のないこと」等は両者に重なる部分である。

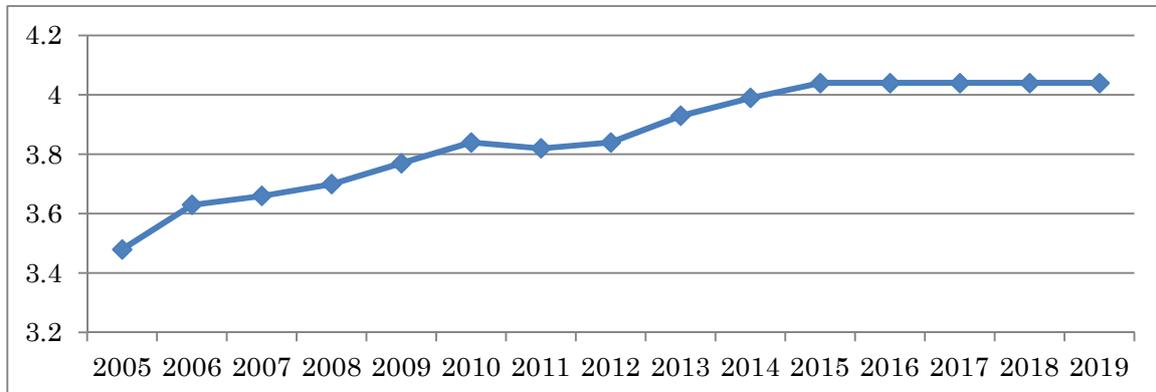
¹¹⁰ 「開発ガバナンス」と「民主的ガバナンス」の対比については、以下の論文で整理した。稲田十一(2014)「民主的開発国家は可能かー紛争後の4カ国の経験」『国際開発研究』Vol.23, No.1, 41-57 頁。

(ア) 世界銀行の国別政策制度評価(CPIA)

過去 20 年間、国際開発援助コミュニティの中で、経済発展のためには「開発ガバナンス」が重要だとの議論を主導してきたのは世界銀行である。世界銀行は、ガバナンスを行政や公的部門管理に関わる狭義の概念として使っていて、説明責任、透明性、予測可能な法的枠組み、更には公的部門の効率性だとか情報公開といった点をあげている(World Bank 1992、等¹¹¹)。世界銀行の「開発ガバナンス」のとらえ方は、ガバナンスの様々な要素の中から政治体制に直接関わる部分を差し引き行政機能に注目したものである。

そうした「開発ガバナンス」を評価する代表的な指標として、世界銀行が作成している「国別政策制度評価(CPIA)」がある。CPIA は世銀の融資や支援を決定する際の主要参考指標で、その国の制度や政策の善し悪しの度合いを数値で表すものである。評定値は、①経済運営、②構造政策、③社会的公正、④公共部門管理、の 4 つのクラスターの各項目の平均値で評価され、特に④の公共部門管理は更に、財産権およびルールに基づくガバナンス確保、予算および財政運営の質、歳入動員の効率性、行政機構の質、公共部門における透明性・アカウンタビリティ・汚職、の 5 つの項目に分かれている。最高点 6—最低点 1 とされる中で、世界銀行は 3.2 を境目として、それ以下を開発ガバナンス能力の弱い「脆弱国家」と見なしている。

ルワンダの CPIA スコアは、1990 年代後半に急速に改善し、1995 年の 1.45 から 2000 年には 3.5 になり「脆弱国家」の水準とされる 3.2 をこえ、図 15 にみられるように、2000 年代以降も着実に改善している。しかし、その改善の進捗状況は 2015 年以降、やや停滞気味である。



(出所)World Bank, IDA's Performance-Based Allocation System より作成。

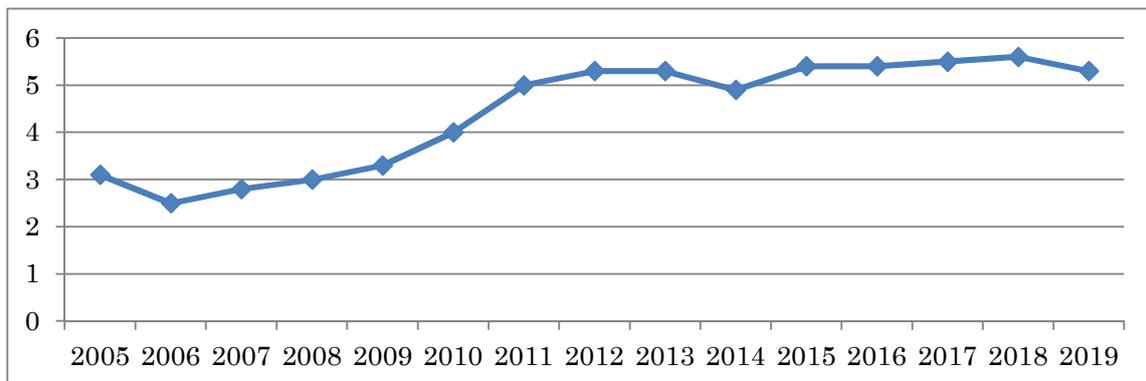
図 15 ルワンダの CPIA の数値の推移(2005-2019)

(イ) Transparency International の汚職認識度(CPI)

国際 NGO である Transparency International は、毎年、汚職認識度(CPI)を公表している。汚職は上記の CPIA でも第 4 項目の公共部門管理(透明性・アカウンタビリティ・汚職)で取り上げられており、「開発ガバナンス」の一つとしてとらえることができると考えられるが「民主的ガバナンス」の一要素ということも可能である。

¹¹¹ World Bank (1992), Governance and Development, World Bank.

図 16 にみられるように、ルワンダの汚職認識度は、2006 年から 2012 年までは着実な改善をみせていた。それ以降は、その改善がやや停滞気味であるものの、開発途上国の水準としては、比較的良好な数値を維持している。(数値は 0 が最も悪く、10 が最も良い)



(出所) Transparency International, Corruption Perceptions Index (CPI) より作成。

図 16 ルワンダの汚職認識度(CPI)の推移(2005-2019)

(3) 課題のある「民主的ガバナンス」

それに対して、国連開発計画(UNDP)などの国連開発機関や経済協力開発機構/開発援助委員会(OECD/DAC)は、民主主義を「良いガバナンス」の重要な構成要素であるとしている。特に DAC では、当初よりガバナンスを世界銀行よりも広い概念で使っており、例えば、参加、市民社会の政策決定への関与・チェック、人権の擁護、汚職・腐敗の防止、民主的な政治制度、法の支配、過度な軍事支出の削減、等を含めて、「良いガバナンス」と論じていた(DAC/OECD 1995、等¹¹²)。ガバナンス論の中でも、レフトウィッチのようにガバナンスをより広く定義したり(Leftwich 2008)¹¹³、あるいは参加型民主主義を重視する立場がある。紛争後の国家建設のあり方の議論の中でも、パリスらのように、「自由主義的な平和構築(liberal peace-building)」という概念を使って、国際社会がめざすものには民主的な制度の定着が基本的目標として存在すると指摘する論者もいる(Paris & Sisk 2009)¹¹⁴。

(ア) Polity IV スコア

民主化や民主的ガバナンスの度合いを数値化するものとして、異なる視点に基づくさまざまなものがあるが、政治学者がよく引用する政体に焦点をあてた代表的な指標として Polity IV がある。

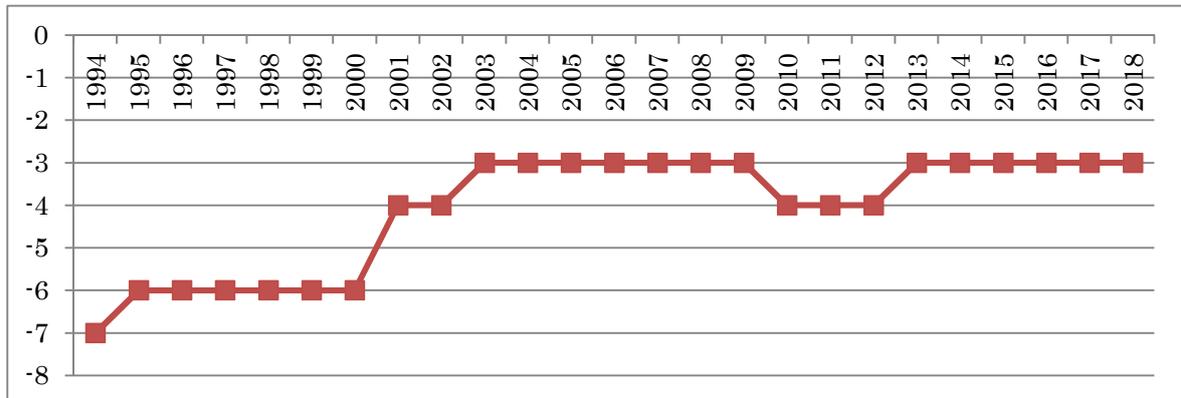
図 17 に示されるように、ルワンダは、1994 年のジェノサイド後、1990 年代後半(−7, −6)と比較すると、2000 年代は(−4, −3)と大きく改善したが、その水準は決して高いものとはいえず、「−3」は「閉鎖的アノクラシー(closed anocracy)」と位置づけられる。「アノクラシー」とは「完全に民主主義でも独裁主義でもない中間的な政治体制」を指す。なお、数値は「−10」から

¹¹² OECD/ DAC(1995), Orientations on Participatory Development and Good Governance.

¹¹³ Leftwich, Adrian (2008), Developmental States, Effective States and Poverty Reduction, UN Research Institute for Social Development.

¹¹⁴ Paris, Roland and Timothy D. Sisk (2009), The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations, Routledge.

「+10」までであり、数値が高いほど「民主的(democratic)」で、-5 以下は「独裁主義(Autocracy)」と位置づけられる。



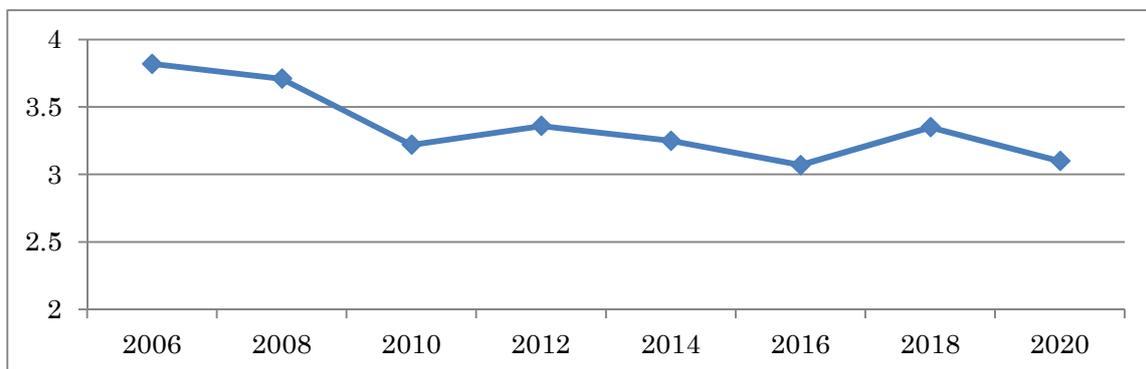
(出所) Center for Systemic Peace, Polity IV Score (Country Report) より作成。

図 17 ルワンダの Polity IV スコアの推移(1994-2018)

(イ) The Economist の民主主義指数(democracy Index)

また、民主化の度合いにより焦点をあててそれを指標化したものとして The Economist (Intelligence Unit) が公表している「民主主義指数(Democracy index)」が挙げられる(2006 年より公表)。これによれば、図 18 に見られるように、ルワンダの民主主義度は相対的に低く、特に 2010 年代にはいて、停滞気味である。この数値は 10 が最も良く 0 が最も悪く、4 未満は「Authoritarian(権威主義的)」と位置づけられており、ルワンダはこのカテゴリであり、2020 年時点で世界の(167ヶ国中)130 番目である。

また、詳細な時系列推移は割愛するが、2018 年の Freedom House による「政治的自由度」報告書では、ルワンダは全体として「not free」の国として位置づけられており、「メディアの自由」では「6」(1 が最も自由、7 が最も自由でない)、「政治的権利・市民的自由」に関しても「6」である¹¹⁵。



(出所) The Economist website on the Democracy Index より作成。

図 18 ルワンダの Democracy Index の推移(2006-2020)

¹¹⁵ <https://freedomhouse.org/report/freedom-world/2020/rwanda>

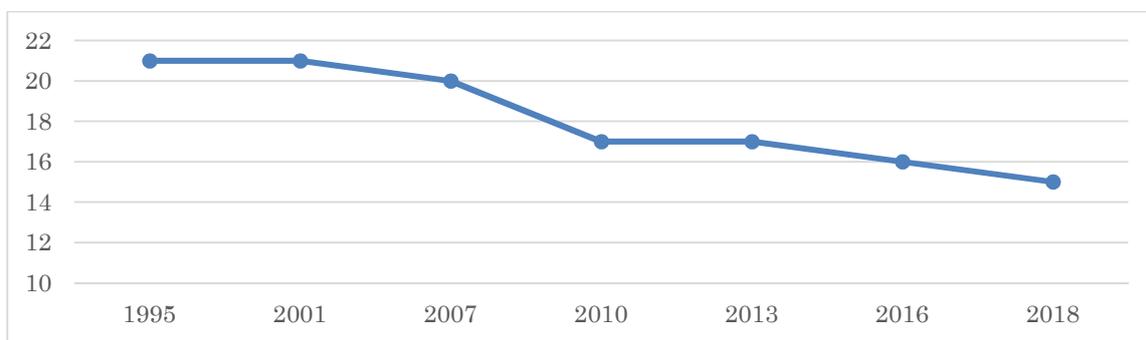
(4) 国の安定度の高まり(脆弱度の低下)

経済発展やガバナンスの進展・停滞の一方で、国として安定してきているかどうかは重要な視点である。国の脆弱性(安定性)を総合的な観点から把握しようとする指標にも幾つかの異なるものがある。

(ア) 国の脆弱度指標(State Fragility Index)

ひとつは 1990 年代から公表されている「国の脆弱度指標(SFI:State Fragility Index)」である。これは、Global Report による国の脆弱度を指標化したもので、これは 25 が最も脆弱で数値が小さいほど国が安定していることを示す。

図 19 で示されるように、ルワンダは 1994 年のジェノサイド後、徐々に安定に向かい、2010 年以降も着実に脆弱度が低下していると見なされている。



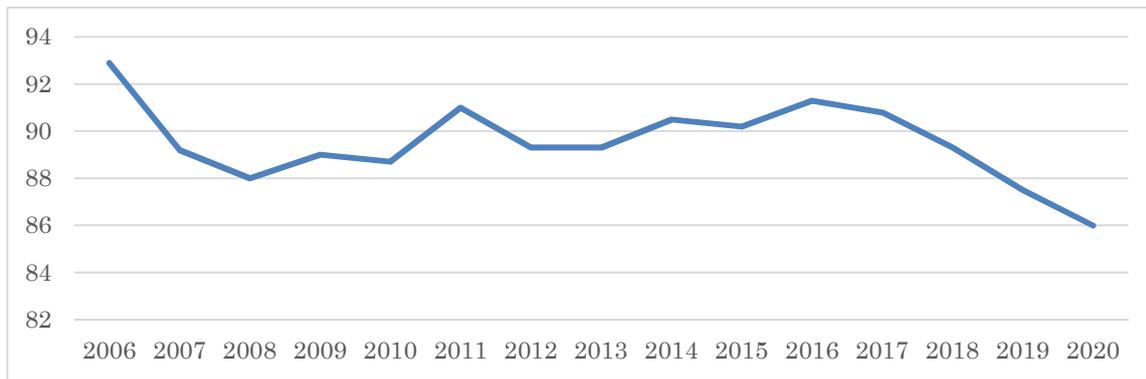
(出所) Global Report on the State Fragility Index より作成。

図 19 ルワンダの State Fragility Index の推移(1995-2018)

(イ) 脆弱国家指標(Fragile States Index)

国の脆弱度を測るもう一つの有名な指標は、2006 年から Fund for Peace によって公表されている「脆弱国家指標(FSI: Fragile States Index)」である。これは人口動態圧力、難民・国内避難民、集団の不満、人的逃避、不均等発展、経済、国家の非正統化、公的サービス、人権、治安機構、党派的エリート、外的介入の 12 項目について各々 10 段階評価をして、その「脆弱度」を 0 から 120 点でレーティング(0 点から 10 点×12 項目)したものであり、120 が最も脆弱で、数値が低いほど安定していることを示す。(当初は「破綻国家指標(Failed States Index)」と呼称していたが、2014 年から Fragile States Index と呼称。)

図 20 をみると、2007 年から 2017 年にかけて、ほぼ横ばいである(脆弱度は比較的高い)が、2018 年以降、安定してきていることが示されている。これは、上記の図 19(国の脆弱度指標)と比較すると、2007-2017 年の動向についてやや辛口の評価であるが、近年、国が安定してきているという評価では共通している。



(出所) Fund for Peace, The Failed States Index より作成。(http://fundforpeace.org/fsi/)

図 20 ルワンダの脆弱国家指標の推移(2006-2020)

(5) ルワンダのガバナンスや国の脆弱度を見る二つの異なる視点

上記の関連指標の推移を見る限り、ルワンダの経済的成果の達成(一人当たり GDP や HDI の改善)や、良好な「開発ガバナンス」(比較的高い CPIA や CPI の数値)や、国の安定(FSI や SFI の指標の低下)は評価されるべきものであるが、政治体制が依然として「権威主義的」であり民主化も停滞している(Polity IVや Democracy Index の低い数値)。実際ルワンダは「権威主義開発体制」の事例の一つとして取り上げられることが多い。他方で、国際社会はこうしたルワンダの政権を支援してきた。その背後には、1994 年のジェノサイドを結果的に傍観してしまった負い目もあるともいわれている。ルワンダの 1994 年以降の新たな国の再建過程のなかで、こうした民主的ガバナンスの面での課題にどう向き合うかは難しい課題であり、論壇でも大きく分けて二つの異なる見方がある¹¹⁶。

一つは、2009 年に発表されたルワンダに対する援助効果に関する OECD/DAC の報告書に書かれている論調である(OECD, 2009)¹¹⁷。そこでは、国際援助コミュニティがルワンダ政府の高い能力や国を安定させていることを評価している。また、ドナーは穏やかな政治変化をうまくマネージし、独立したメディア、分権化のプロセス、議会組織やオンブスマン事務所への支援などを通して、「自由な政治スペース」を漸進的に拡大していると述べている。確かに、ルワンダ政府側も国際社会からの支援に対応して、貧困削減、より良いサービスデリバリー、行政改革、分権化、女性のエンパワーメントなどの目標を掲げて熱心に取り組み、賢明で強力なリーダーシップのもと、着実な経済成長、政治的安定、良いビジネス環境、腐敗の除去、女性の社会進出、教育や保健医療の改善などの成果を上げてきた。また、国際社会はそうした成果を評価してきた。

他方、ルワンダの国の再建過程に疑問を呈する議論もある。その典型的な議論の一つは、ルワンダ研究の専門家によって書かれた書物 Remaking Rwanda: State Building and Human

¹¹⁶ 以下の二つの対照的な文献は右の論文で紹介されている。木村宏恒(2016)「ルワンダの開発と政府の役割—開発ガバナンスと民主的ガバナンスの相剋」『GSID Discussion Paper』No.200(名古屋大学)、5-6 頁。

¹¹⁷ OECD (2009), Statebuilding in fragile situations –How can donors ‘do no harm’ and maximize their positive impact? Country case study – Rwanda, Joint study by the London School of Economics and Price Waterhouse Coopers LLP.

Rights after Mass Violence でなされているような議論である (Straus et al, 2011)¹¹⁸。そこでは、達成された成果は認めるものの、上記の国際援助コミュニティの肯定的な評価とは異なり、権威主義的なトップダウンのアプローチへの懸念を表明している。

著者達は、ジェノサイド後のルワンダの政治体制下では、政府への批判は抑圧され、メディアの声や市民社会の活動も制約されてきたと主張する。こうした抑圧の長期的な社会的政治的コストや拡大する格差、恐怖やおびえの全般的な雰囲気、過去の人道に反する犯罪の放置などの問題を指摘し、国際援助コミュニティはこうした国家の再建設の非民主主義的なプロセスや抑圧を無視するスタンスをとり続けてきたと批判する。

ルワンダ政府はこうした批判に対しては、ジェノサイド後に少数派のツチが主導する政府のもとで安定した国家運営をするためには強力な体制が必要であったと主張し、国際社会もそうした現実を受け入れてきたと見ることができよう。

(6) 日本の支援スタンス

ルワンダに対する支援に関して、日本政府も欧米や国際機関と同様のスタンスをとってきたといえる。ルワンダに対する支援は、上述のように、世界銀行、米国、グローバルファンド、英国、EU、AfDB 等が主要なドナーであり、これらのドナー間の援助協調が顕著であり、日本はこうした国際的な支援枠組みに歩調を揃えて支援をしてきた。国際社会がルワンダの政治的な安定のもとでの着実な経済開発を重視してきたこともあって、ルワンダの内政、特に権威主義的な政治体制の問題には深入りを避け、カガメ政権の強力なリーダーシップは開発を進める上でむしろ肯定的な面として受け止める立場をとってきたといえよう。

また、1994 年のジェノサイド後、国の復興のフェーズがあり、当初は地域の安定と平和の定着が主要な課題であったが、2000 年代にはいって、持続的な成長が主要な目的となり、2012 年に策定された日本の「対ルワンダ国別援助方針」もルワンダの持続的成長を「大目標」として提示し、地域の安定や平和の定着は「大目標」の文言からは消えている。上述のように、過去 10 年間、ルワンダは経済的には着実に発展し、政治的にも安定しているが、「開発が進んだから国が安定した」という因果関係が証明できるわけではない。政治的安定は、カガメ大統領の強力なリーダーシップによるところも大きく、大局的には、権威主義的な政治体制の問題には深入りを避け、政治的な安定のもとでの着実な経済開発を重視してきた国際社会全体の支援の成果でもあると見ることもできる。対ルワンダ支援全体に占める日本の支援の比重は大きくはないとはいえ、国際援助コミュニティと協調して日本の強みを生かした支援を実施してきたことの開発面での成果は評価されるべきであろう。

ただし、「民主的な社会づくり」は国際社会全体の重要な課題であり、中長期的な目標として軽視されたり無視されたりすべきではない。経済開発が進めば民主化が同時にすすむというものでもなく、経済開発の進展や「開発ガバナンス」の改善の促進を支援しつつ、それらが「民主的ガバナンス」の改善にもつながるように留意する姿勢を忘れるべきではないであろう。

¹¹⁸ Straus, Scott and Lars Waldorf eds. (2011), Remaking Rwanda: State Building and Human Rights after Mass Violence, The University of Wisconsin Press.

補論(アドバイザー:武内 進一)

今回の評価を通じて、個々の援助案件に携わる関係者が真摯に努力していることがよく分かった。それぞれの案件はよく工夫されており、相応の効果も生んでいる。以下では、その点を前提としたうえで、提言に関する補足的な説明を行う。

1. ルワンダの市場化政策(提言 1に関連して)

ルワンダ政府は農村における過剰人口と土地細分化に危機意識を持ち、特に 2000 年代半ば以降、様々な形で農業・農村の市場化政策を進めている。代表的な政策として、ランド・コンソリデーション政策と土地権利証書発行政策がある。

前者は、低湿地など特定の領域に指定作物(トウモロコシ、大豆、コメなど)のみを作付けさせ、改良種子と肥料を投入して生産力を高める政策である。この政策導入によって、ルワンダにおいては、特定作物の生産量が急増した。一方で、ソルガムなど伝統的にルワンダで多く栽培されてきた作物の生産は衰退し、農民は従来の多品種少量栽培から、限られた数の作物に生活を大きく依存するようになってきている。これは、生存維持型農業から市場志向農業への転換政策であり、生産量を増加させて、余剰分を市場で販売することによって所得を増やすことを意図している。一方で、天候不順などで特定の作物に被害が出た場合、農民が生活に行き詰まる危険性も孕んでいる。

土地権利証書は 2010 年頃から配布が始まり、2013 年頃には全国でおおむね配布が完了した。ルワンダは、全国で土地権利証書の配布が完了したアフリカで初めての国である。土地権利証書配布政策と同時に、政府は小規模金融の利用促進キャンペーンを行い、農民に土地権利証書を担保にして金を借り、商売をすることを奨励した。商売を成功させ、富裕化した農民がいる一方、失敗して借金が返せなくなり、土地権利証書を失う者もでてきている(武内 2017)¹¹⁹。

市場化政策によって、農民は成功するチャンスとともに、失敗するリスクに直面するようになってきている。ルワンダ政府が市場化政策に熱心に取り組むことには一定の合理性があるが、ドナーとしては、単に政府の進める施策を支援するだけでなく、それが不可避免的に生み出すリスクを考慮し、社会的弱者に配慮した援助政策をとることが重要と考える。

2. 日本の対ルワンダ ODA 政策の「平和の定着」の観点からの明確化(提言 5に関連して)

今回の評価は、プロジェクトやプログラムではなく、日本の対ルワンダ ODA 政策を評価する「政策レベルの国別評価」である。すなわち、個々のプロジェクトやプログラムを超えて、対ルワンダ ODA 政策を全体として評価することが課題である。その場合、個々のプロジェクトやプログラムに関する情報に加えて、それらを総合した全体方針や、その方針を支える根拠づけが評価の対象となる。今回の評価活動において、個々のプロジェクトやプログラムに関する情報は豊富に与えられたが、対ルワンダ ODA 政策が全体としてどのような考慮に基づいてなされて

¹¹⁹ 武内進一 2017. 「土地政策と農村変容—ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国西部」武内進一編『現代アフリカの土地と権力』アジア経済研究所、pp.259-291.

いるのか、個々のプロジェクトやプログラムがどのような根拠や論理で結び付けられ、対ルワンダ ODA 政策を形作っているのかについては、残念ながらよくわからなかった。

もとより、「対ルワンダ共和国 国別開発協力方針」(平成 29 年 7 月)には、「我が国の ODA の基本方針(大目標)」として「持続的成長・貧困削減・雇用創出の促進」が掲げられ、それに基づく重点分野も示されている。一方で、同文書の「当該国への開発協力のねらい」にあるように、ルワンダは「依然として不安定な大湖地域」に位置しており、かつ後述するように周辺国との間に複雑な歴史的関係を有している。さらに、ルワンダ自身が強権的な政治体制を有することも否定できない。こうしたルワンダの政治情勢を念頭に置けば、同国に対する ODA 政策においては「持続的成長・貧困削減・雇用創出の促進」に留まらず、様々な観点からの考慮がなされているはずである。実際、同文書では、「開発協力のねらい」として、「依然として不安定な大湖地域の安定のためにも、「平和の定着」の観点からも意義が大きい」と述べられている。それでは、「平和の定着」の観点から有意義な援助をするために、地域情勢に関してどのような考慮がなされたのか。具体的には、プロジェクト選定にあたって地域情勢や「平和の定着」の観点をどのように考慮したのか、ルワンダをめぐる政治情勢についての考慮をプロジェクトやプログラムの選定にどのように反映させたのか。こうした点について、上記「国別開発協力方針」に具体的な記載はなく、今回のインタビューでも、残念ながら、明確な説明は得られなかった。

こうした点は、外務省中東アフリカ局アフリカ部などで日常的に議論され、適宜、同省国際協力局へと伝えられているのかもしれない。しかし、どのような議論を経て方針が決められたのか、また方針の根拠は何なのかという政策文書が存在しないのは、望ましくない。(存在するのかもしれないが、評価にあたって開示されておらず、方針の根拠はインタビューでも不明確であった)複雑な政治情勢の中にある国に ODA を供与することはよくあることだが、どのような判断に基づく政策なのかは、国民に説明すべき事柄である。仮に、複雑な政治情勢にあるにもかかわらず、ODA 政策策定にあたってその点が十分に考慮されていないとすれば、ODA 供与が意図しないネガティブな結果を招きかねない。

ルワンダに関しては、不幸な前例がある。独立後のルワンダは、カイバンダ、ハビヤリマナ政権期を通じて、多額の援助が投じられてきた。トゥチ(Tutsi)に対する差別が公然と行われる国に対してドナーが多額の援助を供与し続けたことは、政権運営を正当化し、内戦とジェノサイドの遠因になった。この経緯は、Uvin(1998)¹²⁰に詳しい。カガメ政権をハビヤリマナ政権と同一視することはできないが、同政権の性格を考えれば、援助にあたっては様々な考慮が必要であり、現実になされてきているであろう。そうした考慮は可能な限り公開し、共有して、援助政策の意味と意義づけを国民及び国際社会にわかりやすく説明することが必要である。

以下、参考情報として、ルワンダの複雑な対外関係について略述する。

カガメ現大統領と政権与党「ルワンダ愛国戦線」(RPF)がウガンダで結成されたことはよく知られているが、RPF 結成の中核となったのは、独立前後の内乱により祖国を追われた難民の

¹²⁰ Uvin, Peter 1998. Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda. Conneticut: Kumarian Press.

子供たちであった。独立直前の 1959 年に起こったエスニックな対立によって、伝統的な支配層を占めていたトゥチが襲撃され、難民化したのである。

ルワンダはアフリカでは珍しく、伝統的な王国がほぼそのままの領域で近代主権国家を形成した歴史がある。トゥチ、フトウ(Hutu)というエスニックな区分は植民地化以前から存在するが、その性格は大きく変化した。簡単に言えば、植民地化以前、トゥチとフトウは社会階層に近い区分であり、相互にアイデンティティが移動することは珍しくなかった。植民地期になると、ヨーロッパの歴史観を背景として、両者の区別が厳密化され、社会的な差別が行われた。間接統治の中で、トゥチは下級官吏として利用されたのに対して、フトウはそこから排除されたのである。これがフトウの中に不満を呼び、植民地末期のトゥチに対する蜂起と排斥運動へとつながった(武内 2009)¹²¹。

難民化したトゥチは、ウガンダ、コンゴ民主共和国(以下、コンゴ)、ブルンジ、タンザニアといった周辺国へと散らばった。そして、それぞれの国で政治変動に巻き込まれていく。ウガンダの場合、ゲリラ戦を制して 1986 年に政権を獲得したムセヴェニ(現大統領)が、内戦時にルワンダ難民を動員したことが後に様々な影響を及ぼすことになる。ルワンダ難民はムセヴェニが率いた反政府武装勢力の中で最大の勢力の一つだったので、彼が樹立した「国民抵抗運動」(NRM)政権の下で、論功行賞として重要な政治的ポストを与えられた。例えば、カガメは諜報部門の責任者であった。一方、ルワンダ難民が重要なポストを占めることにはウガンダ国民からの反発も強く、ムセヴェニは当初約束していたように、ルワンダ難民にウガンダ市民権を与えることができなかった。そうした事情から、ムセヴェニは 1990 年の RPF によるルワンダ侵攻を全面的に支援したわけである。

ムセヴェニとカガメはともにゲリラ戦を戦った旧知の仲であるが、それだけに相互に複雑な感情を抱いている。ムセヴェニから見れば、カガメは自分の「弟分」であって、諜報部門責任者に取り立て、祖国への侵攻も支援してやったのだから、恩に着るべきだとの感情を持っている。一方、カガメにすれば、自分が内戦を勝ち抜いて主権国家のトップになった以上、「弟分」扱いされることには我慢できない(Tamm 2018)¹²²。両者の個人的確執は、これまでも両国の関係に複雑な影を落としてきた。それが最も激烈な形で現れたのが、コンゴ内戦時の衝突であった。第二次内戦が 1998 年に始まると、両国はともに反政府勢力を支援したが、両国の対立に沿う形で反政府勢力は複数に分裂した。とりわけ、1999 年と 2000 年には、キサンガニのダイヤモンドをめぐる、ルワンダ軍とウガンダ軍がコンゴ領内で衝突するという事件が起こった。この衝突ではいずれも、ルワンダ軍がウガンダ軍を駆逐し、カガメはムセヴェニへの意趣返しに成功した。両者の関係は、その後も折に触れて、両国間関係を悪化させている。

ルワンダとコンゴの関係の複雑さについては、2 度にわたる内戦にルワンダが深く関わっていたことを考えれば容易に理解できる。その前史から振り返るなら、モブツ政権期のコンゴ(ザイール)は、ハビヤリマナ政権期のルワンダに対して、まさに「兄貴分」として振舞っていた。そのため、1994 年にハビヤリマナが暗殺され、その勢力が RPF に敗れてコンゴ領内に難民とし

¹²¹ 武内進一 2009. 『現代アフリカの紛争と国家—ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』明石書店。

¹²² Tamm, Henning 2018. "Status competition in Africa: Explaining Rwandan-Ugandan clashes in the Democratic Republic of Congo." *African Affairs* 118/472: 509-530.

て逃げ込んできたとき、モブツはこれに対してひそかに武器供与をするなど支援する姿勢をとった。これを脅威と見た RPF 政権は国際社会に対して旧ハビヤリマナ政権側の勢力の武装解除を行うよう求めたが、この危険な作業に積極的に取り組む国はなかった。このため、ルワンダ内戦終結から2年以上が経過した1996年9月、RPF 政権はコンゴ東部に居住するルワンダ系住民を支援し、また自国軍兵士も参加させて、コンゴ東部で難民キャンプ掃討作戦を敢行したのである。これが第一次コンゴ内戦の端緒となり、1997年5月、モブツ政権の打倒に至った(武内 2006)¹²³。第一次内戦において、反政府武装勢力「コンゴ・ザイール解放民主勢力連合」(AFDL)の軍事部門を担ったのは、主としてルワンダ軍、ウガンダ軍、そしてそれらの支援を受けたルワンダ系コンゴ人であった(武内 1997)¹²⁴。彼らはコンゴ東部ルワンダ国境から、西側に逃げた旧ハビヤリマナ政権派勢力を掃討しつつキンシャサまで攻め上ったが、その過程で大量虐殺を繰り返したことが知られている。その詳細は、2010年に国連が刊行したいわゆる「マッピングレポート」に記されている(Nations Unies 2010)¹²⁵。第二次内戦においても、ルワンダはコンゴのルワンダ系住民が主導する反政府武装勢力を支援した。これに対して、当然ながら、コンゴの政権や東部の非ルワンダ系住民は猛反発し、ルワンダ及びルワンダ系住民に対する反感が著しく高まった(武内 2002)¹²⁶。

こうした背景から、コンゴとルワンダの間には、潜在的な緊張関係が存在する。近年両国の関係は良好だが、それはカビラ政権期に武装解除・動員解除・再統合(DDR)を通じて反政府武装勢力がコンゴ国軍など治安部門に統合されたこと(それによってルワンダ系住民がコンゴ東部の治安部門で影響力を強めた)、そして内戦を通じてコンゴの国力が弱体化したことが大きい。つまり、コンゴが自国東部の治安維持において、ルワンダに依存する関係が出来上がったのである。コンゴは内心不満でも、ルワンダを丁重に扱わざるを得ない。換言すれば、両国の関係は表面的に良好に見えても、潜在的に極めて不安定なままである。

ブルンジとの関係もまた複雑である。ルワンダとブルンジは双子国と言われるが、その政治的な歩みは対照的である(Takeuchi 2013)¹²⁷。ルワンダは独立後フトゥ・エリートが政治権力を握る構造が作られ、それが1994年のRPF政権樹立によってトゥチ・エリートによる支配へと変わった経緯がある。一方ブルンジは、独立後、軍に基盤を置くトゥチ・エリートが権力を握り、1990年代の内戦を経て、2000年の和平協定で権力分有体制が構築された。2005年の選挙で元フトゥ・ゲリラ組織「民主主義防衛国民会議・民主主義防衛」(CNDD-FDD)が勝利すると、彼らは次第に権力分有体制を骨抜きにし、特に2015年の騒乱以降は実質的にCNDD-FDD

¹²³ 武内進一 2006。「紛争が強い人口移動と人間の安全保障—アフリカ大湖地域の事例から」望月克哉編『人間の安全保障の射程—アフリカにおける課題』アジア経済研究所、pp.151-192。

¹²⁴ 武内進一 1997。「コンゴ(ザイール)新政権の展望—権力構造と国際関係」『アフリカレポート』25: 2-7。

¹²⁵ Nations Unies 2010. Démocratique République du Congo, 1993-2003: Rapport du Projet Mapping concernant les violations les plus graves des droits de l'homme et du droit international humanitaire commises entre mars 1993 et juin 2003 sur le territoire de la République démocratique du Congo. Haut-Commissaire des Nations Unies aux droits de l'homme.

¹²⁶ 武内進一 2002。「内戦の越境、レイシズムの拡散—ルワンダ、コンゴの紛争とツチ」加納弘勝・小倉充夫編『国際社会7 変貌する「第三世界」と国際社会』東京大学出版会、pp.81-108。

¹²⁷ Takeuchi, Shinichi 2013. "Twin Countries' with Contrasting Institutions: Post-Conflict State-Building in Rwanda and Burundi", In Preventing Violent Conflict in Africa: Inequalities, Perceptions and Institutions, eds. Yoichi Mine, Frances Stewart, Sakiko Fukuda-Parr and Thandika Mkandawire, London: Palgrave-Macmillan, pp. 40-65.

による強権的支配が成立している(武内 2013; 2016)¹²⁸。こうしたなかで、ルワンダとブルンジは相互に不信感を隠さず、特に 2015 年以降は、相手国が自国の反政府勢力を支援しているとの非難をぶつけ合っている。

以上、略述してきたように、ルワンダは周辺国と複雑な外交関係を有している。ルワンダは近年経済成長が著しく、ドナーの間で評判も良いが、こうしたルワンダの立ち位置を周辺国は複雑な思いで見ている。RPF 政権は発足以来、英国と米国の強力な支援を得てきたが、これももともとフランスの影響下にあったルワンダに対して英米が外交政策上テコ入れしたという側面もあり、仏語圏諸国のルワンダへの眼差しは微妙である。さらに、自国の反政府勢力に対して暗殺を含めて徹底的に処罰する RPF 政権の姿勢に反発するアフリカ諸国は少なくない。南アフリカとの関係が一時緊張したのも、そうした背景がある。ルワンダはドナーには評判の良い国だが、アフリカ諸国内での評価は微妙なものがある。

¹²⁸ 武内進一 2013. 「言明された和解、実践された和解—ルワンダとブルンジ」佐藤章編『和解過程下の国家と政治—アフリカ・中東の事例から』アジア経済研究所, pp.29-58. 武内進一 2016. 「アフリカの『三選問題』—ブルンジ、ルワンダ、コンゴ共和国の事例から」『アフリカレポート』54: 73-84.

添付資料 1 参考文献リスト

(1) 文献

【政府の文書・報告書(日本)】

外務省(2003)ODA 大綱

外務省(2005)ODA 中期政策

外務省(2015)開発協力大綱

外務省(2010-2019)開発協力白書・ODA 白書

外務省(2010-2020)外交青書

外務省(2020)ODA 評価ガイドライン(第 13 版)

外務省(2010-2019)開発協力参考資料集・ODA 参考資料集

外務省(2005-2018)、ODA 国別データ集

外務省(2012)対ルワンダ共和国 国別援助方針

外務省(2017)対ルワンダ共和国 国別開発協力方針

外務省(2019)対ルワンダ共和国 事業展開計画(2020 年 4 月現在)

外務省(2019)日・ルワンダ共同声明

外務省(2011)海外在留邦人数調査統計・平成 23 年(2011 年)速報版(平成 22 年 10 月 1 日現在)、外務省(2020)海外進出日系企業拠点数調査・2019 年調査結果(令和元年 10 月 1 日現在)

経済産業省(2017)通商白書

国家安全保障会議(2013)国家安全保障戦略

【政府の文書・報告書(ルワンダ政府)】

Republic of Rwanda (2000) Rwanda Vision 2020 (Revised in 2012)

Republic of Rwanda (2007) Economic Development and Poverty Reduction Strategy

Republic of Rwanda(2012)Rwanda Vision2020 Revised 2012

Republic of Rwanda (2013) Economic Development and Poverty Reduction Strategy

Republic of Rwanda (2017) National Strategy for Transformation

Ministry of Agriculture and Animal Resources (2009) Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda Phase II

Ministry of Agriculture and Animal Resources (2013) Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda Phase III

Ministry of Agriculture and Animal Resources (2017) National Agriculture Policy

Ministry of Agriculture and Animal Resources (2018) Strategic Plan for Agriculture Transformation 2018-24

Ministry of Education (2013) Education Sector Strategic Plan 2013/14 – 2017/18

Ministry of Education (2015) Technical and Vocational Education and Training (TVET) Policy

Ministry of Finance and Economic Planning(2015)Vision2050

Ministry of Finance and Economic Planning (2006) Aid Policy
Ministry of Finance and Economic Planning (2010) Division of Labour in Rwanda Sep 2010
Ministry of Information Technology and Communication and Innovation (2011) National ICT Strategy and Plan NICI - 2015
Ministry of Infrastructure (2010) National Policy & Strategy for Water Supply and Sanitation Services
Ministry of Infrastructure (2011) National Energy Policy and Strategy
Ministry of Infrastructure (2012) Public Transport Policy and Strategy for Rwanda
Ministry of Infrastructure (2012) Rwanda Strategic Transport Master Plan
Ministry of Infrastructure (2013) Transport Sector Strategic Plan for EDPRS2
Ministry of Infrastructure (2015) Energy Sector Strategic Plan 2013/14 – 2017/18
Ministry of Infrastructure (2015) Energy Sector Strategic Plan 2018/19 - 2023/24
Ministry of Infrastructure (2016) National Water Supply Policy
Ministry of Infrastructure (2016) National Water Supply Policy Implementation Strategy
Ministry of Infrastructure (2018) Water and Sanitation Sector Strategic Plan 2018 – 2024
Ministry of Youth and ICT (2015) SMART Rwanda Master Plan 2015 – 2020
National Institute of Statistics of Rwanda (2020) Labour Force Survey Annual Report 2019
National Institute of Statistics of Rwanda, Statistical Year Book

【他ドナー・国際機関 報告書】

Embassy of the Kingdom of the Netherlands (2011) Multi-Annual Strategic Plan 2012-2015
EU (2007) Country Strategy Paper and National Indicative Programme 2008-2013
EU (2014) National Indicative Programme 2014-2020
Government of Belgium (2011) Indicative Cooperation Program (ICP) 2011-2014
Government of the Netherlands (2019) Factsheet Multiannual Country Strategy Rwanda
IFAD (2007) Country strategic opportunities programme 2008-2012
IFAD (2013) Country strategic opportunities programme 2013-2018
IMF (2020) World Economic Outlook: Rwanda
IMF (2020) Rwanda First Review under the Policy Coordination Instrument and Monetary Policy Consultation – Press Release: and Staff Report (IMF Country Report No. 20/9)
IMF (2020) The Development Path Less Traveled: The Experience of Rwanda
UNDP, Human Development Report
United Nations (2015) Millennium Development Goals: 2015 Progress Chart
United Nations (2019) 2019 Rwanda Voluntary National Review (VNR) Report
USAID/Rwanda “Country Development Cooperation Strategy 2015-2019”
World Bank (1992), Governance and Development, World Bank.
World Bank (2014) Country Partnership Strategy for Rwanda FY2014-2018
World Bank (2017) Project Appraisal Document, Lake Victoria Transport Program-SOP1

World Bank (2018) Regional Integration and Development Corridors in East and Southern Africa

World Bank (2019) Doing Business 2020

World Bank (2020) Region Profile of Sub-Saharan Africa, Doing Business

World Trade Organization (2020) TRADE IN SERVICES IN THE CONTEXT OF COVID-19 Information Note

【プロジェクト関係の文書・報告書】

JICA(2017)無償資金協力「ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画」2017年度外部事後評価報告書

JICA(2017)トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ 2 終了時評価報告書

JICA(2016)技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」2016年度外部事後評価報告書

JICA/ルワンダ国 ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト(2019)躍進するルワンダのイノベーション企業 30 社

JICA、キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業・終了時評価表

【その他】* はウェブサイトにて閲読可能

神戸市、「BUSINESS GATEWAY TO AFRICA」パンフレット

武内進一(2017)「土地政策と農村変容—ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国西部」武内進一編『現代アフリカの土地と権力』アジア経済研究所

武内進一* (2016)「アフリカの『三選問題』—ブルンジ、ルワンダ、コンゴ共和国の事例から」『アフリカレポート』54

武内進一* (2013)「言明された和解、実践された和解—ルワンダとブルンジ」佐藤章編『和解過程下の国家と政治—アフリカ・中東の事例から』アジア経済研究所

武内進一(2009)『現代アフリカの紛争と国家—ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』明石書店

武内進一(2006)「紛争が強いる人口移動と人間の安全保障—アフリカ大湖地域の事例から」望月克哉編『人間の安全保障の射程—アフリカにおける課題』アジア経済研究所

武内進一(2002)「内戦の越境、レイシズムの拡散—ルワンダ、コンゴの紛争とツチ」加納弘勝・小倉充夫編『国際社会7 変貌する「第三世界」と国際社会』東京大学出版会

武内進一* (1997)「コンゴ(ザイール)新政権の展望—権力構造と国際関係」『アフリカレポート』25

Leftwich, Adrian (2008), Developmental States, Effective States and Poverty Reduction, UN Research Institute for Social Development

Nations Unies 2010. Démocratique République du Congo, 1993-2003: Rapport du Projet Mapping concernant les violations les plus graves des droits de l'homme et du droit international humanitaire commises entre mars 1993 et juin 2003 sur le territoire de la République démocratique du Congo. Haut-Commissaire des Nations Unies aux droits de l'homme.

OECD (2009) Statebuilding in fragile situations –How can donors ‘do no harm’ and maximize their positive impact? Country case study – Rwanda, Joint study by the London School of Economics and Price Waterhouse Coopers LLP

OECD/DAC (1995) Orientations on Participatory Development and Good Governance Paris, Roland and Timothy D. Sisk (2009) The Dilemmas of Statebuilding: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations, Routledge

Straus, Scott and Lars Waldorf eds. (2011) Remaking Rwanda: State Building and Human Rights after Mass Violence, The University of Wisconsin Press

Takeuchi, Shinichi 2013. “Twin Countries’ with Contrasting Institutions: Post-Conflict State-Building in Rwanda and Burundi”, In Preventing Violent Conflict in Africa: Inequalities, Perceptions and Institutions, eds. Yoichi Mine, Frances Stewart, Sakiko Fukuda-Parr and Thandika Mkandawire, London: Palgrave-Macmillan, pp. 40-65

Tamm, Henning 2018. “Status competition in Africa: Explaining Rwandan-Ugandan clashes in the Democratic Republic of Congo.” African Affairs 118/472: 509-530

Uvin, Peter 1998. Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda. Connecticut: Kumarian Press

(2) ホームページ

【日本】

外務省 : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

在ルワンダ日本国大使館 : <https://www.rw.emb-japan.go.jp/>

JICA : <http://www.jica.go.jp/>

【他ドナー】

United Nations : <https://www.un.org/>

World Bank : <https://www.worldbank.org/>

World Bank Data Bank : <https://data.worldbank.org/>

CIA : <https://www.cia.gov/the-world-factbook/>

UN Comtrade Database : <https://comtrade.un.org/data/>

【その他】

Center for Systemic Peace : <https://www.systemicpeace.org/>

Economist : <https://www.economist.com/>

Freedom House : <https://freedomhouse.org/>

Fund for Peace : <http://fundforpeace.org/>

OECD.Stat : <https://stats.oecd.org/>

Transparency International : <https://www.transparency.org/>

添付資料2 インタビュー先リスト

1. 国内調査

日本政府関係者		
外務省	国際協力局国別開発協力第三課	課長補佐、外務事務官
	中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第二課	課長補佐
国際協力機構 (JICA)	アフリカ部アフリカ第一課	課長、主任調査役、調査役
初代在ルワンダ日本国大使		
元 JICA ルワンダ事務所次長 (JICA 企画部国際援助協調企画室室長)		
プロジェクト関係者		
東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト		「地域人材育成協力・業務調整」長期専門家
農業政策アドバイザー		「農業政策アドバイザー」長期専門家
小規模農家市場志向型農業プロジェクト		副総括/営農・マーケティング/SHEP、園芸/営農 3/モニタリング、研修 4/営農・マーケティング 2/業務調整/栄養改善 2
灌漑水管理能力向上プロジェクト		総括/灌漑スキーム運営 1、副総括/灌漑スキーム運営 2、維持管理/水管理 2/人材育成、営農、業務調整/研修/研修運営管理 1
地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト		総括/組織運営/ガイドライン・マニュアル作成
キガリ市無収水対策強化プロジェクト		総括/無収水削減計画、無収水削減計画、「事業調整/水道計画」長期専門家
トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクトフェーズ 2		総括/技術教育政策 1、学校運営 2
障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト		「障害者支援」長期専門家
株式会社さくら社(初等算数教育への ICT 活用による教育の質向上を目的とした案件化調査、初等算数教育への ICT 活用による教育の質向上を目的とした案件化調査)		代表取締役社長、営業責任者
ICT イノベーションエコシステム強化プロジェクト		チーフアドバイザー
神戸情報大学院大学(キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業、神戸ーキガリ ICT ビジネスイニシアティブ、ABE イニシアティブ)		副学長特別補佐 特命教授
レックスバート・コミュニケーションズ株式会社 (ABE イニシアティブ)		代表取締役、アフリカ進出支援事業部長
音羽電機工業株式会社 (ABE イニシアティブ・インターン受け入れ、雷害対策の技術移転のための案件化調査、ICT 産業発展を支えるインフラへの雷害対策の普及・実証・ビジネス化事業)		アフリカ事業室、広報室(2名)
JICA 海外協力隊		コミュニティ開発(2名)、公衆衛生、野菜栽培
有識者		
京都大学大学院	アジア・アフリカ地域研究研究科	助教
その他関係機関		
JETRO	海外調査部	主査(アフリカ担当)

(注) インターネットを通じたインタビューや対面により実施

2. ルワンダ現地調査

日本政府関係者	
在ルワンダ日本国大使館	次席、三等書記官(開発協力班長)
JICA ルワンダ事務所	次長、企画調査員(援助協調担当)
ルワンダ政府関係者	
インフラ省	運輸・渉外及びドナーコーディネーター
プロジェクト関係者	
若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(特定非営利活動法人道普請人)	理事長、理事、ルワンダ駐在員
キガリを中心とした若手 ICT 人材育成事業(ルワンダ ICT 商工会議所、K ラボ)	ルワンダ ICT 商工会議所 CEO、元 K ラボ統括マネージャー
他ドナー関係者	
世界銀行	シニア運輸スペシャリスト
UNHCR ルワンダ	渉外担当
有識者	
プロテスタント人文・社会科学大学	開発学部准教授

(注) インターネットを通じたインタビューにより実施

添付資料 3 本評価対象案件リスト

本評価対象案件リストを以下に示す。対象案件の中には、(a)時間的制約から実際にどのような支援が行われ、どのようなアウトプットが生じたのかの実績や、それによる貢献の詳細情報が入手できなかった案件、(b)案件が実施中で実績・貢献が確定していない案件、(c)完了報告書等の記述からは当初目的の達成状況の確認が困難な案件があったところ、それらを除いて、当初目的達成状況の確認を行い、結果の有効性の検証に活用した。これら案件について、以下のリストにおいて、(a)は「詳細情報なし」、(b)は「案件実施中」、(c)は「達成状況確認困難」に「○」を付した。また、(e)「当初目的達成状況」について、事業完了時点では検証できない目標・指標などもあったものの¹²⁹、完了報告書や終了時評価表、事後評価報告書などから確認できる範囲で、達成/達成見込み/ほぼ達成/有効性・インパクトが高い/おおむね高い/比較的高い/やや高いとしている/判断する案件に「○」を、有効性・インパクトが中程度としている/判断する案件に「△」を付した。なお、○・△は各案件の良し悪しを示すものではなく、JICA や実施団体等が作成した完了報告書や終了時評価表、事後評価報告書等における有効性・インパクトの記述に基づき分類したものである。

¹²⁹ 有償資金協力・無償資金協力は、事業完了時点では、各事業のアウトプットの産出までを想定し、事業完了 2～3 年後時点で、各事業の目的を含む直接アウトカムの発現を想定する場合が多い。技術協力プロジェクトは、事業完了時点で、各事業のアウトプット及び、各事業のプロジェクト目標を含む直接アウトカムの発現を想定し、事業完了 2～3 年後時点で、各事業の上位目標を含む中間アウトカムの発現を想定する場合が多い(JICA 事業評価ハンドブック(Ver.1.1)(JICA、2016 年)より)。

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
運輸交通 貿易円滑化 電力の整備	運輸交通	無償	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画(詳細設計)	2010年度	0.4	○	-	-	-
		無償	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	2011年度	18.6	-	-	-	○
		有償	【円借款】ルスモカコンザ区間道路改良計画	2016年度	68.89	-	○	-	-
		有償	【円借款】ンゴマラミロ区間道路改良計画	2017年度	76.7	-	○	-	-
		無償	【日本 NGO 連携無償】若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(第1期)	2017年度	0.32	-	-	-	○
		無償	【日本 NGO 連携無償】若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(第2期)	2018年度	0.29	-	-	-	○
		無償	【日本 NGO 連携無償】若者の持続的な雇用創出に向けた現地資材を活用した労働集約型未舗装道路整備事業(第3期)	2019年度	0.31	-	○	-	-
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修一 国別研修)】バス公社車輛整備 技師技術研修	2011/2/1- 2011/3/1	-	○	-	-	-
	貿易円滑化 治安対策	無償	経済社会開発計画	2016年度	2.7	-	○	-	-
		無償	東部アフリカにおける貿易円滑化及び国境管理能力向上計画(UNOPS 連携)	2019年度	3.51(5 か国対象)	-	○	-	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト	2013/12- 2017/12	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力プロジェクト】東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト	2017/12/16 -2021/6/30	-	-	○	-	-
	電力	無償	変電及び配電網整備計画	2010年度	24.54	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】シイラ病院太陽光パネル設置計画	2010年度	0.09	○	-	-	-
		無償	第二次変電及び配電網整備計画	2015年度	22.19	-	-	-	○
		無償	第三次変電及び配電網整備計画	2018年度	26.35	-	○	-	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト	2011/3/7- 2014/3/31	-	-	-	-	△

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修-国別研修)】エネルギー政策研修	2011/4/1-2013/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】電力アドバイザー	2011/5/1-2016/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修-国別研修)】アフリカ地域地熱エネルギー開発計画策定能力向上/TICAD IV フォローアップ	2011/6/29-2011/7/16	-	○	-	-	-
		技術協力	【開発計画調査型技術協力】持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト	2015/4/1-2016/3/31	-	-	-	-	○
農業の高付加価値化・ビジネス化の促進	農業	無償	貧困農民支援	2010年度	1.9	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】農産物加工機設置及び納屋建設計画	2010年度	0.07	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】女性・社会的弱者の生計・食料安全保障改善計画	2012年度	0.07	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】フイエ郡地域農業支援センター建設計画	2013年度	0.08	○	-	-	-
		無償	ンゴマ郡灌漑開発計画	2014年度	15.49	-	-	-	○
		無償	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	2016年度	20.77	-	-	-	-
		有償	【円借款】農業変革を通じた栄養改善のための分野別政策借款	2019年度	100	-	-	-	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】東部県農業生産向上プロジェクト	2010/11/1-2013/10/31	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力専門家派遣】一村一品運動のための能力強化	2010/11/1-2012/6/30	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】灌漑アドバイザー	2011/9/22-2013/9/21	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】農業機械化アドバイザー	2012/3/1-2015/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】微生物活用支援専門家	2012/10/20-2014/10/19	-	○	-	-	-
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修-国別研修)】コーヒー生産者輸出競争力強化	2013/8/15-2014/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】灌漑アドバイザー	2013/9/1-2016/8/31	-	○	-	-	-
技術協力	【技術協力プロジェクト】小規模農家市場志向型農業プロジェクト	2014/11-2020/12	-	-	-	-	○		

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		技術協力	【草の根技術協力事業】ルワンダ共和国東部州における小規模生産者グループの経済活動及びマネジメント向上支援プロジェクト	2015/10/15 - 2018/10/12	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力専門家派遣】灌漑アドバイザー	2016/8/10-2018/8/9	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】コーヒーバリューチェーン強化プロジェクト	2017/2-2020/2	-	-	-	○	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】灌漑水管理能力向上プロジェクト	2018/3-2023/5	-	-	○	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】農業政策アドバイザー	2019年度-2021年度	-	-	○	-	-
安全な水衛生の供給	水衛生	無償	【草の根・人間安全保障無償】カレッジ・ドクトリナ・ヴィタエ校内雨水回収施設整備計画	2011年度	0.08	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ミギナ・ンゾビ給水施設整備計画	2013年度	0.06	○	-	-	-
		無償	第三次地方給水計画	2014年度	10.13	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ギンバ給水施設整備計画	2014年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ギチュンビ・ガツィボ給水施設復旧・拡張計画	2015年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ブゲセラ郡安全な水へのアクセス改善計画	2016年度	0.08	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ムバレ給水施設整備計画	2016年度	0.08	-	-	-	○
		無償	キガリ市ンゾベートル間送水幹線強化計画	2018年度	31.91	-	○	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】カモニ郡ルンダ地区安全な水・衛生へのアクセス改善計画	2018年度	0.09	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力プロジェクト】地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト	2014/2/26-2019/12/31	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力プロジェクト】キガリ市無収水対策強化プロジェクト	2016/8/1-2020/12/31	-	-	○	-	-
		技術協力	【開発計画調査型技術協力】キガリ市上水道改善整備マスタープランプロジェクト	2019/3/5-2021/3/4	-	-	○	-	-
人材育成及び科学技術イノベーションの促進	基礎教育	無償	【草の根・人間安全保障無償】カヨンザ現代中等学校教室拡張計画	2010年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】恵まれない青少年を対象とした学校教室拡張計画	2010年度	0.05	○	-	-	-

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ニャンザにおける幼稚園建設計画	2012年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ムレヘ小学校建設計画	2013年度	0.08	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】国際平和学校寄宿舎建設計画	2014年度	0.08	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】サマリタン国際小学校建設計画	2014年度	0.08	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ガヘンゲリ小中学校拡張計画	2015年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】サマリタン国際小学校校舎建設計画	2018年度	0.07	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ベテル・アパルドゥ学校女子寮建設計画	2018年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ギラ・イムフエ小学校拡張計画	2019年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ベテル・アパルドゥ学校女子寮建設計画(フォローアップ費)	2019年度	0.01	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】教員間の校内相互研鑽強化プロジェクト	2013/1/1-2015/12/31	-	-	-	○	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】教育計画・モニタリングアドバイザー	2013/2/1-2015/1/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【草の根技術協力事業】ルワンダ共和国小学校教員の算数指導力向上プロジェクト	2016/11/18-2019/2/28	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力プロジェクト】学校ベースの現職教員研修の制度化・質の改善支援プロジェクト	2017/1/1-2019/12/31	-	-	-	-	○
	技術教育 職業訓練	無償	【草の根・人間安全保障無償】困窮した若者を対象とした職業訓練施設整備計画	2011年度	0.04	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ストリートチルドレンを対象とした職業訓練施設建設計画	2011年度	0.09	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】貧困女性のためのバナナ繊維織物研修実施計画	2011年度	0.04	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】恵まれない若者を対象とした職業訓練施設建設計画	2011年度	0.09	○	-	-	-

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		無償	【日本 NGO 連携無償】高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト	2013 年度	0.26	-	-	-	○
		無償	【日本 NGO 連携無償】高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト(第2年次)	2014 年度	0.26	-	-	-	○
		無償	【日本 NGO 連携無償】高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト(第3年次)	2015 年度	0.26	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ムハジ湖職業訓練学校修復計画	2015 年度	0.08	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】カブガイ技術学校校舎拡張計画	2016 年度	0.09	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ガケンケ郡におけるキリスト教青年労働会の職業訓練校の建設計画	2017 年度	0.08	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ンズキ職業訓練センター寄宿舎建設計画	2017 年度	0.09	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力専門家派遣】TVET セクター産業連携	2010/9/1-2012/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協カプロジェクト】障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト	2011/3/11-2014/3/10	-	-	-	-	○
		技術協力	【技術協カプロジェクト】トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト フェーズ 2	2013/1/1-2018/8/31	-	-	-	-	△
		技術協力	【技術協力専門家派遣】TVET 機関における産業連携促進アドバイザー	2013/9/20-2015/9/19	-	-	-	-	△
		技術協力	【草の根技術協カ事業】キガリ市に居住する障害者へのパソコン講習を通じた収入創出事業	2014/9/24-2017/3/31	-	-	-	○	-
	ICT 民間セクター開発	技術協力	【技術協力専門家派遣】中小零細企業振興アドバイザー	2014/10/1-2015/9/30	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】IT 人材育成アドバイザー	2010/3/8-2011/2/28	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】国家 ICT 戦略・計画 実施支援アドバイザー	2011/7/11-2012/12/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修-国別研修)】電子政府推進のためのシステム運用管理	2012/3/1-2012/6/30	-	○	-	-	-

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		技術協力	【研修員受入事業(本邦研修-国別研修)】電子政府推進のためのIPネットワークの構築と運用管理	2012/3/1-2012/7/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【技術協力専門家派遣】ICT政策及び民間セクター開発アドバイザー	2013/11/1-2016/3/31	-	○	-	-	-
		技術協力	【草の根技術協力事業】キガリを中心とした若手ICT人材育成事業	2017/2/10-2019/6/30	-	-	-	○	-
		技術協力	【技術協力プロジェクト】ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト	2017/11/12-2021/3/19	-	-	○	-	-
		技術協力	【草の根技術協力事業】神戸-キガリICTビジネスイニシアティブ	2019/12-2022/11	-	-	○	-	-
その他	保健	無償	【草の根・人間安全保障無償】ニャチヨンガ・ヘルスセンター産科棟建設計画	2017年度	0.08	-	-	-	○
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ニャマタ病院手術室棟建設計画	2019年度	0.09	○	-	-	-
	国際機関拠出金	エボラウイルス及びその他の優先的公衆衛生緊急事態への準備の強化(WHO)	2018年度	1.12	-	-	-	○	
	国際機関拠出金	コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国の国境におけるエボラの予防及び監視対策の改善(IOM)	2019年度	0.05	-	○	-	-	
	難民	国際機関拠出金	難民に対する食糧及び栄養支援(WFP)	2016年度	1.75	-	-	-	○
		国際機関拠出金	ブルンジ難民の子ども及び女性の保護とエンパワーメント(UNICEF)	2016年度	0.76	-	-	-	○
		国際機関拠出金	ブルンジ難民の女性及び若者に対するリプロダクティブ・ヘルスケア及び生計支援を通じた、強靱性構築及び人間の安全保障のための支援及びエンパワーメント(UNFPA)	2017年度	0.33	-	-	○	-
		国際機関拠出金	ルワンダ国内のブルンジ難民の保護及び支援(UNHCR)	2017年度	2.2	-	-	○	-
		国際機関拠出金	マハマキャンプの難民に対する食料及び栄養支援(WFP)	2018年度	1.12	-	-	○	-

開発課題	分野	形態	案件名	期間	供与限度額(億円)	詳細情報なし	案件実施中	達成状況確認困難	当初目的達成状況
		国際機関拠出金	ブルンジ難民の保護及び支援 (UNHCR)	2018年度	0.3	-	-	○	-
		国際機関拠出金	難民の子供たちの平等なサービスへのアクセスの向上 (UNICEF)	2019年度	0.4	-	○	-	-
		国際機関拠出金	マハマキャンプにおけるブルンジ難民に対する食糧及び栄養支援(WFP)	2019年度	1.1	-	○	-	-
	その他	無償	【草の根・人間安全保障無償】困窮した女性達を対象とした作業所建設計画	2010年度	0.06	○	-	-	-
		無償	【草の根・人間安全保障無償】ジェノサイド未亡人支援のための集会所建設計画	2012年度	0.08	○	-	-	-
		無償	ノン・プロジェクト無償資金協力	2013年度	3	-	-	○	-
		無償	村落環境整備計画(UN連携)(ケニア、ナイジェリア及びブルワンドの3か国4サイト対象)	2014年度	5.47(3か国対象)	-	-	○	-
		無償	村落環境整備計画(UN連携)(ケニア、ナイジェリア及びブルワンドの3か国対象)	2014年度	5.25(3か国対象)	-	-	○	-
		無償	村落環境整備計画(UN連携、UNOPS実施)(ケニア、ナイジェリア及びブルワンド対象)	2015年度	5.96(3か国対象)	-	-	○	-
		無償	食糧援助	2016年度	22.2(11か国対象)	-	-	○	-
		無償	【草の根文化無償】空手器材整備計画	2017年度	0.07	-	-	-	○
		技術協力	【技術協力専門家派遣】障害分野アドボカシー及び調整促進アドバイザー	2015/2/24-2017/2/23	-	-	-	○	-

(注1)2010年度から2019年度に開始した案件。有償・無償は外務省HP等に記載の交換公文(E/N)署名年度もしくは実施年度が2010～2019年度の案件。技術協力はJICA HP等に記載の協力期間が2010～2019年度に開始した案件。国際機関拠出金は、外務省提供「ルワンダ補正予算案件リスト(2016～2019年度)」に記載の案件。補正予算による国際機関拠出金の案件は、文書保存期間の関係で、2015年度以前の案件数・内容が不明であり、含まれていない。

(注2)期間は、有償資金協力は外務省HPに記載の交換公文(E/N)の署名年度、無償資金協力は外務省HPに記載の実施年度、技術協力はJICA・HPもしくは案件概要表に記載の協力期間を記載。

(注3)事後評価が実施されている案件は、同評価における有効性・インパクトの評価結果、事後評価が実施されておらず終了時評価が実施されている案件は、同評価における有効性及びインパクトの評価結果を参照した。

(注4)無償資金協力案件で、事後評価が実施されておらず完了報告のみの案件は、アウトカムは確認できず、アウトプットのみ確認に留まる。そのため、計画した主なアウトプットが産出されているものは、当初目的は達成見込みとして○と付した。

(出所)本評価対象案件の案件概要表・事業事前評価表・完了報告書・終了時評価調査結果要約表・外部事後評価報告書・事後状況調査シートなどに基づき、評価チーム作成。